

第58集

日本労働年鑑

1988年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1988
VOL. XXXXVII

法政大学大原社会問題研究所

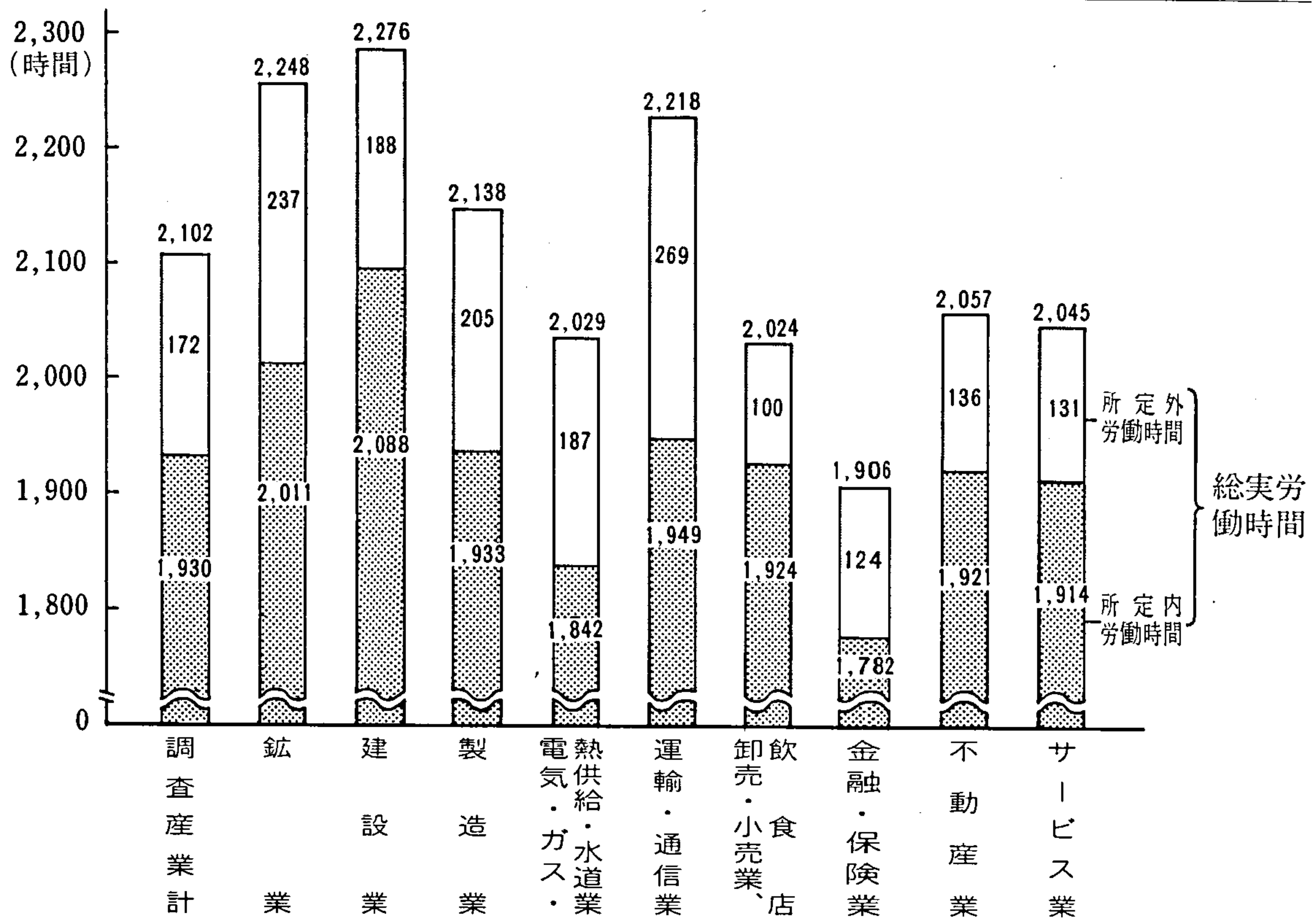
COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

産業別労働者1人平均年間実労働時間

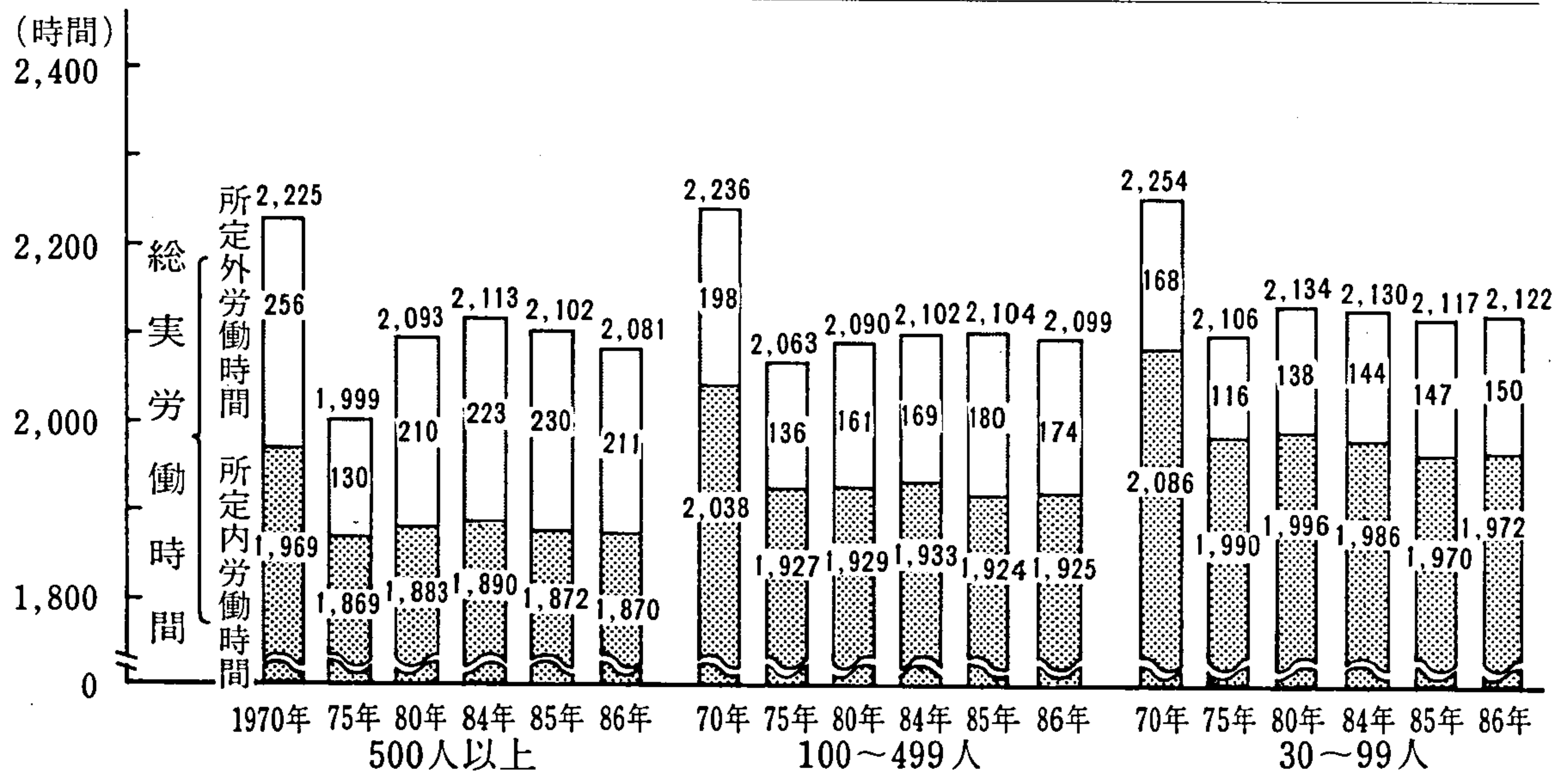
—1986年、事業所規模30人以上—



資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(1986年)

事業所規模別労働者1人平均年間実労働時間の推移

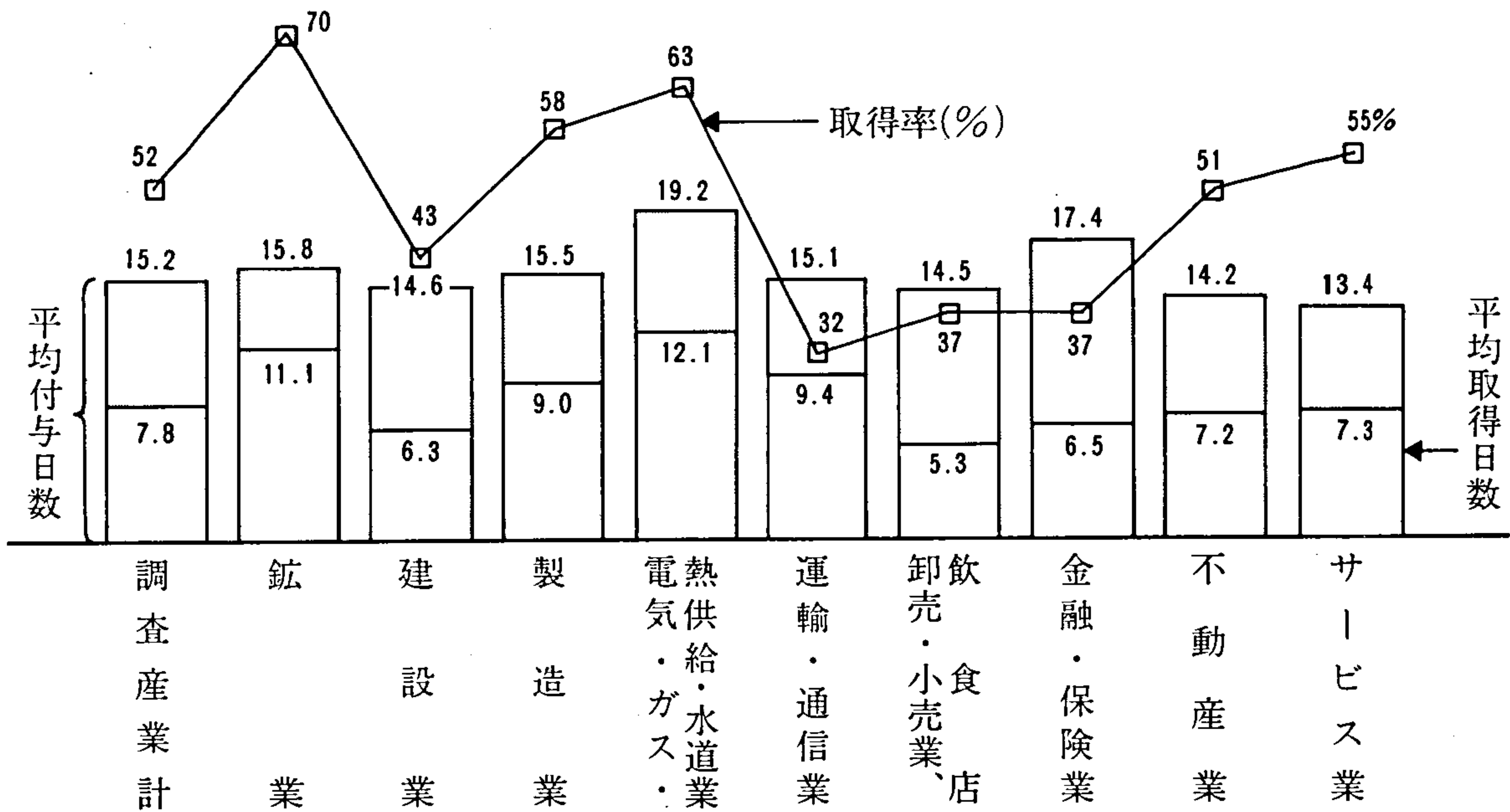
—調査産業計—



資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

*産業別の労働者1人平均の年間実労働時間は、金融・保険業を除き、2000時間を超えている。事業所規模別にみると、所定内労働時間は、規模が大きいほど短い、所定外労働時間は、規模が大きいほど長くなっている。

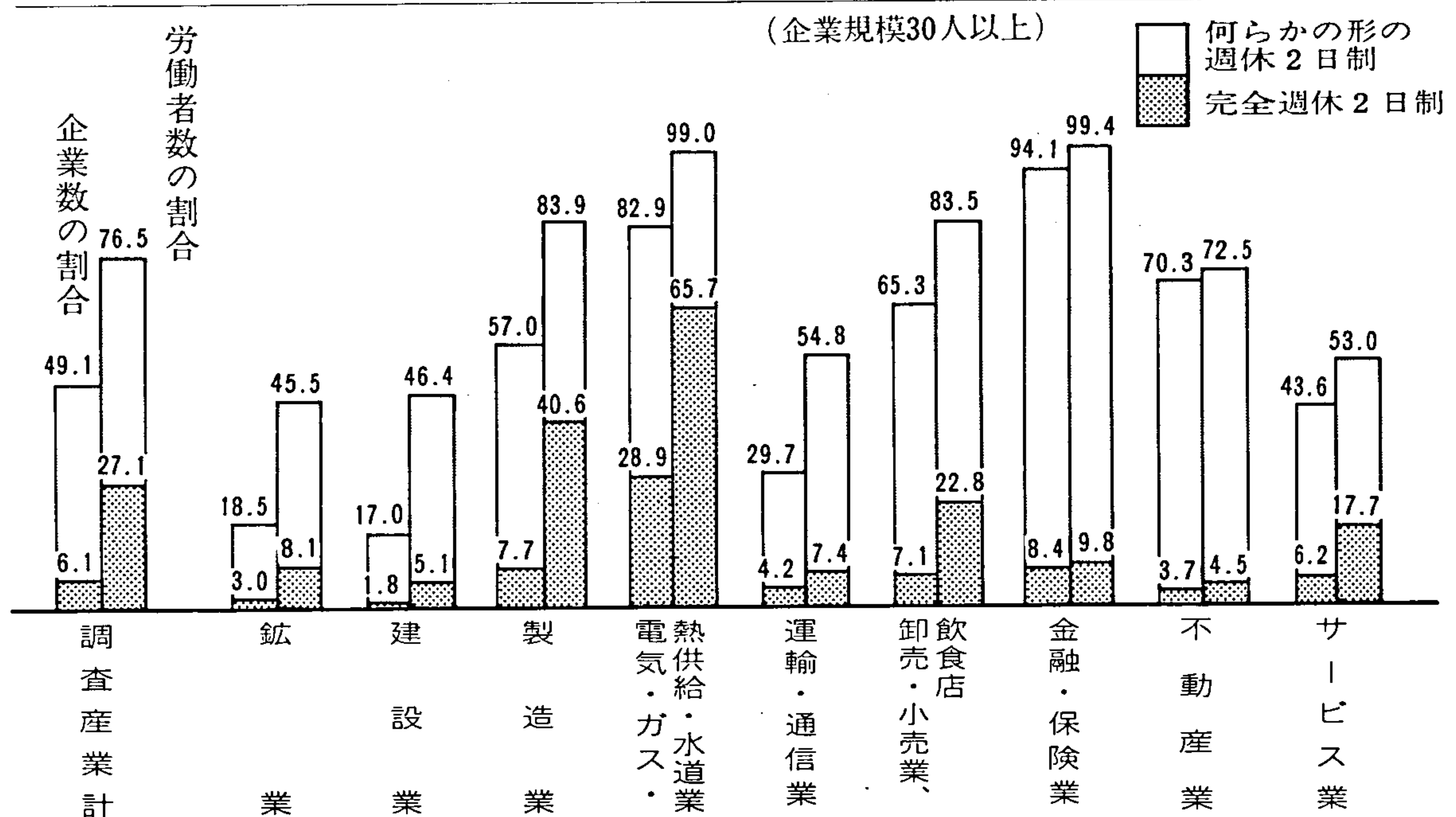
産業別労働者1人平均年次有給休暇の 付与日数、取得日数および取得率(1985年)



資料出所：労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(1985年12月)

* 年次有給休暇の平均付与日数は、調査産業計で15.2日となっているが、平均取得日数は7.8日で、取得率は52%にとどまっている。とくに運輸・通信業及び卸・小売・飲食店、金融・保険業では、平均取得率32%、37%と低くなっている。

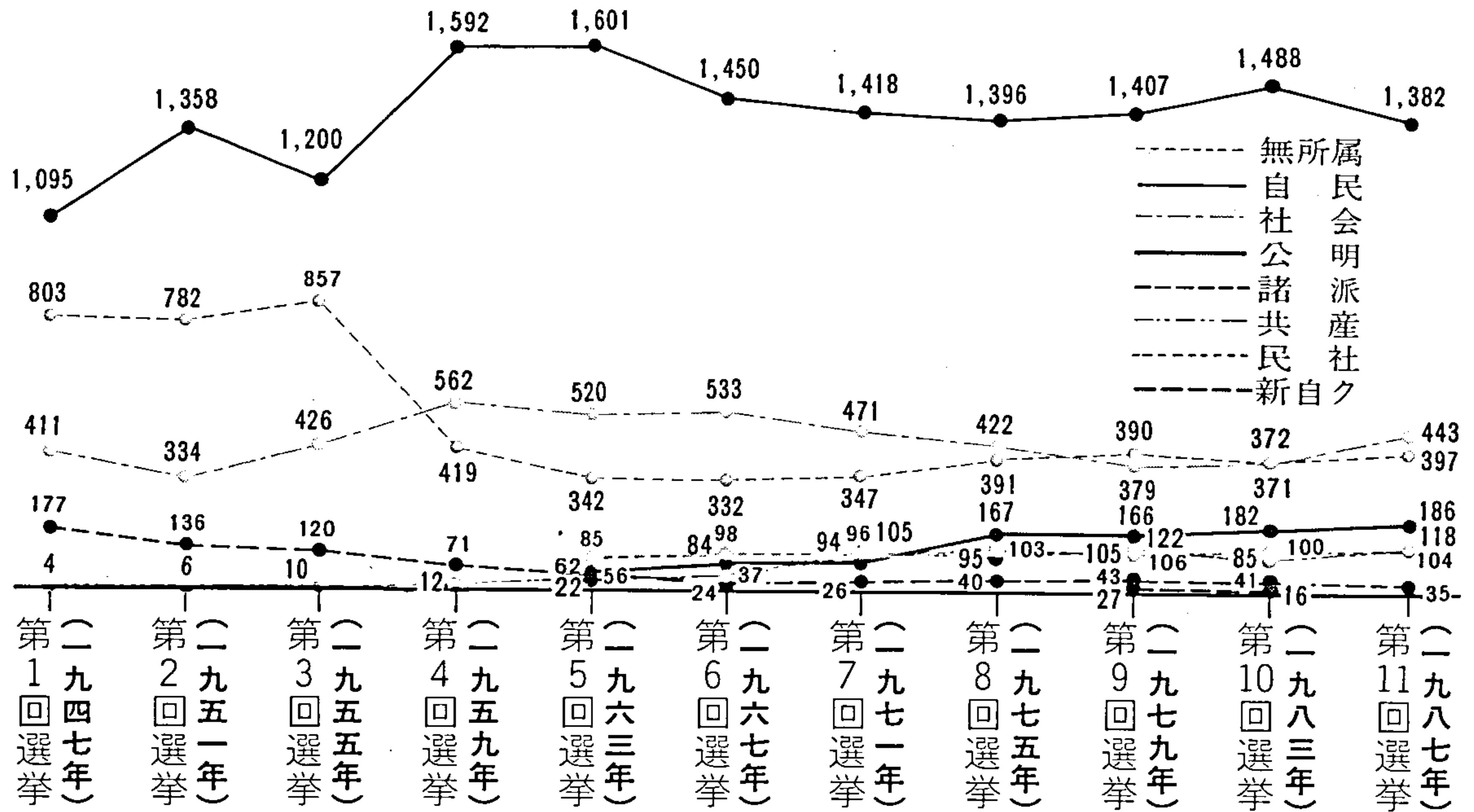
産業、週休2日制の形態別採用企業数 および適用労働者数の割合(1985年)



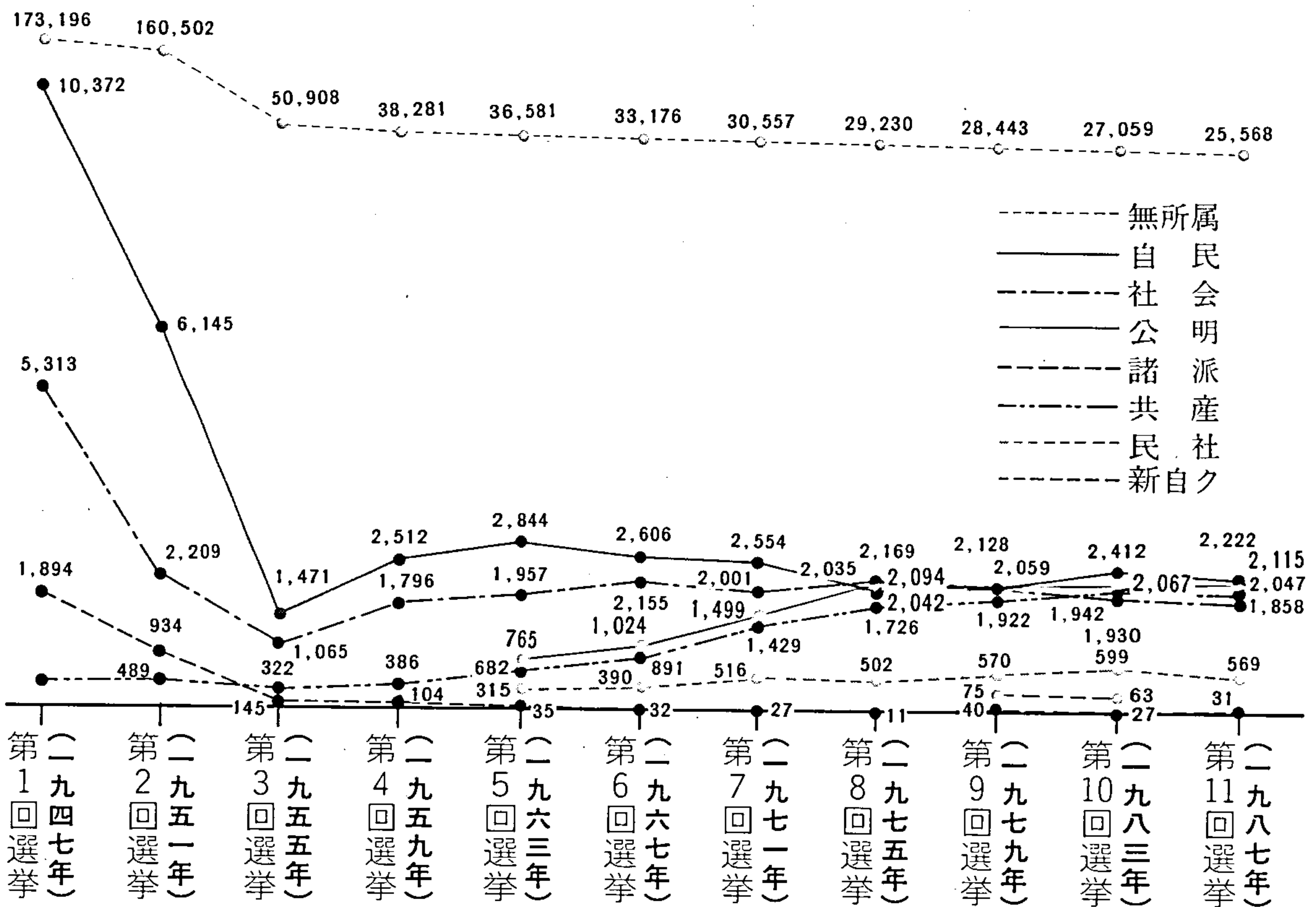
資料出所：労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(1985年12月)

* 週休2日制の普及状況は、企業数の割合では調査産業計で49.1%、労働者数の割合では76.5%であり、企業規模が大きいほど普及割合が高くなっている。しかし、完全週休2日制の普及割合は、企業数の割合で調査産業計 6.1%、労働者の割合で27.1%にとどまっている。

道府県議選における各党派別当選者数の推移



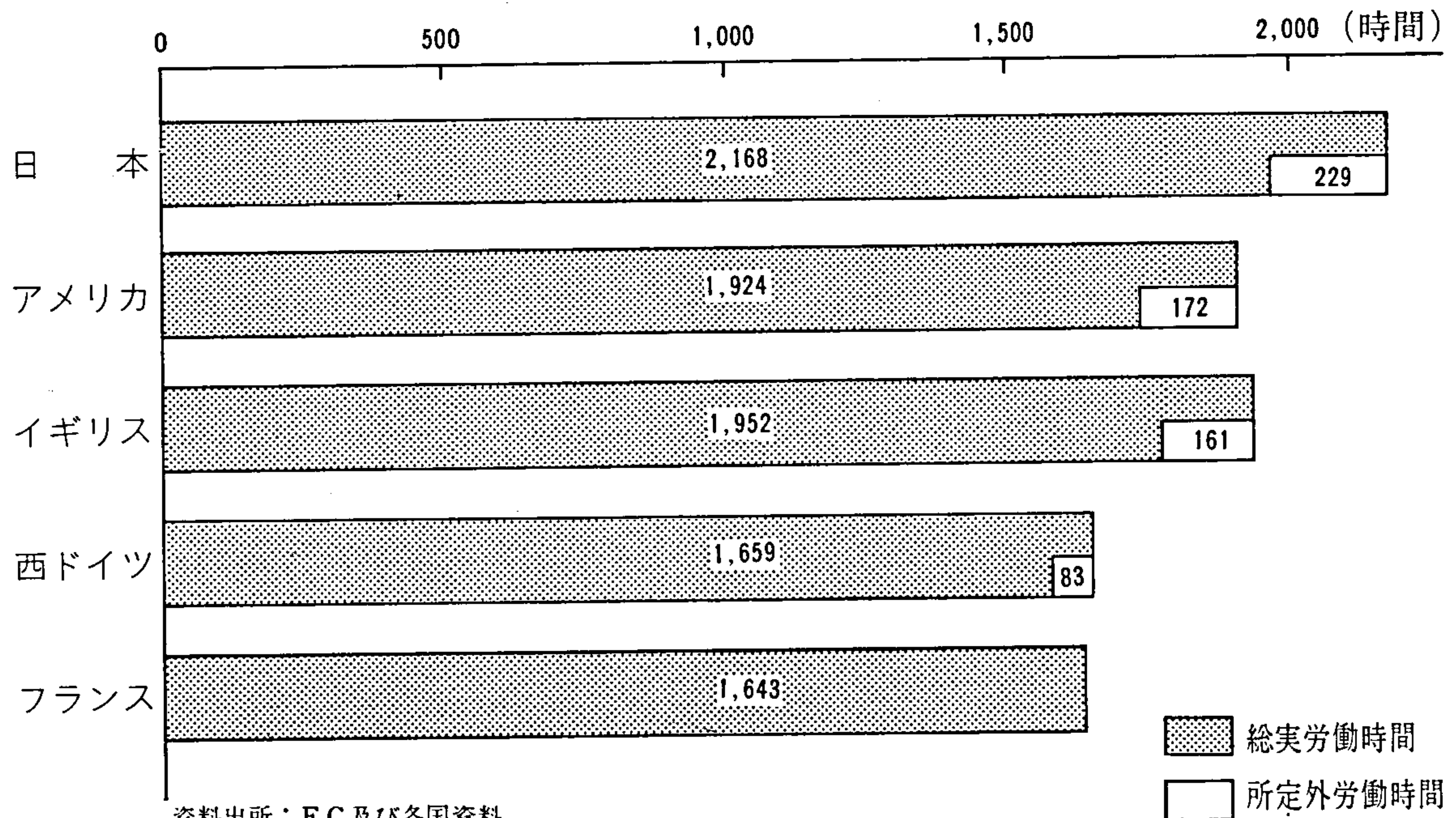
市区町村議党派別当選者数の推移



〔注〕 自民は民主・自由、社会は左社・右社・労農各党の合計。公明は公明政治連盟を含む。

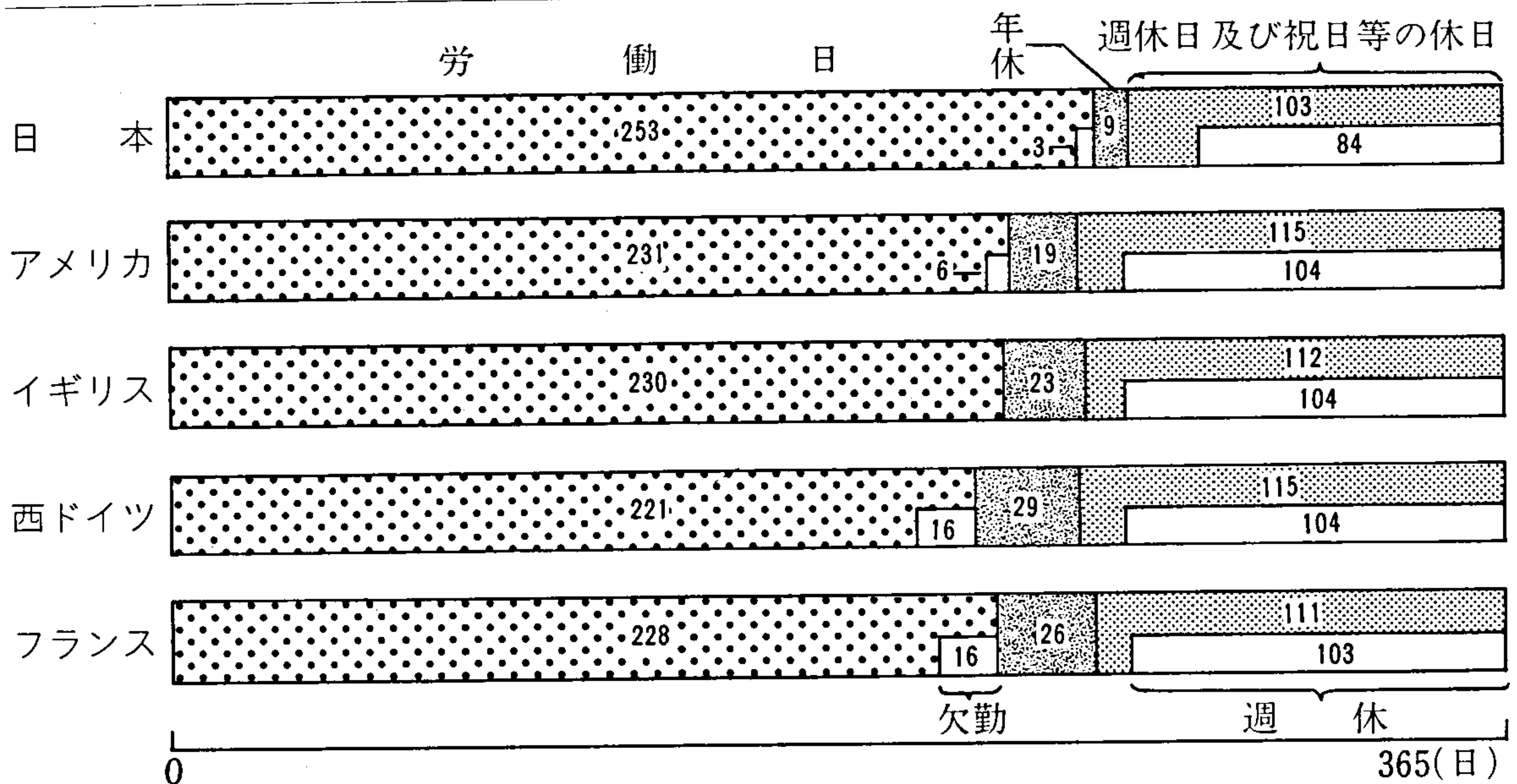
労働時間の国際比較

—推計値、原則として製造業生産労働者、1985年—



年間休日等の国際比較

—推計値、原則として製造業生産労働者—



*日本の労働時間は、欧米先進諸国にくらべてかなり長い。所定外労働時間も長い、とくに所定内労働時間の長さがめだっている。また、労働日数も長い。反対に、年次有給休暇、週休日数はかなり少ない。

はしがき

本書は『日本労働年鑑』の第五八集である。内容的には一九八七年一月から同一二月までの日本の労働運動・労働問題の動向を記録している。年鑑を出版できなかった戦時中の空白を埋めるために編集刊行した年鑑特集版『太平洋戦争下の労働者状態』（一九六四年刊）と『太平洋戦争下の労働運動』（一九六五年刊）を含めれば、一九二〇年の第一集から数えて六〇冊目である。労働問題に関する専門的な年鑑が、これほど長期にわたって刊行をつづけているのは世界でも例のないことであるが、これもひとえに読者各位のご支援のたまものであり、また、年鑑編集のための資料提供などさまざまな形で援助を寄せられた労働組合はじめ公私の諸団体、関係者各位のおかげである。この機会に心からお礼を申し述べたい。

『日本労働年鑑』は、一九八七年六月に発行した第五七集において、その内容および構成について、かなり大幅な変更をおこなった。すなわち、

- 一、戦前の第一八集以降つづいてきた、①労働者状態、②労働運動、③労働政策の三部構成をつぎの五部構成に改めた。①労働経済と労働者生活、②経営労務と労使関係、③労働組合の組織と運動、④労働組合と政治・社会運動、⑤労働・社会政策。

二、収録時期も、第三八集以後は刊行年の前年七月から刊行年の六月までであったが、前年一月から一二月までの暦年に変更した。ただし、前回は過渡期であったため一九八五年七月以降の一年半を収録したので、完全な暦年への

移行は今回が最初である。

三、労働組合全国組織の動向については、これまで大会を中心に記録してきたが、各組織ごとに組織状況、運動方針、政党との関係、国際活動などを記録し、その実態を総括的に把握できるように改めた。

本書は、その構成と基本的内容において、前回の第五七集と大きく変わるところはない。しかし、『年鑑』を読みやすく、親しみやすいものとするため若干の工夫をこらした。すなわち、各章の冒頭で、その年の主要な動向とその特徴を分かりやすく表現する見出しをおき、さらに関連する図表やイラストなどを加えたのである。また最初の試みであるため不十分なところを残しているが、読者各位のご批判を得て、さらに読みやすく、分かりやすいものになりたいと考えている。

本第五八集においても、つぎのとおり章別編成を若干変更したが、いずれも技術的なものである。

一、「労働組合の組織と運動」の部から「権利闘争」を除き、「労働・社会政策」の部に「労働判例・労働委員会命令」の章を設けた。内容的にはほぼ継続している。

二、前集では本文の「労働組合全国組織の動向」の章の最後に収めていた「労働組合大会日誌」は、巻末の付録に移した。

巻頭の特集は「〈連合〉の結成と労働戦線」をとりあげた。なおこの問題に関連して、第五二集の特集「労働戦線統一問題」において、一九七〇年代における労働戦線統一についての基本的な事実経過を整理し、記録しているので参照願いたい。

また昨八七年から、紙幅の関係で年鑑に収録しきれなかった資料や文献目録などを『大原社会問題研究所雑誌』に掲載している。すなわち、第三四四号で「八七春闘——妥結と総括」を特集したほか、「国鉄分割民営化問題文献目録」(第三四一号、第三四二号)「第一一回地方選挙の結果」(第三四四号、第三四九号)などを掲載した。本年度も第三五五号で

「売上税粉碎闘争・国家秘密法反対運動の記録」、第三五七号で「『連合』活動日誌」を掲載し、第三五八号に「八八春闘」を特集するなど、年鑑に関連した資料・文献目録を随時収録する予定であるので、ご利用いただければ幸いです。

大原社会問題研究所は、明一九八九年二月をもって創立七〇周年を迎える。われわれは、これを記念し、①労働関係文献データベースの作成、②創立五〇周年記念事業としてはじめた《覆刻シリーズ日本社会運動史料》を第二次大戦後に発行された資料にまで広げること、③国際シンポジウムの開催などの事業を計画し、すでに準備を進めている。前者は単なるカンパニア的な記念事業ではなく、今後一〇年、二〇年と継続するものであり、二一世紀へ向けての長期の事業となるであろう。これまでに増してのご指導・ご援助をたまわるようお願い申し上げます。次第である。

一九八八年五月二〇日

法政大学大原社会問題研究所

目次

はしがき

序章 政治・経済の動向と労働問題の焦点

- 1 国際政治の動向……………ハ
- 2 国際経済の動向……………三
- 3 国内政治の動向……………五
- 4 国内経済と雇用・賃金の動向……………六
- 5 労働・社会政策の動向……………三
- 6 労働運動の動向……………五

特集 「連合」の結成と労働戦線

- はじめに……………三〇
- 全民労協の結成経過と連合体移行決定……………三三
- 1 全民労協の結成にいたる経過……………三二
- 2 全民労協の結成と連合体移行決定まで……………三九
- 「連合」の結成と労働戦線……………三三
- 1 「連合」の発足とその反響……………四三
- 2 総評の労戦問題対応の軌跡……………四八

- 3 総評の「全統」へのプログラムと傘下組織の再編動向……………五三

- 4 総評左派、反主流派の方針……………五八
- 5 同盟……………六二
- 6 中立労連・新産別……………六六
- 7 統一労組懇・労研センター、「左派」の動向……………六七

第一部 労働経済と労働者生活

I 労働経済の動向……………五五

- 1 労働力需給と雇用調整……………七六
- 2 就業・雇用構造……………八三
- 3 賃金と労働時間……………八七

II 労働者生活の実態……………五五

- 1 消費者物価の動向と賃金購買力……………九五
- 2 労働者家計の収入と支出……………一〇〇
- 3 昭和六二年版『国民生活白書』……………一〇五
- 4 標準生計費と生活保護基準……………一〇七

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向……………一一〇

- 1 賃金……………一一一
- 2 労働時間法改正への対応……………一一六
- 3 雇用……………一一八

4	労働団体との関係	123
5	社会保障	124
6	その他	125
II 経営労務の動向……………		二九

1	人事・労務制度の現状	131
2	経営者の労務管理上の関心	133
3	国際化にともなう人事・労務対策	135
4	終身雇用の修正	137
5	女子の雇用管理と複線型管理	138
6	職業能力開発の展開	141
III 労使交渉と労働争議……………		一三

1	労使交渉と労働協約の現状	145
2	労働争議	155
IV 産業合理化と労働組合……………		一三

1	産業動向と合理化	165
2	合理化への労働組合の対応	160

第三部 労働組合の組織と運動

I 労働組合の組織現状と組織動向……………		一六
1	労働組合の組織状況	197
2	労戦統一と産業別組織の動向	210
II 労働組合全国組織の動向……………		二五
1	全日本民間労働組合連合会	216
2	全民労協	225

3	総評	230
4	同盟	240
5	統一労組懇	250
6	主な単産の大会	257
III 賃金要求と賃金闘争……………		二二

1	八七年春季闘争	264
2	八七年秋季年末闘争	287
IV 労働者福祉運動……………		二二

1	労働金庫運動	293
2	労働者共済運動	297
3	生活協同組合運動	299
4	労働者住宅運動	304
V 国際労働組合運動……………		三〇

1	国際労働組合組織の動向と日本の労働組合	310
2	国際労働組合の諸会議	313

第四部 労働組合と政治・社会運動

I 社会保障闘争……………		三六
1	国民健康保険の保険証交付闘争	327
2	生活保護に関する闘争	329
3	国立病院等の統廃合反対闘争	330
4	高齢者・老後保障闘争	331
5	組合共済年金制度の広がり	333
II 社会運動の動向……………		三四

- 1 平和・社会運動 336
- 2 公害反対運動 355

III 政党の動向……………三三

- 1 国会と各党の動き 366
- 2 選挙 374
- 3 日本社会党 383
- 4 公明党 396
- 5 民社党 405
- 6 日本共産党 415

第五部 労働・社会政策

I 労働政策……………四六

- 1 労働大臣の所信表明 430
- 2 労働省予算 431
- 3 『労働白書』の公表 431
- 4 雇用・労働市場政策 433
- 5 職業能力開発政策 439
- 6 労働基準法の改正と施行 441
- 7 女子労働に関する政策 443
- 8 勤労者生活ビジョン 444
- 9 第一〇八、一〇九回国会における労働関係法案 445

II 賃金政策……………四三

- 1 八七年度の地域別最低賃金の改定 455
- 2 産業別最低賃金の改定と新制度への転換 458

- 3 八七年度人事院の勧告 461

III 社会保障政策……………四三

- 1 社会保障制度の再構築 466
- 2 医療保障システム 467
- 3 所得保障システム 472
- 4 保健・福祉サービス 473
- 5 社会保障財政 476

IV 労働判例・労働委員会命令……………四七

- 1 最高裁判所判例 479
- 2 下級審重要判例 485
- 3 中労委命令 488

V ILO……………四九

- 1 第七三回ILO総会 491
- 2 第七四回ILO(海事)総会 496
- 3 その他の主な会議 498
- 4 その他 500

付録

- 付1 労働組合の大会日誌
- 付2 主要な労働組合の現状
- 付3 労働組合名簿
- 付4 事項索引、統計図・表索引

社会・労働運動年表(一九八七年一月一日～二月三十一日)

序章 政治・経済の動向と労働問題の焦点

1 国際政治の動向

米ソ首脳会談とINF合意 一九八七年の国際政局で注目されたのは、一二月の米・ソ首脳会談と「中距離核ミサイル（INF）全廃条約」の調印である。INF全廃条約の骨子は、①中距離核ミサイルならびにこれらの発射装置などを廃棄し、今後この種の兵器システムを持たない、②長射程ミサイルは発効後三年以内、短射程ミサイルは一年半以内に廃棄する、③発効後双方は一三年間にわたって相手国ならびに基地がある国で現地査察を行う権利を持つ、④条約の期限は無期限だが、六カ月の予告で条約から脱退する権利を妨げない、などである。この条約によって、アメリカ側は八五九基、ソ連側は一七五二基のミサイルが廃棄されることになる。この条約は、たんなる軍備制限ではなく、実際に配備されている核兵器の削減を歴史上初めてとりきめたものであり、核の全面廃絶にむけて重要な第一歩をしるすものであった。また、両首脳は、一月一〇日、会談終了にあたって共同声明を発表したが、ここでは戦略核の五〇％削減目標が具体的に数字で示され、海上（中）発射巡航ミサイル（SLCM）の制限についてもとりきめられ、レーガン大統領が八八年前半にモスクワを訪問することがうたわれた。

ロシア革命七〇周年とペレストロイカ 一九八七年一月七日、ソ連はロシア革命七〇周年を迎えた。これに先立つ記念式典の席上、ゴルバチョフソ連共産党書記長は、ペレストロイカ（改革）政策を「革命の事業の継続」と位置づけ、社会主義的民主主義の拡大に向けてひきつづき改革を進める決意を明らかにした。ペレストロイカの具体化は、一月のソ連共産党中央委員会総会でのゴルバチョフ報告「ペレストロイカと党の幹部政策」による生産現場・議会・党組織内での職場長・代議員・役員を選出方法の改革の提案、五月の個人営業を公認する「個人労働法」の施行、六月の党中央委員会総会での経済システムの抜本的改革についての書記長報告、これをうけての六月の国家企業法（統制の大幅緩和と

独立採算制の採用などによって生産意欲の向上を図る)、国民討議法(重要問題の全国民的討議と国民投票の規定を具体化)、行政訴訟法(公務員ないし公的機関による市民の権利侵害にたいする提訴手続きを制定)の民主化三法の採択など、着々と進められてきている。ゴルバチョフ改革は、改革派と保守派のあやういバランスの上に立っていると見る見方もあるが、スターリン批判の深化や、ブハーリン・パステルナークの復権、アフガニスタンからの撤退、第二次大戦中の東欧諸国との関係における歴史の見直し、中国との関係改善、INF全廃の受け入れなど、その範囲を拡大させ、ソ連の対外政策の「改革」にまでおよびつつある。

東欧諸国の動向 ソ連で進行中のゴルバチョフ改革は、東欧諸国にたいしても微妙な影響を与えている。ゴルバチョフ書記長は各国にペレストロイカを説明して歩き、八七年五月のルーマニア訪問で一連の訪問を終えた。これにたいして、早くから経済改革などに着手してきたハンガリー、計画経済が比較的順調に作動している東ドイツ、独特の体制をとっているルーマニアなどを除いては好意的で、積極的な反応が示された。

ヤルゼルスキ政権下で経済の再建にとりくんでいるポーランドは、ソ連の変化を歓迎し、十一月二十九日、企業の独立採算性を高めて自由主義的な競争原理を大幅にとりいれた改革案を国民投票にかけた。これまでにない自由な秘密投票の結果、投票率六七・三%、賛成は有権者の四四・三%で政府案が否決されたが、政府は物価値上げなどの改革ペースを計画よりもゆるめて実行する姿勢を示している。ソ連など五カ国軍隊の軍事介入で「プラハの春」をつぶされた経験を持つチェコスロヴァキアでは、一般国民はペレストロイカを歓迎した。一二月には、フサーク書記長が辞任し、ヤケシュ政権が誕生するなど、ゆるやかな改革に向けての体制がととのった。

西ヨーロッパの動き この間、西ヨーロッパではいくつつかの国で総選挙が実施された。一月の西ドイツ総選挙では、コール首相の連立与党が過半数を制したものの、キリスト教民主・社会同盟は予想外の後退を示し、自由民主党と緑の党が議席を増加させた。六月のイギリス総選挙では保守党が大勝し、三選が確定したサッチャー首相はこの先さらに五

年間政権を担当することになった。また、六月のイタリア上下両院の選挙ではキリスト教民主党が第一党を確保し、政党間の序列に変化はなかったものの、社会党の伸びと共産党の退潮がめだつた。フランスでは八八年の大統領選挙を前にした前哨戦が展開されている。

西ヨーロッパは、INFをめぐる軍縮交渉での重要な舞台となったが、ホーネッカー東ドイツ国家評議会議長の西ドイツ訪問や、コール西ドイツ首相のINF廃棄受け入れ発言など、東西関係の改善とINF交渉促進の動きが生じた。同時に、核戦力削減によって通常戦力でNATO側が不利になるとの観測もあって、西ドイツとフランスの間の軍事協力が緊密化するなど、西ヨーロッパの安全保障にむけての独自の動きも強まっている。

中国における改革の進展 一月一六日、中国共産党政治局拡大会議で胡耀邦総書記が学生の民主化要求デモをめぐる混乱の責任をとって自己批判し、辞任した。後任の総書記代行には趙紫陽首相が任命された。その後五月の政治局拡大会議で反撃に転じた改革派グループは、一〇月二五日と十一月一日の中国共産党第一三回大会で「改革・開放路線」を定着させ、人事面での「若返り」をはかることに成功した。この後、十一月の第一回中央委員会全体会議では、正式に趙紫陽総書記が選出され、第六期全国人民代表大会第二三回常務委員会会議は、趙首相の辞任と李鵬副首相の首相代行就任を承認した。対ソ関係、対台湾関係の改善も進んだ。二月には中ソ国境交渉が九年ぶりに再開され、八月にも第二回交渉が開かれた。また、一〇月の大会には、関係が断絶した六〇年代初頭以来初めてプラウダの記者二人が取材するなどの動きもあった。

他方、台湾では七月に三八年ぶりに戒厳令が解除され、一〇月からは大陸への渡航も一部解禁されることになるなど、中国との交流が緊密化しつつある。これに比べて、日中関係は、「光華寮問題」などをめぐって、一時的に足踏みないし悪化する局面が生じた。

民主化進む韓国 八七年六月二九日、与党・民主正義党の盧泰愚代表委員は、特別宣言を発表して大統領直接選挙制

のための憲法改正をはじめ、大幅な民主化措置を明らかにした。これをうけて、一〇月二七日、国民投票で九三・一％の賛成によって憲法が改正され、七一年以来一六年ぶりの大統領直接選挙が実施されることになった。九月には実質的な選挙戦がスタートし、金大中（平和民主党）、金泳三（統一民主党）、金鐘泌（新民主共和党）などの野党候補と盧民正党代表委員が名のりをあげた。数十万人から一〇〇万人規模の大集会を競演する激しい選挙戦の後、一二月一六日に投票が行われたが、結局、盧候補が八〇〇万余票を獲得し、「二金」に二〇〇万票前後の大差をつけ、韓国で六人目第一三代の大統領に選出された。

このような民主化の推進力となったのは、「護憲反対・民主憲法奪取のための国民運動本部」などを中心とした学生・市民らによる国民運動であり、七月以降高まりを示した労働運動であった。七月から九月までの三カ月間の労使紛争は三三〇〇件で、この夏の賃上げは平均一三％だったという。これにたいして政府が労働三法の抜本的改正を約束したところなどもあって、秋に入ってから労働争議は沈静化にむかった。

緊張つづくペルシャ湾情勢 八七年五月、ペルシャ湾内を航行中の米ミサイル・フリゲート艦が攻撃され、乗員三七人が死亡するという事件が発生し、ペルシャ湾情勢は一挙に緊張を高めた。この事件を機にアメリカは直接介入にふみきり、イラン・イラク戦争はペルシャ湾に拡大、第三国までまきこむ事態にいたった。

アメリカは、七月二二日からタンカー護衛作戦を開始するとともに、同盟国にも応援を依頼した。これにこたえて、英・仏・伊・オランダ・ベルギーなどが空母や掃海艇派遣を決め、日本も、ペルシャ湾の安全航行に要する米軍経費の間接負担について検討するなど、協力の姿勢を示した。

このような緊張の高まりにたいして、国連安全保障理事会の即時停戦を求める決議、デクエヤル事務総長のイラン・イラク両国への訪問、緊急アラブ首脳会議のイラン名指し非難決議など、和平の努力がなされた。しかし、これらの和平努力や調停工作も、いまのところ功を奏せず、依然として戦火は拡大の様相をみせている。

第三世界の動向 発足二年目に入ったフィリピンのアキノ政権は、二月に新憲法を成立させ、五月の総選挙でも圧勝したが、一月のエンリレ前国防相派の軍人による反乱、四月の陸軍司令部占拠事件にひきつづいて、八月には八〇〇人の国軍が反乱を起こすなど、依然として不安定な政情下にある。

人種差別政策によって国際的な非難を浴びている南アフリカ共和国では、八七年五月の白人議会の選挙で保守派が圧勝し、議会を通じての改革に見切りをつけた革新派の議会外活動が活発化するなど、白人社会内部の両極化も進んできている。このようなアパルトヘイトにたいして西側諸国の反発も強く、この数年、西側先進諸国の企業は資本の撤退や貿易削減などの制裁策をとってきた。その結果、日本の貿易額が突出し、南ア貿易の輸出入総額に関する八七年統計で日本は初めてトップとなった。

アメリカ政府の資金援助を受けた右派ゲリラ（コントラ）が、革命政権の転覆をねらうニカラグアと、左翼ゲリラ（アラブンド・マルチ民族解放戦線）が親米政権の打倒をめざすエルサルバドル——この両国で激しい内戦がつづいている中南米地域では、和平にむけての新たな動きがあった。八月七日、五カ国首脳会議（中米サミット）がグアテマラで開かれ、コスタリカのアリアス大統領が二月に提案した一〇項目を土台とした和平案が合意された。これを背景に、両国では和平交渉がはじまっているが、アメリカがグアテマラ合意に消極的なこともあって、決定的な解決にいたらないままに終わった。

七九年一二月のソ連軍介入以来反政府ゲリラとの抗争がつづいてきたアフガニスタン問題に関しては、二～三月に和平にむけてのアフガニスタンとパキスタンの間接交渉が再開された。この問題は、一二月の米ソ首脳会談でもとりあげられ、その後の交渉によって、八八年五月一五日からの撤退開始がとりきめられた。七八年のヘン・サムリン政権樹立以来内戦状態がつづいていたカンボジアでも、八七年一二月二～四日、シアヌーク殿下とフン・セン首相がパリ郊外で会談して四項目の共同声明に調印するなど、平和解決にむけての動きがはじまった。また、六月に北京で開かれた社会

主義国一ニカ国の鉄道相会議に、関係悪化以来ベトナムが初めて現職閣僚を送るなど、中越関係の改善にむけても新しい動きがあった。

2 国際経済の動向

ニューヨーク株価大暴落 八七年一〇月一九日の月曜日、ニューヨーク株式市場を襲った株価大暴落は、大恐慌の引き金となった一九二九年一〇月二九日の一二・八%を大幅に上回り、下げ率二二・六%を記録した。この「ブラック・マンデー」と呼ばれるニューヨーク株価大暴落は、たちまち世界の株式市場に波及、連鎖暴落をひきおこし、株価は一カ月あまり激しく乱高下した。だが、各国が金融緩和方針を打ちだし、為替安定をめざす国際協調体制がひとまず継続されたため、暴落一カ月後にはほぼ落ち着きをとりもどした。

ニューヨーク株価大暴落と世界的な株価の連鎖暴落の最大要因は、アメリカの財政赤字と貿易赤字という「双子の赤字」である。八一年以降、レーガン大統領によって採用された新経済政策、いわゆるレーガノミクスは、大幅減税によって企業活力を刺激する一方、財政支出の削減にもとりくむはずのものであった。だが減税は実施されたものの、他方で軍備増強路線を走ったため、財政支出の削減をはたすことはできず、財政赤字がつづき、八一年には七八九億ドルであった赤字が、八六年には二二〇一億ドルへと二・八倍にまでふくらんだ。他方、減税を実施したにもかかわらず、レーガン政権初期の「ドル高」路線も作用し、産業空洞化が進み、輸出産業が停滞した。このため貿易赤字はふえつづけ、赤字幅は、八三年の六七一億ドルから、八七年の一五六九億ドルへと二・三倍にまで増大した。同時にアメリカは債権国から債務国に転落した。他方、日本や西ドイツでは巨額の貿易黒字がふえつづけ、世界経済の不均衡がきわだった。株価の大暴落とドル安の急進展は、こうした背景のもとで現われたものであった。

アメリカの「日本たたき」の強まり 円高・ドル安の進展と株価暴落は、同時に日米経済摩擦の強まりをも意味していた。とくに日米間の貿易不均衡は拡大する一方であり、八七年に入ると、アメリカは日本にたいし強硬に、黒字減らしや市場開放を求めるようになった。

八七年四月、アメリカは、日本が日米半導体協定を順守していないとして、日本製のパソコン・カラーテレビ・電動工具の三製品に一〇〇%の報復関税を課し、事実上の禁輸措置を打ちだした。さらに五月、大手工作機械メーカーの東芝機械が、対共産圏輸出統制委員会（ココム）違反の大型NC（数値制御）工作機械をソ連に輸出していた事件が明るみに出ると、アメリカにおける「日本たたき」の勢いは一挙に強まった。アメリカはまた、関西新空港建設をふくむ公共事業への参入、牛肉・オレンジなど農産物の輸入自由化などの市場開放を要求し、これらの問題の日米間解決は決着をみないまま、今日にいたっている。さらに八八年に入って、四月には包括貿易法案が議会で可決された。これには東芝制裁条項や反ダンピング条項、知的所有権保護などが盛りこまれており、日本にとってきわめてきびしい内容となっている。

西欧諸国の経済と雇用・失業動向 八七年の西ヨーロッパ経済は、経済の拡大にいま一つ力強さを欠き、停滞がつづいた。イギリスなど一部の国を除き、EC全体で二%程度の成長率にとどまった。このため、雇用者数の伸びでは、西ヨーロッパ諸国の雇用水準は、ようやく七九年の水準に回復した程度である。とはいえ、北欧およびイギリスでは、西ヨーロッパ平均よりも高い率で雇用が拡大し、八七年は、七三年以来、雇用増加率はもっとも高くなった。

他方、失業水準は依然として高く、失業率では、西ドイツ、イギリス、ギリシャ、アイルランドなどで、七九年の二倍以上の水準となっている。八四年以降、失業率の改善がみられるベルギー、オランダなどでも、なお一〇%をこえている。とくに失業者のうち、長期失業者の増大、滞留がめだっている。また失業率の高い国ほど、失業者全体に占める長期失業者の割合が高いという正の相関関係が存在する。

成長と停滞に分かれる発展途上国 発展途上国のなかでは、韓国、シンガポール、香港、台湾など、アジアの新興工業諸国・地域（アジアNICs）が、とくに八六〇～八七〇年と経済の急成長を遂げ、日本の円高などのメリットを享受し、アメリカおよび日本市場でシェアを拡大している。とくに韓国では、八六〇年の実質経済成長率は一二・五％と、八〇年代に入って最高の伸び率を示した。八七〇年も、輸出の大幅増と内需の好調に支えられ、八六〇年とほぼ同水準の成長率を維持するのは確実とみられている。

しかし、新興工業諸国・地域を除く他の発展途上国では、諸々の要因により経済停滞がつづいている。すなわち一次産品の需要低迷と価格の低下が、これらの輸出に依存する諸国の経済に打撃を与え、また原油輸出収入の減少により、中東を中心とする石油産出国およびこれと密接に関連する諸国の経済にも広範な影響を与えている。

さらに中南米やアフリカ諸国の累積債務問題も、依然として深刻なまま推移している。八二〇～八五〇年の四年間に債務返済くりのべを行った国は、ラテンアメリカで一六カ国、アフリカで一〇カ国にのぼっている。ブラジルは八七〇年二月、外国民間銀行団への利払い停止を一方的に宣言した。

3 国内政治の動向

税制改革をめぐる攻防 八七〇年の国内政局は、税制改革をめぐる与野党間の攻防で幕を開けた。自民党税制調査会は、八六〇年一二月に売上税導入・マル優廃止をワンセットにした税制改革案をまとめ、政府も税制改正要綱を決めた。ところが、第一〇八通常国会における中曽根首相の施政方針演説には、「売上税」という言葉がまったくなく、これに野党が反発し、以後、この問題をめぐって国会は三カ月間以上にわたってもめつづけた。当初、自民党は強行突破路線をとろうとしたが、三月八日の参院岩手選挙区補選で社会党候補が自民党を破って当選した、いわゆる「岩手ショック」

ク」のため、自民党内部でも反対論が出はじめた。その後の統一地方選挙でも自民党は大敗し、売上税導入に消極的な傾向が強まった。結局、四月一五日の衆院予算委での八七年度予算案の採決強行、四月二一日の衆院本会議での一〇年ぶりの徹夜国会などの攻防の後、四月二三日に原衆院議長の調停案が出され、売上税関連法案は廃案となった。

共産党を除く各党が受け入れた議長調停にもとづいて設置された「税制改革協議会」は、七月二四日、マル優廃止について賛否両論併記のまま、原議長にたいして中間報告を行った。これをうけて政府は、新たに税制改革関連法案を提出、野党は審議拒否などで再び抵抗したが、自民党が減税額を積み上げる妥協案を示したため、結局九月一九日、税制改革関連法案が成立し、一兆五四〇〇億円の減税、八八年四月からのマル優廃止が決まった。

統一地方選で自民党大敗 第一一回統一地方選は、四月一日に前半戦の知事・道府県議選などの投票が行われ、四月二六日に後半戦の一般市長・市議などの投票が行われた。選挙の結果、自民党は、①知事選で福岡と北海道で革新系現職に敗れ、②道府県議選で結党以来最低となり、③市議選・区議選でも前回より減少させるなど、大敗を喫した。他方、「売上税反対」を明確にして自民党との対決姿勢を強く打ち出した共産党と社会党・公明党は議席を伸ばしたが、民社党はほぼ微増ないし現状維持にとどまった。また、この選挙では、一般市長選で不況地域などでの現職の落選があいついだほか、一般市議選を中心に生活クラブ生協などを母体とした女性議員の進出がめだち、地方政界の変化が目された。

自民党の総裁選と竹下新内閣の発足 中曽根首相の後継者をめざす総裁選レースは、五月一四日の二階堂進副総裁の事実上の出場表明で幕を開けた。これによって田中派は、二階堂グループと竹下グループに事実上分裂し、後者は竹下派「経世会」を結成して態勢をととのえた。しかし、二階堂氏は総裁予備選立候補の資格である五〇人の推せん人を集めることができず、立候補断念を表明した。総裁選に立候補した安倍・竹下・宮沢の三人は、一〇月一〇日以降一〇月一九日まで、前後六回にわたって三者および個別会談を重ねたが話し合いはつかず、結局、「一本化調整を中曽根首相

に一任」することになった。これをうけて中曾根首相は「竹下氏を後継総裁に指名する」との裁定を下し、竹下幹事長が総裁に選出された。

一月六日、竹下新内閣は、竹下新首相、安倍幹事長、副総理兼任で宮沢蔵相（再任）というニューリーダー三人の「トロイカ体制」のもと、労相には竹下派の中村太郎参院議員が就任して発足した。総裁が任期を全うしてしりぞいたのは結党以来初めてのことであり、余力を残して後継者を指名するという異例の「政権交代」であった。

日米経済摩擦の内政化 日米経済摩擦は、たんに外交のレベルにとどまらず、日本の国内政治にも大きなインパクトを与えてきている。アメリカの対日要求は、大きく分けて二つの面から強まっている。一つは、経済面での貿易不均衡是正にむけての国内市場開放要求である。これにたいして日本政府は、関西新空港などの建設市場への米企業の参入を受け入れる姿勢を示したが、ガットに提訴されている農産物輸入自由化問題については部分的に拒否する態度を示し、依然係争問題として残された。もう一つは、軍事面での西側の一員としての戦略的貢献の要求である。これについては、日本政府は軍事費のGNP比一%枠突破、対外経済援助(ODA)や在日米軍駐留費負担(思いやり予算)の増額など、具体的な実績を積み重ねてきた。八七年は、これに加えて、ペルシャ湾での安全航行確保策への協力、次期支援戦闘機FSXの日米共同開発の受け入れ、東芝機械のココム規制違反事件発覚を契機とした共産圏向け輸出管理体制強化のための外為法改正など、これまでと同様、積極的にアメリカの要求を受け入れる姿勢を示してきている。

労働界の再編と各党の対応 「連合」の結成と同盟解散、八九年に予想される総評の解散・全的統一によって、社会党―総評、民社党―同盟のブロックは解体しつつあり、労働界の再編に合わせて政党・政治状況もしだいに流動化の様相を強めている。八二年の運動方針で労働組合を野党勢力とみる見方から転換した自民党は、「連合」結成を「日本の労働運動にとって画期的なできごとだ」「歓迎する」(安倍幹事長)との姿勢を示し、政策・制度要求の実現などをテコとして連合との関係を強めようとしている。これまで、総評への依存度が高かった社会党は、「社会党を支持し強める

会」を強化して総評の解散に備えつつ、公明・民社両党など中道諸党との連携をも強めようとしている。社会党と同様に、同盟への依存度の高かった民社党は、同盟解散後もその後身として友愛会議を結成し、同時に「民社党と語る会」を新たに設けて、支持拡大をはかるかまえを示している。また、この社会党と民社党の両党間では、一部で「社民和解」の動きがはじまり、七月二十八日には社会党川俣健二郎、民社党吉田之久議員ら一二人で「友引（ゆういん）会」が結成されるなど、その後も両党議員有志間の接触はつづいている。

一九六八年に「民労」構想が挫折して以降、労働分野に組織的影響力を持たなかった公明党は、社会党との政権協議を再開させて土地問題での共同緊急提言を発表し、首相指名に際しては野党統一候補の擁立を提唱、八九年の参院選にむけても野党統一名簿構想を打ち出すなど、野党再編のイニシアチブをとろうとして独自の動きを示した。共産党は、国会運営のさまざまな場から締め出され、「孤立化」状況を深めている。しかし、「連合」結成を機に、統一労組懇や旧総評三顧問・労研センターなど「連合に行かない・行けない」労働組合の結集による階級的ナショナル・センター結成にむけての動きも強まろうとしており、この面で独自の役割をはたそうとしている。

4 国内経済と雇用・賃金の動向

内需拡大・景気回復 アメリカなどとの対外経済摩擦を緩和し、「円高不況」を解消するため、政府は八七年五月二十九日、公共事業の追加、減税などによる内需拡大と、輸入増加を目的とする一〇億ドルの政府調達など、総額六兆円強の緊急経済対策を決定した。こうした経済対策と個人消費と住宅投資など堅調な国内民間需要に支えられ、八七年の日本経済は、前年の「円高不況」から一転して順調な景気回復となった。民間企業部門も、生産・収益とも回復を示し、設備投資は上向きに転じた。さらに、「内需主導型」成長への転換により、国際経常収支黒字も減少を示した。経済企

画庁と日本銀行は、八七年七月末、「景気回復宣言」を行い、政府は、当初達成を危ぶまれていた八七年度経済見通しの実質成長率三・五%を、八七年一二月、三・七%に上方修正した。

経済構造調整の進展 八七年四月、経済審議会の経済構造調整特別部会（部会長＝前川春雄前日銀総裁）は、「構造調整の指針」と題した報告書をまとめ、発表した。この報告書は、八六年四月に発表された「国際協調のための経済構造調整研究会」の報告書である「前川レポート」の具体化を意図したものである。この「新前川レポート」は、「国際協調と国民生活の質の向上」をめざし、「内需主導型」の経済成長への転換とそのための構造調整政策の緊急性を強調することにあつた。具体的には、積極財政への転換、土地問題解決のための都市圏での土地供給策、生計費負担軽減のため消費・サービス分野での規制緩和、輸入拡大、労働時間短縮などを提言していた。こうした「新前川レポート」と先に示された緊急経済対策などを通じ、経済成長にたいする内需の寄与の度合いは高まり、輸出減・輸入増による外需は、対前年比でマイナス基調に転じた。とはいえ、国際経常収支の黒字幅は依然として大きく、また世界最大の債権国になつたことから、海外投資収益も増加している。

進む産業構造調整政策 経済構造調整の重要な一環として、産業構造調整政策も推進されている。八七年四月、産業構造転換円滑化臨時措置法（円滑化法）が施行された。これは、八三年五月に施行された特定産業構造改善臨時措置法（産構法）に代わるものである。

円滑化法は、個別企業（特定設備）や不況の特定地域を助成対象とし、前者では、生産能力が過剰となっている特定設備や設備処理、それにもなう過剰雇用に対応するための事業転換計画の承認にもとづく助成を主要内容としていた。後者で、助成の対象となるのは、特定地域内で雇用の安定を目的とした第三セクターのプロジェクトや新しく立地する企業であつた。八七年一二月末までに、特定設備として指定されたのは、鉄鋼業関係で高炉など四施設、ほかに繊維・非鉄金属・セメントなどの業種で二六施設であつた。また事業転換計画は、九月に帝人・クラレ、一〇月に日本鋼管・

川崎製鉄・神戸製鋼所が承認された。さらに、円高の影響をうける特定地域として、一二月までに五一地域・二一六市町村が指定された。

もちろん、産業構造調整は、円滑化法の適用をうけるものだけでなく、広範に進展している。資本の海外進出は、電子産業、自動車産業を中心にふえつつづけている。造船業における設備削減と集約化、鉄鋼関係企業での既存設備の廃止や休止も進行中である。他方では、鉄鋼関係企業のレジャー産業など新規事業への進出もめだっている。

地価高騰と物価動向 東京都心部の商業地からはじまった地価の急上昇は、八七年に入って、首都圏全体および地方拠点都市にも波及した。また、マンションの分譲価格、公営および民間の賃貸住宅の家賃も、これにともなって急上昇した。こうした地価高騰、住宅分譲価格や家賃の急上昇にたいし、物価は全体として“安定”基調にあった。総務庁が八七年一二月二五日に発表した東京都区部の八七年平均消費者物価は、八六年に比べ〇・四％の上昇にとどまった。他方、建設資材が八七年夏ごろから高騰したものの、円高による輸入品などの価格低下を主要因に卸売物価指数は八七年もマイナスとなり、五年連続のマイナスとなった。だが、物価水準は安定しているものの、先進諸国に比べ食料品を中心に割高になっていること、同じ量の商品やサービスを購入できる各国通貨との比較としての購買力平価は低くなっている。

雇用情勢 雇用情勢は、景気回復の動向をやや遅れて反映し、八六年から八七年前半にかけては悪化の傾向にあったが、八七年後半には改善にむかった。労働省発表による有効求人倍率は、八七年一月の〇・六一倍から、九月〇・七四倍、一〇月〇・七八倍へと好転した。完全失業率は、八七年一月に調査開始以来初めて三・〇％を記録したが、七月から一〇月にかけては、二・七―二・八％の水準までもどった。

だが、雇用動向を産業・地域別にみた場合、そこにはかなりの相異がみられる。産業別では、非製造業で求人が増えつつづけたのにたいし、円高の影響をまともにはうける輸出関連の製造業では雇用の伸びが停滞し、むしろ人員整理が進ん

でいる。こうした産業別の雇用動向の相異は、地域別の雇用動向に相関連している。たとえば、東京ではサービス業を中心に求人が増えていたのにたいし、鉄鋼・造船・石炭などの企業城下町での雇用問題はいつそう深刻化し、鉄鋼関連の北海道・室蘭職業安定所管内の有効求人倍率は、八七年七月九月に〇・一九倍という低水準を示していた。産業構造調整進展の雇用への影響は、とりわけ特定地域において深刻な問題を投げかけている。

他方、雇用管理の動向では、一時出向など企業間労働異動が増えている。八七年七月に労働省が発表した「雇用管理調査」によれば、八七年一月現在で、累積の一時出向者は五六万八〇〇〇人、全労働者の三・三％にのぼっている。しかも一時出向の期間を定めていないのが大部分で、出向が増えているだけでなく、出向の固定化が進んでいる。

全体の雇用者数は、男女とも増加しているが、とりわけ女子雇用者の増加がめだっており、増加数・増加率とも男子を上回っている。八七年一〇月に発表された労働省「女子労働者の雇用管理調査」によれば、男女雇用機会均等法が八六年四月に施行されたこととあいまって、女子の雇用機会が広がっていることがわかる。もっとも女子の職務配置の拡大や昇進・昇格の均等扱いの点では、検討中ないし未検討の企業が四割前後にのぼっているなど、女子雇用のあり方にはまだ多くの問題が残されている。

賃金と労働時間 労働省「毎月勤労統計調査」によれば、八七年における常用労働者の月平均現金給与総額は、調査産業計で三三万五九〇〇円、前年比二・八％の伸びとなり、過去五年で最低の伸び率となった。八七年春闘の妥結結果が賃上げ率で三・五六％（労働省調べ、加重平均）と、春闘史上最低を記録したことも、前述の伸び率鈍化に寄与したと思われる。もっとも、消費者物価指数が安定していたため、八七年の実質賃金（現金給与総額）の対前年比は、調査産業計で三・〇％となっている。

他方、労働時間は、前記「毎月勤労統計調査」によれば、八七年の月平均総実労働時間は、調査産業計で一七五・九時間で、対前年比〇・四％増となった。所定外労働時間では二・五％増であり、八六年の対前年比三・〇％減と比べ、

明らかに景気回復の影響がうかがわれる。この点、製造業の所定外労働時間にいっそうよく表われており、八六年の対前年比は七・四％減であったのにたいし、八七年は逆に二・八％増となっている。労働時間の事業所規模別格差はあいかわらず大きく、八七年の製造業総実労働時間では、五〇〇人以上規模を一〇〇とした場合、一〇〇～四九九人規模で一〇二・二、三〇～九九人規模で一〇五・五となっている。もっとも所定外労働時間では、事業所規模が大きいほど長くなっている。

5 労働・社会政策の動向

労働基準法の抜本改正 八七年における労働立法として特筆されるのは、四七年に制定された労働基準法の抜本改正である。改正法は八七年九月一八日に成立、八八年四月一日施行となった。この改正労基法のもとになったのは、中央労働基準審議会が八六年一二月にまとめた「労働時間法制等の整備について」の建議であった。

改正された労基法では、これまでの週四八時間労働制に代え、週四〇時間制の原則を法定したものの、当面の法定労働時間については、八七年一二月に公布された政令で週四六時間と決められた。その後の段階的短縮、さしあたり週四四時間への移行時期については、「改正法施行後三年を目途に、できるだけ速やかに」との国会答弁が、中曽根首相によって行われている。このほか、改正労基法では、労働時間の法的規制に関する弾力化や、年次有給休暇の最低付与日数を六日から一〇日に引き上げることと盛りこまれた。

こうして中央労働基準審議会の建議以来、賛否両論をふくめ多くの論議を招いた労基法改正問題は、改正法の成立・施行によって新たな段階に達し、今後は施行後の実際の状況が注目される。

地域雇用開発等促進法の施行 円高や産業構造調整の進展によって、雇用に深刻な影響をうけている地域を対象に、

雇用対策の促進をめざす地域雇用開発促進法が八七年四月から施行された。この法律は対象地域を三つに分けている。第一に、求職者が多数居住し、雇用機会が相当程度不足している雇用開発促進地域（指定期間五年）、第二に、雇用促進開発地域のうち、産業構造の変化などにより雇用状況が悪化している特定雇用開発促進地域（指定期間五年）、第三に、経済的事情の著しい変化により、雇用状況が急速に悪化している緊急雇用安定地域（指定期間一年）である。

指定地域別の主な施策はつぎのとおりである。①雇用開発促進地域については、事業所の新增設にともなう雇用増にたいする賃金の一部助成など地域雇用開発助成金制度を適用する、②特定雇用開発促進地域については、同助成金制度の適用のほか、事業縮小による従業員の一時休業・出向・職業転換教育訓練にともなう賃金や教育訓練費の一部助成を行う雇用調整助成金制度、中高年の離職者雇入れにたいし資金の一部を助成する特定求職者雇用開発助成金制度の適用などをうける、③緊急雇用安定地域は、雇用調整助成金制度や特定求職者雇用開発助成金制度が適用される。同法施行令によれば、企業城下町や輸出産業地域を中心に一二地域が雇用開発促進地域に指定され、そのうち造船・鉄鋼・石炭・北洋漁業など、産業構造転換により雇用状況が著しく悪化している公共職安の四三管轄地域が特定雇用開発地域に指定され、さらに一三一市町村が緊急雇用安定地域に指定された。

「外国人労働者問題研究会」の発足と報告書 近年、円高の急速な進展にともない、外国人労働者、とりわけフィリピン、タイ、台湾などアジア諸国・地域からの日本への流入と就労が増加してきた。日本政府は従来から、一部の限定された分野での技能労働者を除き「外国からの単純労働力の流入は受け入れない」方針を示していた。だが実際には、観光ビザなどにより外国人労働者の流入が増大し、これを受け入れて就労させる企業も増えたこと、さらに国際化に対応し外国人労働者の受け入れを希望する企業も増えるなどの事情から、外国人労働者問題への本格的対応が迫られるにいたった。

こうした背景のもとで、労働省は八七年一二月、外国人労働者問題研究会（座長Ⅱ小池和男京大経済研究所長）を発足さ

せた。同研究会は、学識研究者六人で構成され、以後検討をかさねた結果、八八年三月、今後の外国人労働者受け入れのあり方についての検討結果を報告書にまとめた。それによると、外国人労働者の受け入れ範囲を、相当程度以上の知識・判断力・技能技術を要求される専門的・技術的・管理的な職業に限定し、国内で確保が困難なものについては拡大方向で検討すべきだとしている。だが、単純労働者については、従来どおり原則的に認めない立場を打ちだしているが、日本での雇用機会の提供ではなく、国際協力面から単純労働者を技能労働者として養成する場を提供する必要があることも提起し、そのための具体案に言及している。

その他の立法・建議 八七年五月二二日、身体障害者雇用促進法の一部改正が成立した。これにより、法の対象は、身体障害者だけでなく、精神障害者をふくむ障害者全般に拡大された。そして、一定の条件で事業主に障害者雇用継続助成金を支給することや、職業リハビリテーションの一元化、障害者職業総合センターを核とする全国ネットワーク化などが盛りこまれた。また、社会福祉士および介護福祉士法が国会を通過し、八八年度から資格試験と登録制度がスタートすることになり、社会福祉従事者の資格制度が確立した。

報告書としては、八七年四月、労働省の委嘱を受けた「長期労働政策ビジョン懇談会」によって、「勤労者生活の豊かさを求めて」がまとめられた。二一世紀初頭の望ましい勤労者像を描き出そうというのが主眼で、完全週休二日制の普及で年間一六〇〇時間程度の所定内労働時間へ、賃金も実質で現在の一・七倍程度に、その他住宅条件の改善なども可能だと述べている。

さらに、港湾労働法改正へむけての建議が、八七年一二月、中央職業安定審議会（会長Ⅱ大内力東大名誉教授）によってなされている。現行の日雇い港湾労働者の登録制度の廃止、新たに公益法人が常用雇用労働者をプールし、必要な労働者を事業主に派遣する制度への組み替えを提言している。

6 労働運動の動向

「連合」の発足 八七年一月二〇日、民間五五単産・五三九万人が正式加盟した全日本民間労働組合連合会（略称「連合」）が発足し、日本の労働界再編過程における新たな一段階を画するにたった。「連合」は、八二年に結成された全民労協の機能や財政などを強化し、これまでの協議体から連合体組織に移行したものであり、ここに民間部門における事実上のナショナル・センターとなった。その組織人員も総評を上回った。この「連合」結成大会では、豎山利文初代会長が選ばれたあと、「進路と役割」や「規約」などの採択、国際自由労連一括加盟を決定した。また一二月には、「連合」のシンクタンクとして「連合総合生活開発研究所（連合総研）」が設立された。さらに「連合」の地域組織づくりも進められている。

「連合」発足の前日、同盟と中立労連がともに解散し、残存任務をはたすものとして、それぞれ友愛会議、中立労組連絡会が結成された。また新産別も八八年に解散することを決定、これまでの労働四団体時代はここに事実上終わりを告げた。他方、官公労組を多くかかえた総評は、八七年七月の大会で、「全的統一」の目標時期を一九九〇年とし、その時点で総評を解散することを決めた。その後、前記の目標時期を八九年秋に繰り上げようとの気運が強まり、今日にいたっている。

「連合」批判勢力の動向 「連合」発足に相前後して、統一労組懇や、社会主義協会系など総評左派勢力は、「連合」への批判をいっそう強め、「連合」対抗勢力の結集、「階級的ナショナル・センター」化指向を強めた。

統一労組懇は、八七年七月の年次総会で、「階級的ナショナル・センター確立の展望と骨格（案）」を確認決定するとともに、「連合」発足を前にした一一月に、東京・関西などで、「労働戦線の右翼的再編反対」「階級的ナショナル・セ

ンター確立」をめざす大衆集会を開いた。一方、総評系左派勢力の動きも活発化した。八七年九月の国労大会では、六本木委員長（当時）が、「連合に行かない、行けない」労組の結集を呼びかけた。さらに一二月には、国労・全港湾など一三単産で構成する「八八春闘懇談会」を発足させ、具体的運動の強化へ一歩を進めた。こうして、総評解散のスケジュールとも関連しつつ、総評系左派勢力の「受け皿」づくりの動きも活発化している。

進む産業別組織の再編 「連合」の発足に相前後して、既存の産業別組織の再編も進んでいる。八六年一〇月に結成された石油労連は、その二大構成組織である中立労連系の全石油と同盟系の石油同盟が八七年一〇月に解散し、ここに一本化した。合化労連では、「連合」加盟方針をめぐり賛成派と反対派の対立が激化し、組合費納入義務違反として反対派の除名問題に発展した。八七年一〇月には、除名された組合により全国化学が結成された。紙パルプ労協の連合体移行も懸案事項であったが、八八年二月、紙パ連合が結成された。このほか総評系の全国一般では、「連合」加盟をめぐり意見対立が激化し、分裂の危機をはらんで事態が推移している。

交通運輸産業における組織再編も進んだ。八七年一〇月には、海員・私鉄・鉄道労連などにより、交運労協が結成された。これにともない、一二月に全交運が解散した。だが、統一労組懇系の運輸一般は交運労協に加盟せず、国労も当初加盟を見合わせていた。もっとも国労は八八年三月、交運労協が「連合」の交運部会にならないことなどの留保条件をつけて、加入を決定した。

JR内労組、三つの組合に再編 国鉄の分割・民営化への対応をめぐって、国労の分裂、鉄労・動労の連合、その他新組合の結成など、八六年はまさに組織激動の年であったが、八七年に入って、JR内の労働組合は、国労、鉄道労連、鉄産総連の三つの潮流に整理され、運動路線上の分岐も明確となった。

まず国鉄改革労協は八七年二月、鉄道労連結成大会を開いた。これにより鉄道労連は、JR内で最大の組合となった。また、国労から脱退した「国労旧主流派」は八七年二月、鉄産総連を結成、総評加盟を申請し承認された。

分裂後の国労は、いっそうの組織攻撃をうけ、とくに出向・配転・処分などをめぐり労使紛争が激化した。国労は、それらの諸事例につき裁判所・労働委員会への提訴戦術を強化、八八年中には、いくつかの判決や地労委命令が出されるとみられるが、その動向が注目される。

官公労の動向 「連合」の発足後、労働界再編の焦点は、地方組織の再編、官公労との統一問題、「連合」批判・対抗勢力の動向などに移った。とくに官公労組の動向は「全統」の成否にかかわるものとして、きわめて重大問題化してきている。総評系の公労協・公務員共闘は八七年一二月、「全統」へむけ意思統一を行うため、官公労協を発足させた。これにたいし、「連合」との統一指向に反対する国公労連は、官公労協への加盟を見合わせた。一方、同盟系の全官公は、八七年一月、これまでの協議体組織から運動体への移行を決めた。とはいえ総評系と旧同盟系の官公労組の対立はきびしく、いまだ話し合いのテーブルにつくにいたっていない。

総評系ではさらに前年以来、日教組の内部対立がつづいた。八七年七月の定期大会も開けず、八月以降、予算もないまま事実上の執行停止状態がつづいた。一時は主流左派と反主流派の共同による新しい動きもみられたが、総評および主流派のまさかえしのなかで、八八年二月、大会開催にこぎつけた。だが人事および路線問題をめぐる対立は依然きびしく、組織分裂の危機をふくみつつ対立がつづいている。

賃上げ率史上最低の八七春闘 八七年春闘は、円高不況と雇用情勢の悪化のなかで展開された。総評など労働五団体による賃金闘争連絡会は、賃上げ要求目標を、前年より一%低い「六%もしくはそれ以上」と決めた。しかし、産業界の業績格差を反映して、単産の要求でのバラツキがめだち、鉄鋼や海員(外航部門)ではべア要求を見送り、定昇の要求のみにとどめた。なお、統一労組懇は別に、賃上げ要求についての大衆アンケートの実施、独自の大規模な大衆集会などをはじめ、「国民春闘再構築」を旗印に、その取り組みをいっそう強化した。

八七春闘における最大のヤマ場は四月八日であり、金属大手やNTTなどで一斉に回答が提示された。金属大手では

鉄鋼と造船重機がベアゼロ・定昇のみ、電機（一四社）七四三八円、三・五八％、自動車（二二社）六九九〇円、三・二％で、率では金属労協（JC）の交渉史上最低となった。他方、三次産業共闘では、NTT・全電通が、一万一六〇〇円、四・九四％と、相場の上限を形成した。私鉄大手では、四月一三日に一万八〇〇円、四・六二％で妥結し、一日に予定されていた二四時間ストは中止された。

全体として、前年にひきつづき、JC相場が低迷し、三次産業共闘で高位の相場形成がみられた。だが、労働省調べによる民間主要企業の賃上げ相場は、加重平均で八二七五円、三・五六％（前年一万一四六円、四・五五％）となり、金額で五ケタを割っただけでなく、賃上げ率では春闘史上最低を記録した。

組織率の低下と労働組合運動 労働省「労働組合基礎調査結果」によると、八七年六月末現在、雇用者に占める労働組合員の割合、すなわち推定組織率は二七・六％となり、前年を〇・六ポイント下回っただけでなく、七五年（三四・四％）以来の低落傾向がつづいている。産業構造の変動や、パート・派遣労働者の増大など雇用・就業形態の変化、さらには労働者の意識の変化など、いくつかの低下要因があげられるが、いずれにせよ、組織率の低下に象徴されるように、組合の社会的存在意義の低下が各方面から指摘されている。さらに、春闘のあり方に関連して、経営者側とくに日経連からは、春闘方式の根本的見直しだけでなく、もっと具体的に「ベアゼロ、定昇のみ」が提唱されてきている。他方、労働側でも、「連合」による総合生活闘争の提起にみられるように、事実上の春闘の見直しも進んできている。

日本の労働組合運動は今日、組織率の低落に示される組合の影響力低下、「連合」の結成など労働界の一大再編の進展、春闘における低い賃上げ率や春闘自体のあり方など大きな問題をかかえている。そのようななかでの労働組合運動の諸動向がますます注目される。

特集

「連合」の結成と労働戦線

はじめに

一九八七年一月二〇日、全日本民間労働組合連合会（略称「連合」）が発足した。正式加盟単産数五五、組合員数五三九万人で、総評を上回る最大組織となった。この「連合」発足は、直接的には八年二月に結成された全日本民間労働組合協議会（全民労協）が、新たに連合体に移行したことを意味している。だが、より内容的な意味では、「連合」発足は、日本の労働戦線の一大再編の重要な一段階を画するものといっても過言ではない。

「いま参考までに、戦後の主要全国労働団体の系統図をかかげておく（第1図）。それによると、戦後初期、共産党の影響力の強かった産別会議、社会党を支持し戦前の総同盟の流れをくんだ総同盟および日労会議と、ナショナル・センターが分立したが、四七年二・一ゼネスト（中止）のあと、全労連結成という、日本労働運動史上、画期的な戦線統一を成就した。しかしそれも長くはつづかず、占領政策の反動化、内においては産別民主化同盟の発生、総同盟の全労連脱退、GHQ指令による全労連解散など一連の事態と並行し、五〇年七月、総評結成というかたちで、戦後労働戦線は一大再編された。だが、その総評もやがて、平和問題を契機に「左傾化」するにつれ、これに批判的な勢力が脱退し全労会議を結成、新産別とならぶ。そして全労会議は、その後、同盟結成へといたる系譜を形成する。他方、総評結成には加わらなかった勢力、およびその後組織化され、総評、新産別、全労会議などにくみしない勢力などが、別に中立労連を結成した。」

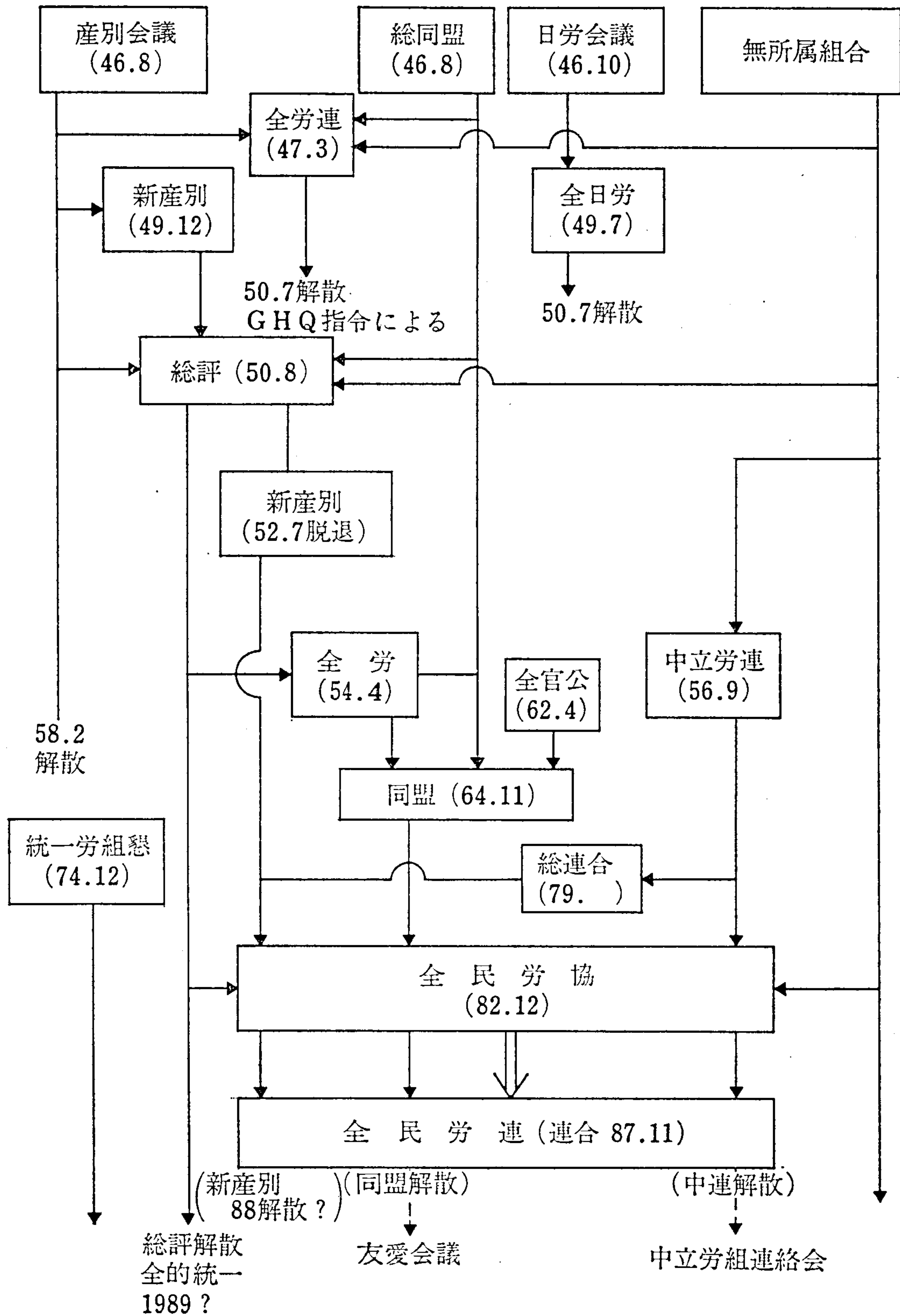
かくして、労働運動のナショナル・センターは、総評、同盟、中立労連、新産別の四つに分立した。だが、六〇年代末〜七〇年代前半の労働戦線統一運動の挫折のあと、七〇年代末から八〇年代にかけて、新たな戦線統一・再編の動きが台頭した。その一つの重要な「成就」が、全民労協結成、そしてとりわけ「連合」の発足にほかならない。

「連合」の発足にともない、同盟、中立労連が解散、新産別も八年解散を決めている。さらに総評も、官公労をふくむ全的統一を目標とし、みずからの解散の時期を、当初一九九〇年前後、その後一年くり上げて八九年秋を予定しているといわれる。こうして「連合」の発足は、既存の四つのナショナル・センターの解散をふくむ労働戦線の一大再編の新段階を画するものとなっている。

こうした「連合」に対し、その批判・対抗勢力の動きも活発化している。七四年一二月に発足した統一労組懇は、「連合」批判勢力の結集をも展望したナショナル・センター化の努力を一層強めているし、国労など「連合」に行かない、行けない組合、いわゆる総評左派勢力も、「連合」を基礎とする全的統一の方向ではなく、なんらか別のナショナル・センター確立の方向を模索している。

いずれにせよ、労働戦線再編・統一の動向を全体的にみれば、事態はいまだきわめて流動的であるといえることができよう。そこで本年鑑第五八集では、全民労協の結成前後から「連合」発足にいたるまでの労働戦線統一問題の様相・動向をできるだけ客観的にフォロ―し、問題整理を行うこととした（なお、六〇年代末から全民労協結成以前にいたる時期の労働戦線統一問題については、本年鑑第五二集〜一九八二年版の「特集・労働戦線統一問題」および本年鑑各年版を参照されたい）。

第1図 戦後主要全国労働団体系統図



〔備考〕 労働省大臣官房統計情報部『労働組合基本調査30年史』（1978年）
『日本経済新聞』87年11月21日付，その他より作成。

全民労協の結成経過と

連合体移行決定

1 全民労協の結成にいたる経過

統一推進会による「基本構想」の策定

七〇年代初頭の戦線統一運動が七三年に最終的に挫折したのち、この動きはしばらく停滞していた。しかし、七五年春闘「敗北」後における七六年春闘での「J・C集中決戦」の実現、さらに同年の政策推進労組会議の結成、つづく翌七七年の「七七春闘対策民間労組連絡会議」の発足などを経て、労働戦線統一の機運がもりあがっていった。

一九七八年における同盟の定期大会や鉄鋼労連・ゼンセン同盟な

どの定期大会で、民間先行による戦線統一の実現が明瞭に打ち出されてから、七〇年代初頭の労働戦線統一につづく新しい戦線統一の動きが現実のものとなった。さらにその動きを拍車づけることになったのが、七九年における総評の態度の変化であった。総評は七九年総選挙の後、政治路線のうえでは「社公中軸」をとり、労働戦線統一問題では「民間先行」「国際自由労連志向への賛同」の方向を明らかにした。総評はそれまでの全統一の主張をやめ、民間単産先行による労働戦線統一を受け入れたわけである。

一九八〇年、それまで総連合、総評、同盟における団体間協議がつづけられてきたが、三団体の了解確認に基づいて「民間労組の合意拡大を促進するため」「民間六単産による積極的な話し合いを推進する」として、九月三〇日に労働戦線統一推進会（統一推進会）が発足した。これは、労働戦線統一を単産結集によって行うのか、あるいは労働団体間の協議によってすすめるのかの対立を、単産が先行して団体がそれを追認するというかたちで決着させたものであった。

これ以降、電機労連、全日通、ゼンセン同盟、鉄鋼労連、電力労連、自動車総連の六単産で構成する統一推進会は、一三回におよぶ討議をへて、一九八一年六月三日、「労働戦線統一の基本構想」を起草し、それに基づいて「統一準備会」に参加することを要請した。

「基本構想」は、「運動の基調」「情勢の基本認識」「統一の必要性と目的」「統一の進め方」「全統統一への展望」という構成になっており、労働戦線統一の骨格を決める重要文書であった。この「基本構想」は、「国際自由労連との提携強化」を明記し、さらに「右翼的再編と一方的に決めつけ、教条的な誹謗妨害をはかる団体・組

織などには、毅然として対処」と述べている。なお、この「団体・組織」については、文末に重要確認文書が付され、統一労組懇が名指しされていた。これ以後、「基本構想」に対する対応を各労働団体、単産は厳格に迫られることになる。

【労働戦線統一の基本構想（要旨）】

〔運動の基調（理念）〕 1 民間労働者の結集をもとに、完全雇用の確保、労働基本権の確立、労働条件の維持・改善をはかる。物価、税制、住宅、年金などにも積極的取り組み、労働組合の経済、社会、政治各面における地位向上をはかる。

2 労働組合の主体性を堅持、外部の支配介入を排除し民主的組織の確立をはかる。要求、政策、目的が一致する政党、団体とは、自主性を尊重し、必要に応じ協力して活動する。政党支持は、当面、加盟組織の判断にゆだねる。

3 環境・条件と運動理念を同じくする自由圏の労働者との連携を重視し、世界平和と繁栄に貢献する。

〔情勢の基本認識〕 1 戦後の労働運動における特定政党の直接、間接の介入、干渉は目にあまるものがあり、きびしく批判されなければならない。

2、3 〈略〉

4 いまこそ、組織の統一をはかることが不可欠の緊急課題である。民間先行による戦線統一の討議が進められている。これを右翼的再編と一方的にきめつけ、教条的な誹謗（ひぼう）妨害をはかる団体、組織などには、毅然として対応しなければならぬ。

〔統一の必要性と目的〕 1 〈略〉

2 わが国の労働組合と諸外国の労働組合との国際的連携は、急速に進んでいる。国際自由労連（ICFTU）との関係も、すでに同盟が正式加盟しているばかりでなく、総評、中立労連の代表が第三回ICFTU大会に傍聴参加する一方、各産別組織段階での国際産別組織（ITS）への加盟促進などの動きもある。こうした国際的な連携、協力の場で、日本の労働組合の意見の一本化は不可欠の条件である。そうした面からも環境条

件と運動理念を同じくする〇〇との連携強化が必要である。

3、4、5 〈略〉

〔統一の進め方〕 1 新たな協議体の性格と運営▽新たな協議体（民間統一）の性格▽新たな協議体は、全的統一を展望するなかで、とりあえず、民間先行で発足させる。当面は、協議会組織とし、政策・制度の要求や賃金をはじめとする労働条件の改善など、共通する課題の実現をめざす。この組織は、全的統一への機運と協議会の実績を踏まえ、連合会組織に発展させていく▽既存組織との関係▽新たな組織と既存のナショナル・センターとの関係は、協議会組織を連合会組織に発展させる時期までに明らかにすることとし、この間は、現状を保持していく。

2 当面の統一の進め方▽この基本構想を、各産別組織の機関（大会）で討議し、本年中に「民間先行による労働戦線統一準備会」を発足させる。準備会は、民間先行による新たな協議会の運営要綱案や、運動方針案、予算案など、協議会結成の準備を進める。新たな協議会の発足は、一九八二年とする。

〔全的統一への展望〕 当面は、協議会参加組織の相互信頼を高め、自らの充実をはかることが急務で、速やかに第二段階の連合会組織に発展させることが肝要である。一方、未参加組織とも、交流を通じて参加を呼びかけ、官公労働界自身の統一への努力や民間労組と官公労組との相互信頼の醸成・連携の強化に全力をあげることが、全的統一の展望を開く。

ところで、このような労働戦線統一の運動に対して、それを批判する潮流の動きも活発になった。七九年、総評が路線転換すると、統一労組懇は六月、「労働戦線の真の統一のために」と題して、反共主義による選別反対、特定の国際路線を前提にしない自主的統一などの「五項目提案」を提起し、一月には統一労組懇の地方組織を各地に組織化していくことを確認した。また、八〇年の総評六一回定期大会では、統一労組懇以外にも動労・紙パ労連・全港湾・全造船など総評の路線転換を危惧する単産も多く、八〇年秋以降、総評内左派と統一労組懇との「左派結集」の議論が台頭してくること

になる。

「基本構想」に対する総評の「五項目補強見解」

統一推進会の作成した「基本構想」に対して、同盟は、国際自由労連加盟が不明確であり全面支持ではないとしながらも大筋において同盟方針をふまえていると了承した。一方、「基本構想」で「妨害する団体」として名指しされた統一労組懇は、労資一体路線であり、選別主義であるとして反対の立場を明確にした。

これらに対して総評は、「基本構想」そのものには問題点があるものの総評としても統一推進会に代表を出している経過から、「大筋において理解」するとしながら、六月の総評第四回評議委員会「基本構想に関する五項目補強見解」をまとめ、七月の六三回定期大会に幹事会提案として提出した。

【五項目補強提案】

- ① 国民春闘の評価と今後の展望
- ② 反自民、全野党の結集という視点の明確化
- ③ 選別主義反対、全的統一の展望を
- ④ 中小企業労組、未組織労働者への援助と地域労働運動の発展
- ⑤ 企業主義の克服、社会的責任の重視、労組の機能、政策立案能力強化とたたかう目標の明確化

また定期大会の本部提案として富塚事務局長は、①「基本構想」は大筋において理解するが、問題点も多いので、団体間協議などを通じて合意が得られるように努力する、②準備会参加は私鉄総連を軸に全単産が同一歩調をとるように努力する、③選別主義は絶対に認めない、④今大会では結論を出さず、臨時大会を開いて結論を出す、などの提案を行った。

大会では激論がたたかわされたものの、五項目補強提案に賛成し単産の一致した対応という意見が全体の大勢を占めた。統一労組懇系単産の提出した「基本構想反対」の修正案に対しては、これを否決すれば「基本構想」を評価することになるので、大会では原案支持が大勢であることを確認して、原案・修正案のいずれも採決せず、最終決定は秋の臨時大会に持ち越すことになった（一九八一年の総評定期大会までは本年鑑第五二集「特集・労働戦線統一問題」を参照のこと）。

総評臨時大会にむけての動き

総評の定期大会で執行部原案が採決されず、結論が先送りされたことは、「基本構想」にもとづく労働戦線統一に反対する動きを活発にした。太田薫・市川誠の両元総評議長、岩井章元総評事務局長の総評三顧問は、八月二一日、「労働戦線統一に関する要望書」を総評本部に提出した。要望書は「基本構想」を批判し、「国際自由労連加盟を内定し、統一労組懇および反動権力とたたかう官公労労働運動の排除を決めています、これは明らかに選別であり、全的統一をめざすものではありません」と述べ、五項目の厳守を要求した。

八一年一〇月八日、全港湾・全造船・全国一般・紙パ労連・全自交・全印総連の総評左派六単産は、五項目を最低条件に直ちに団体間協議を行い、選別しないことを認めさせるよう、総評執行部に共同して申し入れた。また、一〇月一九日には、総評三顧問を呼びかけ人とする「総評五項目補強見解を厳守し総評運動を強める討論集会」が、全港湾・全造船・全国一般・建設一般・国労・動労・都労

連・都教組などの委員長・副委員長らの出席のもと約一二〇〇人が参加して開催された。

総評の臨時大会にむけて、労働戦線統一問題における対立は、統一労組懇などを入れないようにした「基本構想」を順守するのか、選別方式を絶対とらないようにすることをおりこんだ「補強五項目」を厳守するのか、に分かれていた。一方、統一推進会は九月五日に開いた第一五回会合で、「基本構想」で打ち出した「本年中に準備会発足」の線にそって、準備会の発足を十二月一日と決定した。準備会発足の時期が決められ、それまで総評が臨時大会でどのような態度を打ち出すのか注目された。

総評第六四回臨時大会、結論を先送り

八一年一月四日、総評第六四回臨時大会が開かれた。大会で執行部は、次の五点を骨子とする「民間単産の『統一準備会』発足にあたっての統一見解」を提示した。

- ①基本構想がまとめられるまでの経過を尊重する。②基本構想に大筋理解の立場に立ち、団体間協議を通じていくつかの問題点を五項目補強見解にそって補ってきたが、未解決の問題については今後も協議をつづける。③準備会に総評民間単産は統一して参加する。④基本構想に異なった意見をもつ単産も、準備会に参加を保證されなければならないという基本的立場を貫く。⑤準備会への参加を決定した単産の参加を保証し、参加を決定した単産が選別差別された場合は、全体として参加を保留し、民間単産は統一して対応する。
- これまでの総評方針に対して④と⑤は新たに補強されたものであった。統一労組懇は、七月の大会と同じく「基本構想」反対と「基

本構想」承認を前提とする統一準備会参加に反対、などを内容とする修正案を提出した。

大会では、定期大会の空気とやや異なっていた。それは、大会前日の日教組臨時中央委員会で「民間単産のうち一単産でも反対、または保留する態度の場合は統一準備会の発足に反対する」との決議が一票差で採択され、これが総評主流左派組合の多くに影響をあたえていたこともあった。日教組は執行部原案に反対、国労・自治労らは原案保留、全港湾・全印総連なども原案保留・修正案反対、の態度が明らかになり、採決すると保留が多く否決される可能性も強くなった。

そこで大会では、原案・修正案ともに採択せず、①これまでの事実経過について尊重し、②ひきつづき五項目補強意見を堅持して団体間協議を進めていく、との二点について採決し、確認した。準備会参加についての具体的な方針は、一二月の拡大評議員会で決めることにした。このようにして、総評は定期大会、臨時大会ともに結論を出すことができず、再び先送りとなった。

総評拡大評議員会で一応の決着

一月七日、態度決定の三度目の試みとして、総評の拡大評議員会が開かれた。提出された執行部原案はこれまでと違って、「基本構想」への評価にはふれず、次のようなものだった。①民間先行の労働統一をすすめる。同時に今後の団体間協議を通じて全的統一を実現する。②準備会は労働統一に賛成するすべての単産に門戸を開放する（統一準備会に参加を決定した単産が選別された場合は、全体として参加を保留し、民間単産は統一して対処する）。③準備会へは五項目補強

見解を堅持して参加し、各単産の討議結果をふまえて自由な討議を
保証する。④将来発足する協議会は一致できる要求・課題を追求し
共同行動を積み重ね、一致できないものは独自行動を認め合う、な
どがその内容だった。

原案はこれらの確認のうえに立って、統一準備会への参加方法を
定めた。それは、①各単産は拡大評議会終了後すみやかに準備会参
加を決定し、可能な限り八二年一月末までに手続きを終了する、②
組織事情によって討議を継続する単産も、遅くとも三月末までに手
続きを完了する、③一二月一四日の統一準備会には、すでに参加を
決定している五単産（鉄鋼労連、全日通、合化労連、全鉱、電通労連）が
参加する、以上の三項目だった。

なお、この原案には追加補強として「準備会参加については、団
体間協議で一致するまで留保する」という留保条件がついており、
その条件とは「同盟宇佐美会長発言の撤回」だった。宇佐美会長は
一二月三日の同盟中央評議会で、準備会参加は「基本構想」了解が
前提で準備会へのなだれ込み参加は拒否するとの発言を行った。そ
の撤回を準備会参加の条件にした。

大会では、統一労組懇が前二回の大会にひきつづき修正案を提出
したが、今度の評議員会では執行部は右修正案を採択にもちこみ、
挙手採決により賛成四票で否決した。原案については、議長は討論
抜きの拍手採決を強行し、原案可決となった。強行な採決を行った
のは、反対・賛成の確認をすれば主流派のなかにも反対や保留がで
るおそれがあったためとみられる。このようにして、総評はまだ問
題をかかえながらも、七月定期大会から四カ月間にわたる内部の混
乱に一応の決着をつけた。

労働戦線統一準備会、三九組織三七八万人で発足

八一年一二月九日に開かれた統一推進会では、総評拡大評議員会
で採択された「基本構想」棚上げや全単産への門戸開放をもちこん
だ方針に、同盟傘下の組合から難色を示された。しかし総評五単産
を含めて予定通りに準備会を発足させたいという電機労連の主張が
通り、①統一推進会は、六単産がそれぞれ各団体をカバーする立場
で基本構想をまとめ、準備会への参加を呼びかけた、②統一推進会
は、統一準備会をより円滑に発足させるための団体間の話し合いの
努力と経過を理解し尊重する、という「まとめ」を採択し、予定通
り一四日に発足させることに決定した。

また、総評の留保条件については、準備会発足の当日に、「九日
の統一推進会へは宇佐美同盟会長も出席して満場一致決定したもの
である。したがって豎山議長提案について同盟もその趣旨を理解し
尊重する」という意向が総評に伝えられ、総評幹事会は留保条件を
解除した。統一推進会の「まとめ」にしろ、同盟会長の意向にし
ろ、対立点に決着をつけたものではなく、玉虫色であったが、この
ような経過をへて総評からの第一陣五単産を含め統一準備会は発足
にこぎつけた。

かくして八一年一二月一四日、三九組織三七八万三〇〇〇人を結
集して、労働戦線統一準備会が発足した。準備会は、新しい民間単
産協議会の母胎となり、その結成のためのすべての準備を行う組織
であった。会議では、経過報告、「基本構想」を満場一致で承認し、
準備会の運営についての方針を決定した。参加した組合は、鉄鋼労
連、合化労連、全日通、電通労連、全鉱（以上総評五単産）、センセ
ン同盟、全金同盟、造船重機労連、海員組合、一般同盟、交通労

連、全化同盟、全食品同盟、紙パ総連合、航空同盟、建設同盟、資源労連、凸版労組、全炭鉱、基金労組、石油同盟、日本港湾（以上同盟一七単産）、電機労連、食品労連、全電線、全窯連、全石油、全国ガス、全国セメント（以上中立労連七単産）、全機金、新化学・京滋地連、新運輸（以上新産別四単産）、自動車総連、電力総連、商業労連、運輸労連、ゴム労連、全国自労（純中立六単産）であった。

発足した準備会は、翌八二年一月に第二回会議をひらき、準備会の幹事組合に鉄鋼労連、合化労連、全日通（以上総評）、ゼンセン同盟、造船重機労連、全化同盟（以上同盟）、電機労連、食品労連、全機金（以上総連合）、自動車総連、電力総連、商業労連（以上、純中立の一三組合を選出した）。

総評第二陣七単産の準備会参加

準備会加盟の総評第一陣五単産について、総評は一一単産の参加を予定していた。そのうち、ホテル労連は八二年二月二〇日の中央委員会で参加の執行部案が賛成三三票、反対八票、保留四五票で否決され、日放労は決定を夏の定期大会まで延期することになり、これら二組織は第二陣に間に合わなくなった。第二陣グループとしては、全国金属、私鉄総連、全海連、炭労、全電力、繊維労連、全自交、紙パ労連、全造船機械の九単産が三月下旬までに機関決定を終えた。

これらの単産のなかで全国金属と私鉄総連の機関決定のゆくえが注目された。全国金属は二月一六～一七日の臨時大会で準備会の参加を決めたものの、参加賛成一三八票、反対七五票、保留一八票で、執行部の参加方針の批判票が約四割を占めた。私鉄総連は一月

二九日に中央委員会を開き、大手の京成、東武や中小単組の反対をおしきって表決抜きの拍手多数で参加方針を決定した。なお、九単産のなかで全造船と全海連は、最終的に準備会加盟を春闘後まで見合わせる事になり、結局、第二陣グループは七単産になった。

ところで、総評第一陣五単産は「基本構想」を承認する単産であり、「基本構想」に対する態度は準備会加盟にあたって、それほど問題にはならなかった。しかし、第二陣には紙パ労連、繊維労連、全電力など「基本構想」に異なる意見をもつ単産も含まれていた。ここから第二陣参加問題が浮上することになった。

八二年三月二六日、総評七単産は一括して準備会参加の申請を行った。申請書に添付された各単産における統一問題の方針書のなかでは、「基本構想」にはまったくふれず、ただ「団体間協議の経過を尊重し、総評拡大評議員会の決定に基づき準備会に参加する」との統一見解が入っていた。翌二七日の準備会幹事会ではこのことが問題になった。幹事会の同盟系単産は「基本構想」の承認を明記すべきだと主張し、総評系単産は「団体間協議の経過と結論の尊重」には「基本構想」を前提としたものだとし、一括加盟の承認を要請した。

この七単産加盟問題はなかなか結論が見いだせず、折衝がくりかえされたが、五月八日に加盟が承認された。参加が承認されたのは、まず「総評第三回拡大評議員会の決定により」という統一文言を削除すること、さらに「準備会の事実経過を尊重する」ことに同意すること、これらを七単産が受け入れたからだだった。「事実経過の尊重」については、既加盟総評五単産が七単産の行動を保証することによって決着をみた。「第二陣七単産は、公式には『準備会の事実経

過の尊重』、裏では先行単産の保証ということ事実上『基本構想』をうけいれて参加」したのであった（氏原正治郎監修『資料労働戦線統一』労働教育センター、一九八八年、六七九頁）。つまり、この「準備会の事実経過の尊重」における準備会の「準備」とは、「基本構想」にもとづく協議会結成の準備をさしており、事実上「基本構想」の承認を意味していた。

総評第六六回定期大会、全民労協加盟を打ちだす

統一準備会では、三月から年内発足をめざす協議体の基本方針をめぐって論争が始まった。三月段階の原案では「基本構想にもとづく活動方針」という表現があったが、総評系の単産と同盟系のあいだで対立が生まれ、結局、七月五日の準備会で「全日本民間労働組合協議会は、共同行動を推進するためのゆるやかな協議会」とすることとまとまった。

これをうけて、総評の第六六回定期大会が八二年七月二五日から二八日まで開かれた。大会では、ゆるやかな「共同行動組織」を発展させる民間協議体づくりに合意できたことを評価し、今後「基本構想」またはそれにかわるものが示される場合、五項目補強見解の実現にむけて全力をつくす、との労戦問題の基本方針が提示された。また基本方針に対する補強提案がなされた。それには『基本構想』に対し、『補強見解』を提起し、この立場にたって協議したが、合意に至らなかった。従って、『基本構想』は凍結されたものと判断する」という見解が示されていた。これに対して、総評第一陣五単産は「基本構想」が凍結されたのではなく、「基本構想の論議」が凍結されたのだと主張、結局、『基本構想』と『五項目補強見

解』の論議は凍結されたものと判断し、団体間協議で明確にする」と原案を修正し、承認された。また、統一労組懇系四単産の提出した全民労協加盟反対の修正案を賛成少数で否決し、大会として全民労協加盟の方向を打ち出した。

「基本構想」問題の再燃

総評大会の決定をふまえて、八月七日、全国一般、全海連、全造船機械の三単産は「総評方針にもとづき」という前文を付けて統一準備会に参加を申し込んだが、またしても幹事会での承認は持ち越されることになった。一月末までこの三単産加盟問題は宙に浮いたままになったが、それは次にみるように「基本構想」の扱いが再燃し、しかも単に加盟問題だけではなく、全民労協のあり方にかかわる問題に発展したからであった。

一〇月二八日の統一準備会幹事会で、全造船機械と競合関係にある造船重機労連は意見書「金杉メモ」を提出した。それは、「今日までの事実経過を尊重するということは、『基本構想』に示されている運動の方向と基調を受けとめることであり、『全民労協』発足にあたって、統一推進会が苦勞し練り上げ、準備会出発に際し、満場一致決定してきた『基本構想』を、まずもって確認するのは当然のこと」である、という主張だった。これに対して、総評は事実経過の尊重は「基本構想」の確認を意味しないし、全民労協への加盟保留もありうるとの態度をしめし、全民労協結成前に対立が深まった。

こうした事態を打開するために、旧統一推進会のメンバーが收拾にのりだした。さまざまな会談や折衝がつづけられ、結局、十一月

三〇日、次のような打開策をまとめた。それは「全民労協の発足について」と題して、「全民労協の活動は、『基本構想』に基づいてすすめる。と同時にこの基本構想に対して補強意見をもっている組合もあるのでは、これらの意見については、これからの全民労協の活動、討議などを通じて活かしていく」との内容であった。このうち原案では、「すすめる。と同時に」の部分の「める。」が「め、」であったが、同盟側の主張である「める。」が受け入れられ、「基本構想」の色が濃い表現になった。同盟は二月三日の中央評議会で、「基本構想」に基づく結集を高く評価した。

なお、総評第三陣の三単産加盟問題は、統一準備会幹事会の確認事項として、①「統一準備会に参加を申請する単産については統一準備会の今日までの事実経過を尊重する」、②「競合単産の取り扱いについては、その存在が統一の阻害条件になっていることを考慮し、統一のための条件づくりに努力するとともに、既参加単産との調整を行うこと」の二点を確認し、さらに、電機労連と総評第一陣の五単産が保証人になることで決着した。総評系や同盟系の競合組合の統一が確認されたわけであり、その後、産業別の組織統一が日程にのぼるようになった。

2 全民労協の結成と連合体 移行決定まで

四一単産四二三万五〇〇〇人で全民労協結成総会

一九八二年二月一四日、統一準備会参加五一単産のうちすでに全民労協参加を機関決定している四一単産（四二三万五〇〇〇人）から二〇〇人の代表が参加し、全民労協結成集会在開かれた。総会では、旧推進会のメンバーがまとめた先の「全民労協の結成について」と題する議案、それと「組織の性格」「活動方針」を満場一致で決定した。役員には議長に豎山電機労連委員長、事務局長に山田ゼンセン同盟副会長を選出した。

当日に全民労協に参加した四一単産は次の通りであった。鉄鋼労連、合化労連、全日通、電通労連、非鉄金属労連（以上、総評五）、ゼンセン同盟、全金同盟、造船重機労連、海員組合、一般同盟、交通労連、全化同盟、全食品同盟、紙パ総連合、航空同盟、建設同盟、資源労連、凸版労組、全炭鉱、基金労組、石油同盟、日本港湾（以上、同盟一七）、電機労連、食品労連、全電線、全窯連、全石油、全国ガス、全国セメント、生保労連（以上、中立労連八）、全機金、新化学、新運転、京滋地連（以上、新産別四）、自動車総連、電力総連、商業労連、運輸労連、ゴム労連、全国自労、相銀全労（以上、純中立七）であった。

全民労協結成時の参加組織は、総評系の単産の組織的対応が遅れたため準備会当時の参加組合よりもむしろ少なくなっていたが、八三年三月には、私鉄総連、全国金属、紙パ労連、繊維労連、全自交、全電力、日放労、全海連の総評八単産が参加し、四九単産四八〇万人となった。なお、全国金属と紙パ労連の採決の結果をみると、全国金属の臨時大会では賛成一六七、反対四八、保留二二であり、紙パ労連の臨時大会では賛成七〇、反対四八、白紙三であっ

た。

統一労組懇の活発化と労研センターの設立

統一労組懇は、一九七九年末に「ナショナル・センターのあり方を考える労働者懇談会」を提唱するとともに、総会では統一労組懇を「運動体」と性格規定し、ナショナル・センター確立の方向を強めていた。さらに、八一年一二月の臨時大会では統一準備会の発足と総評の動向をみて、それまでの「ナショナル・センターの階級的民主的強化」の方向から、「階級的民主的ナショナル・センターの確立」へと大きく方向転換した。

つづいて、一九八二年における総評第二陣七単産をめぐる事態は、統一労組懇と総評主流左派とを接近させる方向へ作用した。総評三顧問の呼びかけで開かれた「労働戦線の右翼的再編に反対し、たたかう総評の再生をめざす六・二四集会」には統一労組懇の春山事務局長も出席し、あいさつを行った。統一労組懇の六月二八日に開いた全国代表者会議で、春山事務局長が、総評三顧問の動きについて「当初の全的統一の橋渡し役をするのではないかとの懸念もあった。その後、多くの点で共通していると判断して六・二四集会に統一労組懇を代表してあいさつした」と述べているように、この時点まで総評主流左派と統一労組懇とは一線を画していたが、以後、両者の接近が強まっていく。八三年三月一日には、総評三顧問は、「総評労働運動の階級的戦闘的再生を実現するため、全民労協への参加拒否を基本に据え」とした「労働問題研究センター」を設立させた。

官公労統一問題の台頭

総評第六七回定期大会（一九八三年）では、これまでの榎枝議長・富塚事務局長に代わって、黒川議長・真柄事務局長の新執行部が選出され、総評はこのラインで労戦問題に対処していくことになる。大会では、労戦統一の次の課題は全的統一のステップを踏み出すことであるとの認識にたつて、官公労の統一問題については「総評、同盟、新産別の官公労働者の共通課題での共同闘争をすすめる」ともに、話し合いの場を設定する」との方針を決定した。総評は九月に官公労小委員会の設置を決め、十一月から小委員会は議論を開始した。

また、官公労の戦線統一に積極的であった全電通は、八三年八月の定期大会で新たな構想を提起した。それは、官公労においてもゆるやかな労戦統一の協議体を早期に結成し、そして全民労協官公版ができた暁には全民労協とブリッジを結び、条件が整った段階で官民一体のナショナル・センターをつくりあげ、全的統一を実現する、というプログラムであった。

これに対して、国労は真っ向から反対し、動労・全通・自治労・日教組なども実質的に反対の姿勢をとった。さらに同盟の鉄労も、「基本路線の違いを無視して共同行動も労戦統一もできるものではない」と否定的だった。たしかに総評官公労と同盟全官公との路線の違いは大きく、官公労の労働戦線統一が具体化してくるのは全民労協の連合体への移行以後である。

全民労協第二回総会、五三単産四八四万人へ

全民労協は、発足とともに八三年春闘方針を決め、労働四団体と

の共催による集会や独自の減税要求の行動を行った。政策推進労働会議の活動を引きつぎ、政策・制度の要求をまとめ、政府に申し入れた。さらに、関係省庁との間で定期協議を行うことになり、労働省とは新労働政策会議、通産省とは労働関係政策会議、経企庁とは物価問題定期会合、厚生省とは社会保障問題定期会合を、それぞれ設置した。また経済同友会、日経連、経団連の各経済団体とも懇談を行い、必要に応じて意見交換の懇談会を開くことを確認した。

全労協の第二回総会は八三年一月二日に開かれ、「八四年度中に組織人員五〇〇万人台を実現し、八五年度中に六〇〇万人をめざす」との方針を確認し、そのためにオブザーバー加盟制度を設けることになった。地方組織については、総評・同盟の強い抵抗を考慮して、全国ネットワークとして九ブロックに地方連絡会を設置するとの方針が決定された。

なお、統一準備会に参加していたものの全労協には未加盟の総評系単産は、全国一般と全造船機械、ホテル労連、炭労の四単産であった。そのうち全国一般は大会で参加が否決され、執行部総辞職となった。全造船は大会で賛成六五、反対二三、保留一六で参加を決定し、ホテル労連も大会で賛成七五、反対一三、白紙三で決定、また炭労も参加を決めた。これら三単産の加盟によって全労協総会時には五三単産、四八四万人の組織になった。

連合体移行論の論議開始

一九八四年に入って、労働戦線統一をめぐる状況にそれほどの変化はみられなかったが、全労協第三回大会が近づいてくると、論議が活発化してきた。その中心は全労協の、協議体から連合体へ

の移行問題であった。連合体移行問題は、前年八月の全労協三役会議に事務局長提案として「連合会組織に発足させる目的を一九八五年に置き、労働界全体の統一の展望とあわせ、『基本構想』をはじめとする条件整備や環境づくりを精力的にすすめる」という方向が提起されたが、総評・同盟双方から反対意見が出され、時期尚早論が大勢を占めた。

九月になると鉄鋼労連、ゼンセン同盟、中立労連のそれぞれの大会で、全労協の連合体への移行が課題になってきていることが強調された。総評は九月の拡大評議会で、二〇〇三年の短期間に移行させることには賛成できないとした。

一月一四日に開かれた全労協第三回総会は、こうした状況をふまえて、連合体移行問題については、三役会議の下に「連合組織構想検討委員会」を設置し、連合組織の綱領・規約などの構想や移行時期、既存ナショナル・センターとの関係、労働界全体の統一への展望について、第四回総会までに一定の方向を明らかにするとの方針を決定した。

連合組織構想検討委員会の「中間報告」から「最終報告」

一九八五年に入ると、検討委員会は月一回ほどのペースで会合を重ね、五月二二日に「中間報告書」をまとめた。「中間報告書」には、「民間部門のナショナル・センター」「基本構想に基づく綱領・憲章」「国際自由労連に一括加盟する」「地域組織を都道府県単位に設置する」などの論点をふくんでいた。全労協三役会議は「ナショナル・センター」の表現を「全国的中央組織」という言葉に変えるなどのごく部分的な修正をし「中間報告」として決定した。なお

三役会議決定の「付記」として「国際自由労連加盟については、全
民労協第三回総会の方針で確認した『当面は、産業別組織単位での
加盟を促進する』ことで進める」という点を加えた。

その最終報告の第一次案「連合組織の進路」を八月九日の検討委
員会で確認した。「連合組織の進路」における「連合組織の性格と
位置づけ」の部分は、①『基本構想』にもとづき、協議体である全
民労協を第二段階の連合組織に移行する」、②「新たな連合組織は、
活動領域を拡大し、『力と政策』の充実・強化をはかるため、民間
部門の全国的中央組織として機能・役割をできる限り網羅する」、
③「新しい連合組織は、民間労働運動の強化・拡大につとめるとと
もに、官公労働組合との相互理解と信頼を深め、労働界全体の統
一、すなわち『一国一ナショナル・センター』の実現をめざす」と
の内容であった。

「二重加盟」問題

全民労協は、最終報告をうけて連合体移行の討議に入っていく
が、ここで大きな問題として浮かび上がったのが既存組織と連合体
との関係、すなわち「二重加盟」問題であった。

まず、総評は八月二六日の幹事会で、①連合組織は全民労協の強
化・発展したものであり、かつ全的統一の前段階の組織である、②
したがって連合組織は、全的統一にいたる過渡的組織として四ナシ
ヨナル・センターと共存する(二重加盟を認める)、③全的統一が達成
されたとき、四ナシヨナル・センターは解散する、との対応策を決
めた。

一方、同盟は九月一〇日の三役会議で、民間先行を基軸とする

「基本構想」を堅持し、連合体に移行すること、連合組織は、同盟
のような役割と機能をもった新しいナショナル・センターであり、
したがって二重加盟はありえない、という方針を決めた。

また、中立労連の藁科議長は九月一三日の大会で、連合組織は全
国的中央組織にふさわしい機能・役割をもつものとし、中立労連の
解散を含めて検討する、との見解を明らかにした。

以上のようにこの問題については、総評と同盟などとの間には大
きなへだたりがあった。各労働団体で協議が行われるなかで、堅山
全民労協議長は一〇月二日の三役会議で、五項目にわたる議長提案
を行った。この五項目提案は、さらに三役会議で検討され、「全民
労協」の表現を「連合組織」にかえる字句修正を行ったのみで、三
役会議の決定として一六日確認された。

五項目提案は、①「基本構想」の原則を堅持し、全民労協結成の
経過と今日までの事実経過を基本として進める、②連合組織こそは
「中間報告」を踏まえ、「連合組織の進路」(第一次案・仮称)を「連
合組織への進路」ととらえ、討議し確認する、③連合組織への移行
の時期は全民労協結成満五年ともなる全民労協第六回総会(八七年
一月)とする、④新たな連合組織と既存のナショナル・センター
との関係については、労働五団体としての固定化や屋上屋を重ねる
ことを絶対に避けなければならない、したがって連合組織が名実と
もに「活動領域を拡大し、民間部門の全国的中央組織として機能・
役割をできる限り網羅する」ことができるよう各ナショナル・セン
ターの対応を求める、⑤官公労働組合との相互理解と信頼を深め、
一九八九年までに労働界全体の統一が実現できるよう努める、であ
った。

提案は、「連合の進路」を「連合への進路」とすることによって賛否を現状では決めず、経過的なものとし、さらに「屋上屋を重ねることを絶対に避けなければならない」としつつも、そのためには「各ナショナル・センターの対応を求める」と各団体の自主的な判断にゆだね、二重加盟問題の是非については決定をさしひかえた。

全民労協第四回総会、連合移行方針を決定

連合体移行をめぐる以上のような経過をへて、一九八五年一月一五日、全民労協は第四回総会を開き、「五項目提案」を主な内容とする「連合組織への移行について」という方針を決定した。方針では、「連合組織への移行の時期は、全民労協結成満五年ともなる『全民労協第六回総会（一九八七年一月予定）』とする」と、時期を明確にした。この大会で、三役と幹事で構成する「連合組織移行準備会」を発足させ、新たな連合体の構想づくりに着手することになった。

「基本構想」は統一のプログラムを定めた点で大きな意味をもっていたが、それによると、まず「労働戦線統一の第一段階」は「民間先行による新たな協議会の発足」、「第二段階」はそれを「可及的速やかに連合会組織に発展させること」、そして第三段階として官公労組をふくめた全統一的統一をなし、一九八〇年代に一つのナショナル・センターをつくりあげることになっていた。第一段階が一九八二年の全民労協の発足で実現した。全民労協第四回大会は結論は先送りにしたものの、労働戦線統一の新たな段階にむけて始動する総会となった。

「連合」の結成と労働戦線

1 「連合」の発足とその反響

1 「連合」結成大会と組織機構

一九八五年一月一五日の全民労協第四回総会で、「連合組織への移行」を確認したあと、約一年間の準備期間を経て、八六年一月一四日、全民労協第五回総会で、「連合組織移行」のための関連議案の大綱が確認された。その主なものが、憲章・綱領にあたる「進路と役割」、それに「運動方針（骨子）」「規約」「事務局（専従者）体制」「実行予算の大綱」「シンクタンク構想」などであった。

それらを加盟組合に提示しつつ、一年後の八七年一月二〇日午

前、全労協は第六回総会を連合組織移行総会として開催した。そして、その日の午後、全日本民間労働組合連合会（略称「連合」）の結成大会が開かれ、ここに「連合」が発足した（なお全労協、「連合」の前身母体となった政策推進労組会議は、一月九日、解散した）。

発足した「連合」は、正式加盟の民間単産数五五、組合員数五三九万人、これにオブザーバー加盟の一単産と友好参加の六組織を含めると、組合員数五五五万人となり、総評組織人員（約四二〇万人）を上回り、組織労働者の四割強に達する日本で最大の労働団体となった。

豎山利文「連合」初代会長は、大会冒頭に「連合」組織移行準備会委員長としてあいさつし、「連合」結成後の残された課題として、地方組織の確立、官民を含めた全体の統一、政党との支持協力関係の三点をあげ、「当初はゆるやかな形ではあっても『連合』の地方組織づくりを急ぐ必要がある。官民の統一は、多くの困難もあるが、合意形成の努力が必要だ」と表明した。

大会では、加盟組織が紹介されたあと、綱領や基本目標をかかげた「進路と役割」を拍手で確認した。国際自由労連への一括加盟問題については、組合員数に応じた累積投票を行った結果、賛成五七七一七三七票、保留二二万四一九三票（全国金属、全電力、全自交労連）、反対ゼロで可決、ただちに加盟申請した。そのあと、向こう二年間の運動方針などを決めて終了した。

なお、「連合」の役員、事務局体制はつぎのとおりである（「連合」の役員や組織、運動方針等について、より詳しくは本年鑑第三部Ⅱ「労働組合全国組織の動向」を参照）。

役員・事務局体制

「連合」の役員体制は、会長（中立労連）、事務局長（同盟）、副会長一六人（同盟五、総評四、中立労連と純中立各三、新産別一）、中央執行委員一一人（同盟四、総評三、中立労連二、純中立二）から成る。

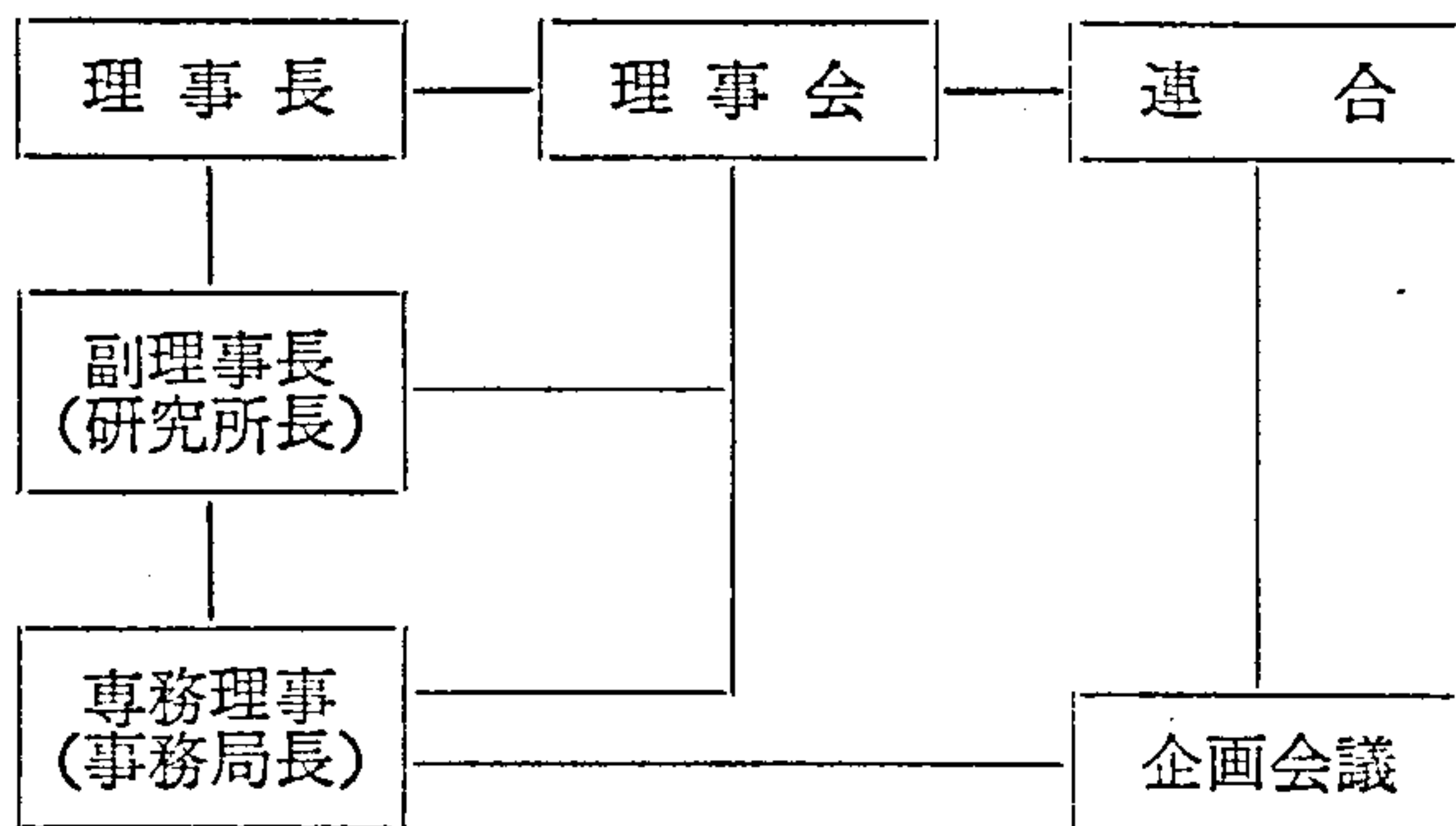
事務局体制としては、事務局長を助け、担当部門の責任者となる副事務局長を六人（同盟二、総評一、中立労連二、純中立一）おいている。担当部門は、同盟が「政策・調査」と「国際」、総評が「組織・広報」、中立労連が「企画・情報」と「婦人」、純中立が「総務・財政」となっている。また、事務局の専従者（出向・プロパー）は六九人であり、その派遣団体は、同盟三九人、総評一五人、中立労連一〇人、新産別一人、全労協二人の内訳である。加盟人員に比例して同盟が多いのは、組織を解散している事情もあって、主として中立労連と純中立が割り当て分から同盟に譲ったとされている。

シンクタンク「連合総合生活開発研究所」の設立

「連合」は、八七年二月一日、結成総会で決定していたシンクタンク「連合総合生活研究所」（略称「連合総研」）を設立した。設立の目的は、「国内外の経済・社会・労働問題等に関する調査・分析活動を行い、時代を先取りした政策研究を推進し、広く国民生活全般にわたる総合生活の改善・向上に資するとともに、日本経済社会の健全なる発展に寄与すること」（「連合総研規約」）としている。研究の成果は、「力と政策」をかかげる「連合」の政策立案の基礎としての役割をになうものとされている。

役員には、理事長・中村卓彦（鉄鋼労連会長）、副理事長兼所長・佐々木孝男（元経済企画庁経済研究所長）、など。学識経験者としては、

第2図「連合総研」と「連合」との組織関係



高梨昌（信州大）、正村公宏（専修大）、大内秀明（東北大）、島田晴雄（慶応大）。専務理事代行には河口博行「連合」副事務局長（総合企画・情報担当）を選任した。

2 「連合」発足の反響

「連合」発足に関する談話・声明

「連合」発足は、当然のことながら、政界・財界・労働界などで大きな反響をまきおこした。ここでは、その一部を紹介しておく。

竹下登首相「与党たる自民党が『連合』にすり寄るのではなく、堂々と抱擁してお付き合い願いたい」（一月一九日の同盟解散記念レセプションでのあいさつ。『毎日新聞』一月二〇日付）。「良かった。万歳という意味で快哉（かいさい）だ」（『朝日新聞』一月二一日付）。

安倍自民党幹事長談話「日本の労働運動にとって画期的なできごとだ。大いに歓迎し、ここに至るまでの努力に敬意を表する」（『読売新聞』一月二一日付）。

社会党山口書記長談話「当面、総評と官民一体となって労働組合としての社会的責任を果たしてほしい。次期国政選挙では野党連合政権樹立に向けた努力を積み重ねる」（同前）。

公明党中執委談話「『連合』とともに社公民共闘の強化と連合政権樹立への信頼と合意形成に全力を挙げる」（同前）。

民社党大内書記長談話「『連合』の重要な運動である政策制度改革の闘いに積極的に応じ、全党あげて努力する」（同前）。

共産党金子書記局長談話「『連合』はかつての『大日本産業報国会』にほかならない。労働者の階級的労働運動への結集を望む」（同前）。

鈴木永二日経連会長「かねてから、健全な労使関係の発展を願っているわれわれとしては、心から『連合』の誕生をお祝いしたい。いうまでもなく、わが国の労使関係は、企業別の労使関係にその基礎をおいており、その事実には今後とも変化はありえないと思われる。しかし、急激な国際化の進展や産業構造の変化等により、労使が直面する課題の中には、企業レベルでは解決しにくい問題が増えていることにも注目しなければならない。日経連は従来も、全労協をはじめ主要な労働団体とさまざまな問題について率直な意見交換を重ねてきた。新たに誕生する『連合』とは勤労者全般に関わる重要な政策課題を中心に、これまで以上に意思疎通、相互理解を深め、考え方の一致する問題についてはその解決に努力を惜しまぬ所存である」（『週刊労働ニュース』八七年一月二七日付）。

真柄総評事務局長「本日、『連合』が発足する。総評はこれを労働戦線統一の実現に向けての大いなる前進として歓迎し、ここに至るまでの多くの方々のご努力に心から敬意を表したい。全労協の『連合』への発展を契機に、土地問題、税制問題、春闘、時短、平和など一致できる課題について、労働者と国民の期待に応える運動を強力に展開し、労働戦線統一の正しさを運動で明らかにしていくこ

とを心から期待する。総評は全的統一に至る間、『連合』と併存し、『連合』と運動面で協力しながら、一九九〇年を目標とする官・民・地域、三位一体の全的統一の完成に全力をあげる決意である。このための官民代表による本格的話し合いを期待し、自らも取り組むものである」(同前)。

統一労組懇の声明「全民労協は大企業本位の自民党反動政治を基本的に支持し、発足以来、反労働者の反国民的役割を事実を通して鮮明にしてきた。いま総評・地評地区労もこの路線に追随して自らを解体しようとしている。いま、わが国の労働運動では大きく『二つの潮流』が鮮明になっている。一つは、統一労組懇を『根城』とし労働者・国民全体の利益擁護を追求し大切にする階級的潮流であり、一つは連合に集結して労組の名で米日反動支配勢力全体の利益擁護を進める右翼的潮流である。労働者・国民の側に立ってその切実な要求実現のために奮闘している階級的潮流こそ未来がある。労働者・国民の期待と信頼に応えて要求を前進させるためには、統一労組懇の運動と体制強化を一層図りつつ、『共同』行動を広げ、反動勢力と真っ向から対決した闘うナショナル・センターの確立を着実になしとげるために全力をあげることがますます重要となっている」(同前)。

労研センターのアピール「政府・自民党、財界の盛大な拍手の中で発足した連合は、労使協調、反共主義、国際自由労連一括加盟の路線を明らかにして、自ら独占資本のよきパートナーであること明らかにした。政府・自民党の強権的行革攻撃と闘う官公労働者はもちろん、独占の苛酷な収奪にあえぐ膨大な数の中小・下請関連企業で働く労働者や未組織の仲間が、『連合』を信頼し、期待を寄

せることはないであろう。総評が『連合』を容認し、これを母体に『全的統一』を夢想し、一九九〇年に自ら解散することを決めたことは重大な誤りであり、社会党がいち早く『連合』支持を決めて党の基本政策の見直しに着手したことは決定的な誤りだと指摘しないわけにはいかない。『連合』に反対する全国の同志に対して、総評の解体に反対し、県評・地区労働会を守り、その戦闘的再生・強化に全力をあげることを中心から呼びかける。『八八春闘懇談会』が連合に反対する闘う労働者の全国的結集の場として前進するよう全面的に支持する。また政府・独占の総評解体攻撃の中心環となっている国労と日教組を支援し守ることは、闘う労働戦線構築の緊急の課題である」(同前)。

統一労組懇と「左派」、「連合」反対の集会・デモ

「連合」が発足した一月二〇日前後、各地で「労働戦線の右翼的再編」としてこれに反対する統一労組懇や左派組合などの集会やデモが行われ、「階級的労働運動の総結集」を訴えた。

統一労組懇は、一九日「労働戦線の右翼的再編反対、くらしと権利、平和と民主主義を守る階級的ナショナル・センター確立をめざす」決起集会を開いた。参加者約五〇〇人、市川誠労研センター代表が来賓としてあいさつした。

次いで二〇日には「同盟主導の『連合』に反対、首都労働者総決起集会」。国労東京、民放労連関東、紙パ労連関東をはじめ約五〇〇〇人が参加した。

このほか、京都では一万二〇〇〇人、大阪では約四〇〇〇人、兵庫では四二〇〇人、名古屋では一二〇〇人、仙台一三〇〇人など、

統一労組懇と労研センターの代表が参加する集会デモが行われた。

3 官民統一・交運労協をめぐる問題

「官・民統一促進」をめざす「労戦統一懇談会」の発足

「連合」の結成は、いうまでもなく民間組合の結集を意味し、その先には「官・民統一」問題がひかえている。この点にかかわって、注目すべき重要な動きが、「労戦統一懇談会」であった。

総評・同盟など労働四団体と全労協の事務局長・書記長による「労働戦線統一懇談会」は、八七年八月一七日発足、①今後、労働界全体の統一促進をめざして話し合いをすすめる、②地方における結集についても、中央の進展を見ながら進めていくこと、の二点を確認した。

第二回は九月二八日に開かれ、主として総評側から、総評の「全労協統一」方針について、①官民統一は民間労組と官公労の対等合併の形としたいこと、②地方組織の統一は中央と同じく一九九〇年を目標とし、連合の地方組織設置を統一ローカルセンター設置の時期とそろえるなどを説明した。協議の結果、なんらかの形で官民の話し合いの場を設けることに合意し、地方組織問題もこれと並行して協議することとした。

第三回は、十一月四日に開かれ、同盟から、「この懇談会は、同盟が解散するので、解消し、今後は官民の統一問題については連合を窓口にするなど、同盟の基本方針（別項）を提起した。その

結果、①この「懇談会」は解消、②「連合」発足後新たに官民統一の話し合いの場を設ける、③地方組織問題なども話し合いをつづけること、などを確認した。

【同盟執行評議会決定の「労戦統一懇談会に臨む同盟の態度」

（八七年一〇月一九日）

- ① 同盟解散により「労戦懇談会」は解消
- ② 民主的な官・民の統一については、「連合」を窓口に進めることになる。
- ③ 同盟解散後、友愛会議と全官公が緊密な連絡をとって官民統一に対応する。
- ④ 民主的な官・民の統一にあたっては、「連合」の「進路と役割」などの「基本構想」を前提にする。
- ⑤ 統一のメドを一九八九年とする。

（『週刊労働ニュース』、『連合通信』、同盟「第二四回臨時大会活動報告関連資料」）

交運労協結成とその経緯

「連合」と大産業別組織との関係のあり方を問うものとして、きわめて重要な意味をもつのが、交運労協の結成とその経緯である。

八七年一〇月八日、全日本交通運輸産業労働組合協議会（土井一清議長、略称「交運労協」）が発足した。正式加盟は海員組合、私鉄総連、運輸労連、鉄道労連、交通労連、都市交、航空同盟など一六組合、約八九万人である。

交運労協は、「連合」が部門別連絡会として設ける交通運輸部門との関係については「連携を密にしていくが、綱領・規約が違うのだからイコールになりようがない。オーバーラップすることはあっても、下部組織ではない」（土井一清議長、『週刊労働ニュース』一〇月

一二日付)としている。しかし、「連合」の部門別組織になることは明らかだとして、運輸一般、全運輸などは不参加を表明、また国労・全港湾などは職場討議のうえで決定するとした。

最初にこの構想を提唱したのは海員組合で、八四年十一月二二―一五日の定期大会であり、「ITF加盟組合を中心に陸・海・空の関係労働組合による交通運輸関係労働組合の協議体」を提起した。そして全労協第三回総会で「連合組織検討委員会」の発足を決定したのが十一月一四日である。

その後、関係組合の協議が進み、八七年五月二六日、交運労協結成準備会が発足した。世話人組合は、総評系から私鉄総連・都市交、同盟系から海員・交通労連、純中立として運輸労連。ITFと全労協の加盟組合のほか、港湾関係労組など一五組合と全交運・鉄産総連に呼びかけた。「交運労協結成の趣旨」には、「わが国労働運動は十一月の連合結成に向けて新しい時代を迎えようとしており、交通運輸労働者もこの連合形成への重要な一翼として役割を果たしてきた」「我々は一層、自由にして民主的な労働運動を推進し、国際運輸労連、全労協など内外の関係団体との連帯が重視される」とした。

国労と全港湾は、趣意書は全労協・連合への路線であるとして参加を保留した。その後総評系の全交運は、「一括して対応」する方針を決め、趣意書を国労や全港湾も参加しやすいように修正を求めた。その結果、七月二八日の準備委員会では、「自由にして…」の部分を変えて、「団結と結社の自由、思想、信条の自由、表現の自由など労働者の基本的権利の擁護と連帯する各産別の自主性を十分に尊重しつつ、より結束をはかり、民主主義を基調とする労働運

動を推進するため、内外の関係団体との連帯が一層重視される状況にあることを認識する」と決めた。

ところが、これには交通労連が反発、「民主的労働運動の保証が得られない」として、参加を留保すると同日準備会に通告した。しかしその後、交運労協準備会で、結成宣言のなかに交通労連の主張を盛り込むことを決めたので、交通労連はこれを評価して、参加を決定することにした。

宣言案では、「われわれは国際的には国際運輸労連、国内的にはまもなく結成される連合などをはじめとする内外の関係諸団体との連携を保ちつつ、自由と民主主義を基調に産別共同体としての運動を前進させなければならない」と、「連合」との関係性を明記した。

一方、全交運は一二月八日解散したが、交運労協不参加の運輸一般・全運輸、態度未決定の国労・全港湾・鉄弘労・日本航空などもあり、当分の間「交運センター」を設けてパイプをもつことになっている。

② 総評の労戦問題対応の軌跡

全労協から「連合」発足にいたる過程で、多くの労働組合でその是非と選択をめぐって論議が重ねられ、意見の相異や対立も生まれた。なかでも総評加盟組合は、統一推進会や全労協の「基本構

「想」に対する賛否が大きく分かれ、全労協非加盟組合も民間組合の半数あり、また官公労のなかにも批判的ないし反対論も根強く存在している。

黒川武総評議長は、「一九九〇年総評解散」を提起した八七年定期大会（七月一四～一七日）の冒頭あいさつで、「総評の労戦統一に対する姿勢は消極的であったことは否めない……それは官公労の大多数が総評に結集していたことにある」とし、「官公労の皆さんに積極的になるよう訴えてきた。総評の労戦統一方針を早く批准するよう求めた。黒川議長はまた、「労働四団体と全労協による労戦統一問題の話し合いが行われた。これは画期的なことである」と「全的統一協議」が新段階に入っているとして、総評方針の支持を訴えた。

しかし、まだ総評解散反対、「連合」不参加・反対の組合も少なくない。そのため、ここでは総評の労戦再編・統一の方針と対応の経過について、そのポイントを整理しておくことにしたい。

1 「五項目補強見解」の処理の推移

総評の労戦問題にとって、いわゆる「五項目補強見解」の処理は重要な課題である。なかでも、「全野党共闘」と「選別排除」の二項目が焦点で、同盟や全労協との間での合意は困難とされてきた。今後も「全的統一」を唱える総評にとってはその処理が注目される課題である。

「五項目補強見解」は、富塚事務局長が一九八一年六月一九日の総評の評議員会で、「労働戦線統一に対する当面の対応」として提案された。その内容は、①国民春闘路線の継承、②「反自民」「全野党の協力、共同闘争」、③選別方式は絶対にとらない、④中小企業労組・未組織労働者の援助、⑤企業主義の克服と社会的責任の重視などであった。

次いで、その年の七月二〇～二三日の定期大会で、「この五項目は、民間先行の統一とともに、全的統一に向けた基本的柱となるよう最大の努力をする」として、労働団体間で折衝することを決めた。もともと「基本構想」に対しては、官公労・民間を問わず、主流派内でも疑念や反対が少なくなかったことから、団体間折衝の議題とすることになったのであろう。たとえば全港湾・全造船機械・全国一般・紙パ労連・全自交労連・全印総連の六単産は、その年の一〇月八日、「五項目補強見解を最低に団体間協議を行うよう」総評議長に文書で申し入れている（総評教宣局労働ニュース発行「資料労働戦線統一」七八年一月～八二年七月）。

その後総評は、「五項目」のうち、①④⑤は他の労働団体に受け入れられたが、②（全野党共闘）と③（選別排除）は合意が困難と報告した。

八四年九月二七日、拡大評議会では、「五項目補強見解については、団体間協議、全労協三役会議でも討議が行われており、それらの経過、状況変化をふまえて、総評として整理を行う」と「整理」を提起した（この「整理」については八五年一月太田氏ら三顧問から反対意見が表明された。別掲参照。なお三顧問は八八年度から不再任）。

八四年一二月一四日、総評労戦統一対策委員会は、「五項目補強

見解に関する状況と今後の取り扱いについて」の方針を決めた。その内容は、②については、「現時点での合意形成は困難である」として、「政策・要求で一致する課題について政党との協力」を案とすることについて検討する、③については、「総評・総連合会談（八年二月五日）の合意の内容（別項）」によって、「今後全民労協への加盟申請が行われた場合に活かされるようにつとめることとする」と、実行行為の問題とするとした。

（注）一九八一年二月五日の合意「労戦統一に賛成し、労働者の利益擁護のため相互に協力・共同し、誠意をもって共闘を進めようとするすべての単産に門戸を開放する」

八五年一月二一日、総評は全民労協に対して、「五項目補強見解についての要請」として、一二月の拡大評議会の内容に基づいた総評の現在の見解を示し、了承を求めた。②の全野党共闘については前掲の通りであるが、③については、これまでも「準備会、全民労協への参加について選別排除は行われていない。したがって総評・総連合議長会談の合意の内容で合意が得られると判断する。今加盟申請が行われた場合にいかされるよう要請する」と、従来どおりの扱いを求め、実行行為上の問題とする考えを再確認した。

しかし、③の処理については、「官民を問わずすべての単産が参加できるような条件づくりがなければ、ただ単に『門戸開放してある』だけでは入ってこない者が悪いということになる」（第七七回総評大会・板野全港湾代議員）との批判がその後も残っている。

なお、八一年六月、総評が最初に「五項目」を提起したときの③の主旨は次のとおりであった。

「戦後日本労働運動の分裂の繰り返しの経験を謙虚に反省し、全

的統一は多様なイデオロギー、要求、意識を認め合ったうえで成功させなければならない。したがって選別方式は絶対とらない」。

これは、「多様なイデオロギー、要求、意識を認め合い、選別方式はとらない」という主旨であり、いわば無条件の門戸開放に近いといえよう。「労戦統一に賛成し……」といっても、条件があれば門戸開放ではないというのが全港湾などの主張の根底にはある。

八七年には、政党との関係・選別問題・国際自由労連との関係については「全的統一の過程で解決を図る」とし、「五項目を条件」とするのではなく、全民労協―連合との「全的統一の過程」の問題として先送りする方針をとった。

宇佐美忠信同盟会長は、同盟解散を決定する八七年一月の大会の冒頭あいさつのなかで、「民主的官公部門の統一は、全民労協基本構想に賛成であること、統一労組懇との対決が絶対的条件である」と従来どおり強調した。黒川総評議長という「全的統一準備会」についての合意は、この「五項目」の処理なしに進展するとは考えられない。「合意」ができたとすれば、「総評は、統一労組懇を認知しておらず、総評方針を批判する勢力の説得など今は考えていない」（『毎日新聞』八七年一月二五日付）と真柄総評事務局長が田中同盟書記長に「表明」したと伝えられるような背景は考えられよう。

次に、国際自由労連加盟問題については、総評からの要望によって、「連合」の「進路と役割」とは切り離して、別号議案として採決することにされた。一方、総評の八七年度運動方針は、八六年度「国際自由労連との交流、協力活動をつよめる」、八七年度「総評傘下单産の国際自由労連およびITS加盟状況などにかんがみ、加盟問題を含め国際自由労連との関係強化の検討に着手する」と、加

盟の方向へ移っている。

2 官公労問題

第二は、組織人員の六割を超える官公労をかかえる総評と、民間が圧倒的多数という他の三労働団体の間で、「民間先行」についての意見は一致していたものの、民間だけの「ナショナル・センター」としての発足を認めるかどうかについては意見が分かれていた。それがまた、総評加盟組合の間に波紋をおよぼしたことは否めない事実である。

ことに、全民労協が一九八五年五月、組織検討委員会の「中間報告」として、「連合体は民間の全国的中央組織(初めはナショナル・センターと明記)としての機能と役割をもつ」「基本構想の原則堅持」「自由労連一括加盟」などを提起して以来、総評の会議や各単産での論議は加速した。八五年七月の第七三回定期大会で、日教組が提出した修正案を取り下げさせたとき、真柄事務局長が「民間部門のナショナル・センターという表現は見切り発車的で建設的ではない」と日教組の主張に理解を示した例にみるように、総評内には、「民間固定化に通じる」との危惧があった。

八五年八月二八日、総評単産・県評代表者会議では、全民労協の連合体移行は、「全的統一の前段階の組織であり、全的統一にいたる過渡的組織として四ナショナル・センターと共存する」と確認した。

これに対し同盟は、同年九月一〇日臨時三役会議で、「労働戦線の再編・統一に対応する同盟の態度」(前掲)を決定して反論を展開した。その骨子は、「『基本構想』を堅持して連合体移行」「連合組織は、同盟のような役割と機能をもった新しいナショナル・センターであり、したがって二重加盟はあり得ない」というものであった。両者の会費をめぐる論争もその根底には、ただちに十分な機能をはたせるようなナショナル・センターにするかどうかの意見の相異があったからである。

しかし、「同盟の態度」と、全民労協の「中間報告」は、総評指導部をして、全民労協未加盟組合と官公労組合に対して「全的統一」に向けての体制整備の促進を強く求めさせる要因となったことだろう。それは前掲黒川議長の発言にも明らかである。

3 総評傘下の組合の動向

全体的動向

全民労協―連合への加盟・非加盟を問わず、その是非をめぐって論議が噴出した。総評傘下の組合では、全民労協に一七組合が加盟、連合には正式加盟一六組合である。

合化労連では、本部方針に反対する組合を除名した。しかし、除名された組合が合化再建協議会をつくって、やがて「全国化学労組協議会」を結成した。私鉄総連では、大会で「連合」加盟反対が約二五%、全国金属は約二〇%。全国一般は数年間にわたって対立が

つづいている。

全民労協に加盟していた繊維労連は、当初正式加盟ではなくオプザーバー加盟としたが、二月二一～二二日の臨時大会で正式加盟、全造船機械は組織内討議が必要だとの理由で、決定を延期したが、二月二七～二八日の臨時大会でオプザーバー加盟を決めた。

一方、全民労協・連合に不参加を決めている統一労組懇加盟の医労協・建設一般全日自労・運輸一般、および新聞労連などは、総評の「九〇年解体」決定によって、解体後の対応方針が急がれることになった。

わけでも官公労組合は、いよいよ民間段階から官公部門の問題として提起されたわけであり、動きは急速に進んだ。官公労の主流派のなかでも全民労協の「基本構想」に基づく「全的統一」に賛意を表明していた全通・全印刷（全電通と全専売は民営化で全民労協に加盟した）などと、「五項目補強見解」の実現を条件とするかあるいはそれに強い期待をもつとした自治労・日教組・国労・全水道・全林野などに分かれていた。このほか、「基本構想」など特定の路線を前提とする「全的統一」には反対とする国公労連の三極構造といふべき状況がつづいていた。

なかでも日教組は、全民労協の「基本構想」路線に強く反対し、総評の「全的統一」方針に対して、主流派系組合としては異例の修正案を提出したこともある。しかし、運動路線上の左右の対立も激しく、総評方針を支持する委員長が二年有余にわたって大会の招集を拒否するなど混迷を深めた。国労も、労戦問題だけではないにしても、労戦問題もかかわって分裂した。

自治労の方針転換

こうした三極構造のなかで、新しい動きが顕著になったのは、八五年一月二〇～二二日に開かれた自治労中央委員会においてであった。

自治労は、それまで、八一年新潟大会の方針（当面、全民労協基本構想に反対、総評五項目補強見解を支持し、「全民労協をそのまま全的統一の対象とはしない」）を堅持していた。しかし、この中央委員会では、「総評方針支持の立場から全的統一に向けて官公労組の組織的結集を二年間を目途にはかる」方針を提起。次いで八六年八月二六～二九日の自治労定期大会で、「総評の『目的とプロセス』を支持し積極的役割を果たす」との「労働戦線の全的統一達成への自治労の基本方向」を「修正案」を否決して賛成多数で決定した。その内容は、①全的統一に向けて官公労の協議をすすめる、八七年秋を目途に合意形成を図る、②各団体・民間・官公労部門の統一をすすめるために公労協・公務員共闘の「労戦統一官公労準備会」の発足などである。これは、「新潟大会（八一年）の決定だけでは、今日の情勢に対応し切れないとの判断から、積極的な方向を打ち出した」（『自治労通信』八七年六月一五日号自治労組織局「労働戦線の全的統一にむけた組織討議のために」というものであった。

全通、日教組

公労協の中心組織である全通も八六年九月三～六日の全国大会で、「労戦統一官公労準備会」の発足を決定。そして八七年二月二六日、総評は、「公労協・公務員共闘労戦問題検討委員会」を発足させた。その後、森原全通委員長は七月七～一〇日の全国大会で、

「全統」の目標を一九八九年にすべきだ」と提起。自治労も八七年定期大会（八月二六～二八日）で、「総評方針を積極的に受け止め、官公労の合意形成と統一对応についての意思統一に全力をあげ、総評の提唱する統一準備会の早期実現のための条件づくりに最大限に努力する」との方針を、修正案を否決して決定した。

また、日教組の「主流派内の対立も社会党員協議会が総評調停案に基づき、三役辞任、労戦問題は総評の方向支持を確認」（『週刊労働ニュース』二月一四日付）して修復した。

こうして、二月一六日、総評指導部が求めていた「官公労協」（別項）も発足。「目標とプロセス」の環境づくりを進めている。同盟・中立労連解散、「連合」発足が総評官公労の動きに拍車をかけているといえよう。

3 総評の「全統」へのプログ ラムと傘下組織の再編動向

これまで、総評および傘下組合の労働戦線統一問題ないし全労協・「連合」への加盟問題をめぐる動向の推移をみてきた。そうした経緯をふまえ、次に総評の「全統」へのプログラムと官公労など傘下組織の再編問題について、できるだけ新しい状況についてみてみよう。

1 総評の「全統」へのプログラム

総評解散時期のくり上げ

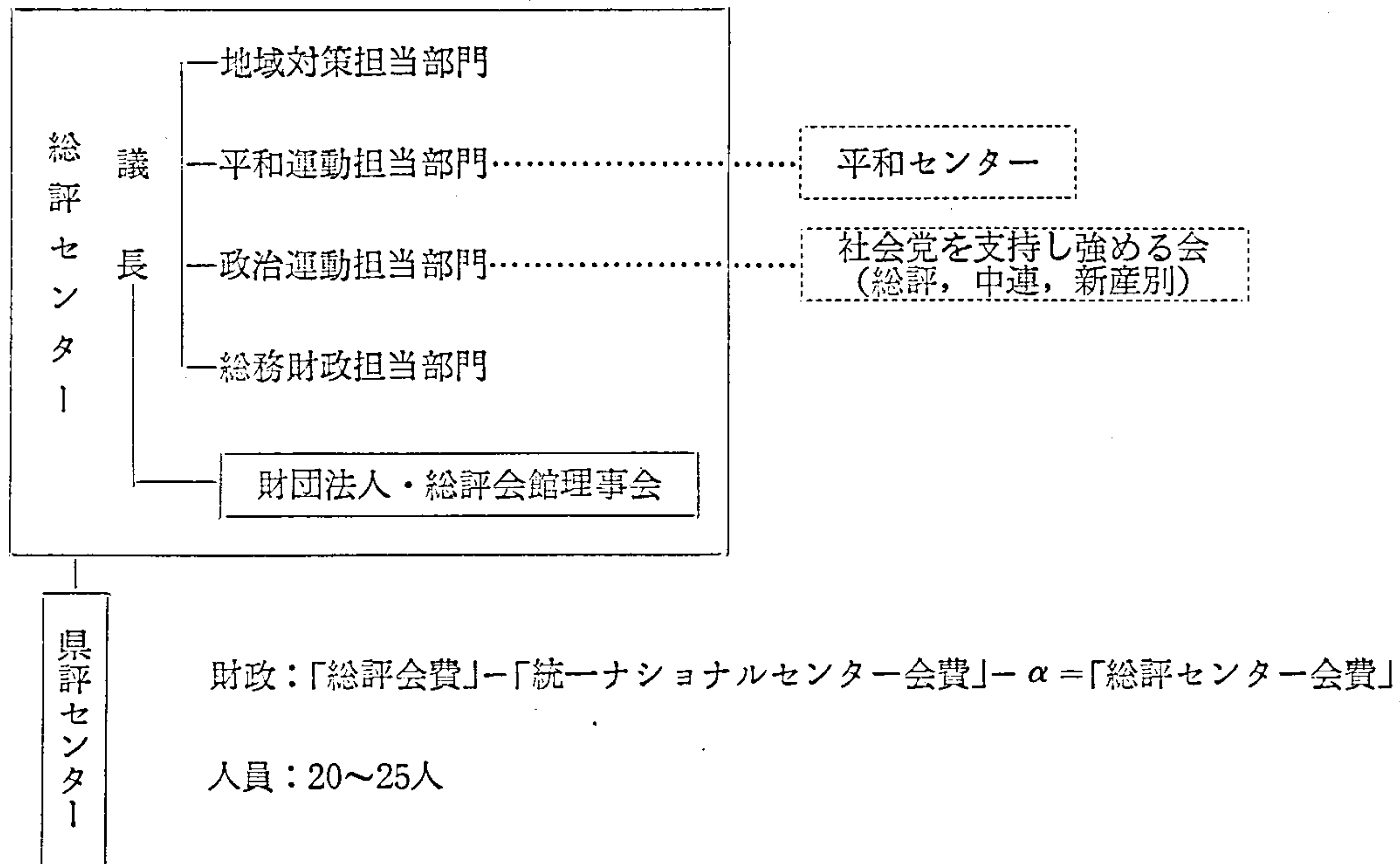
総評は、八八年二月四～五日の臨時大会で、「全統」の目標を一九八九年とする」という方向を確認した。つまり、一九九〇年（前後）としていた時期を、さらにくり上げたわけである。これは、「連合」の方針に歩調を合わせたものであるが、「日教組が総評方針支持の立場に傾いたことで『労戦統一の環境が整った』（幹部）と見ていることに加え、統一への積極的な取り組みを進めることで統一後の主導権確保を狙う戦略があるとみられる」（『毎日新聞』八七年二月四日付）ともいわれている。

総評は、八六年七月の定期大会で「目標とプロセス」を決定したのち、これをもとに、①「連合」との「全統」の話し合い」の場を設ける、②公労協と公務員共闘との協議体（官公労協）を設ける、③同盟・全官公との共闘・話し合いを追求する、④地方での団体間協議をすすめるなど、「全統」にむけて準備を急いでいる。

また、「（統一ナショナル・センターの）発足時まで一致困難と思われる問題（政党支持・平和運動などの国民運動）について運動を継承しうる措置をとる」（八七年定期大会運動方針）と決めていたが、八七年二月一日の単産委員長会議と、八八年二月の総評臨時大会で、「総評センター」（地方では県評センター）の設置を確認した。「総評センター」は、「全統」実現以前に発足させるよう検討するとし

第3図 総評センターの具体化 (1988年2月4～5日総評臨時大会, 付属資料から)

① これまでの諸会議に以下の試案を提示した。



② これをたたき台に本年度定期大会までにその機構・運営・財政などを明らかにし, 大会で総評センター準備委員会 (単産書記長で構成) を設置し, 全的統一実現以前 (1989年中) に総評センターを発足させるよう検討をすすめる。

ている。

「総評センター」構想

「総評センター」のなかに、「平和センター」と「社会党を支持し強める会 (総評・中連・新産別)」を設置して、これまでの総評の政治路線を継承することになっている (第3図参照)。

2 「官公労協」の結成

「官公労協」結成にいたる経過

八七年一二月一六日、総評官公労を中心とする公労協と公務員共闘によって、「官公労働組合連絡協議会」(官公労協) が結成された。これは、総評の「全的統一」目標とプロセス」の新たな段階である。総評の「全的統一」に向けた官公労対策は、おおむね五段階に整理できよう。

第一段階は、総評労戦統一対策委員会のなかに「官公労小委員会」を設置したことである (一九八四年定期大会直後)。

第二段階は、「公労協・公務員共闘労戦問題検討委員会」の設置である。全民労協が八五年の第四回総会で、「一九八七年連合体移行、八九年までに労働界全体の統一の実現」の方針を決定したあと、総評は「労戦統一の『目標とプロセス』」方針を策定するとともに、八六年五月には「公労協・公務員共闘労戦問題検討委員会」を発足させた。目的は、「当面する労働戦線統一問題について、そ

の全般的統一をめざし、総評労戦統一委員会・官公労委員会の論議と関連させ、必要な検討を行う」ものとされている。

第三段階は、八七年三月である。同委員会は、「一部少数の反対はあったが、①総評の『目標とプロセス』を支持してその実現をめざして統一して対処する、②すべての官公労組に対し、全般的統一に向けての話し合いの場合(官公労連絡懇談会＝仮称)を設ける」などを決定、全官公などとともに、全労協↓連合との「統一」方針を決めた。

第四段階は、八七年二月一六日、「官公労協」の結成である。公労協・公務員共闘労戦問題検討委員会は、八七年度総評大会の「労戦統一方針の具体化を図る立場に立って、『官公労連絡協議会(仮称)結成構想』をまとめた。また、「この構想について公労協・公務員共闘は、それぞれ機関確認を行うとともに、結成に至った」ものである。

第五段階は、全官公など総評非加盟官公労組合との「官公労連絡懇談会」の結成である(「全般的統一」実現の段階ではこれを「官公労部会」とする方向)。

「官公労協」の結成

かくして、八七年二月一六日、公労協と公務員共闘によって、「官公労働組合連絡協議会」(官公労協)が結成された。その結成の趣旨・目的、組織と運営は、つぎのとおりである。

【「官公労協」の結成の趣旨・目的、組織・運営】

〔結成の趣旨・目的〕

(1) この組織の結成の趣旨は、構想に示されているように「日本における

官公労働組合の分立状況を克服して、総ての官公労働組合をもって構成する共同組織の形成を図る」ことにある。但し、当面直ちにはその実現が困難であることから、さしあたり、公務員共闘と公労協の両組織による、ゆるやかな連絡協議体として発足し、構想の将来展望をふまえて、一九八九年には運動体としての官公労働組合共同組織の形成をめざすこととする。

(2) この組織の当面の目的は、以下の四項目とする。

① 官公労働者の賃金・労働条件の改善、雇用確保、労働時間短縮、労働基本権と福祉の確立などの課題を中心に官公労働運動の前進をめざす。

② 勤労国民の立場に立った公的部門の拡充と活性化に向けた政策を確立し、その実現にむけた運動を強化する。

③ 官公労働者の共闘を強化し、民間労働者をはじめとする総ての労働者と勤労国民との共同行動を推進する。

④ 労働戦線の全般的統一に向けた官公労働組合の意思を形成し、統一ナショナルセンター結成に主体的に参加する。

〔組織と運営〕

(1) この組織は、当面、日本公務員労働組合共闘会議(公務員共闘)と国営企業等労働組合協議会(公労協)とで構成し、正式名称を官公労働組合連絡協議会、略称を官公労協とする。

(2) 官公労協の運営は、当面、両共闘加盟単産代表若干名による運営委員会によって行うものとし、官公労協の活動は、すべて運営委員会の議を経ることとする。

(3) 運営委員会に代表委員(若干名)をおく。代表委員は官公労協を代表する。

(4) 運営委員会のもとに、活動方針等の企画立案を行うため、両共闘加盟単産書記長若干名による企画委員会を置く。

(5) 官公労協の事務局は、当分の間、公務員共闘・公労協の両事務局が担当する。両事務局長は、運営委員会、企画委員会に参画する。

(6) 官公労協の財政は、さしあたり共同行動の目的や規模に応じて、両共闘組織が必要な資金を拠出して賄う。

なお、この官公労協結成総会には、公務員共闘加盟の国公労連（総評）と日高教（統一労組懇）の二単産は欠席した。国公労連は、その理由として、要旨次のような声明を発表した。

「①全民労協路線やこれを容認する立場に立った総評の『目標とプロセス』にもとづく官公労の右翼再編には反対である。②諸文書によれば、この結成は総評方針にもとづく統一ナショナル・センター結成にむけての官公労部会づくりであることは明らかであり、しかも国公労連を排除した一部の単産代表等によって準備されて総会を迎えようとしている」。

国公労連は統一労組懇に加盟しており、その動向は、「全的統一」において注目される。これについては、のちにふれよう。その前に日教組の動き、および民間既存組織の再編の動向を見ておこう。

3 日教組、「総評方針支持」にいたるまで

日教組は、労戦統一問題をめぐって対立・抗争がつづいただけでなく、委員長が定期大会も臨時大会も招集しないために、正常な組合運営もできないという異常事態が二年半もつづいた。結局、最終的には、総評の「ふみこんだ指導」（黒川総評議長）によって、日教組の社会党員協議会の「左右」が合意したとして、八八年二月一〜三日の日教組大会で、「総評方針支持」を多数決で決定した。しかし、否定された修正案のなかには四四％の支持を得たものもあり、今後のなりゆきが注目される。

八五年七月一〇〜一三日、三重県津市で開かれた定期大会では、労戦問題について、「反独占・反自民の階級的視点を明確にし、選別主義・国際路線の固定化を許さず」とした。官公労の統一については、「五項目補強見解の実現」を求めるものであった。これに対し、東京・大阪・埼玉などいわゆる「反主流派」二五県・高教組は、『基本構想』にもとづく右翼再編反対、教育臨調・臨調行革反対、反共を前提としない共闘」を強調。主流派の北海道からは、「全民労協の中間報告反対、総評への申し入れ」を求めた修正案を提出したところ、北海道案は執行部がこれを受け入れた。

その直後の総評大会で、日教組は「中間報告」に反対するよう求めた修正案を提出した。「五項目補強見解が反映されるよう努める」との総評の答弁を了承して修正案は取り下げたが、路線上の問題で日教組が修正案を出したのは異例のことであった。

八六年三月四〜五日の日教組中央委員会は、「反独占、反自民、選別排除、国際路線の固定化反対」をいっそう鮮明にした。これは、東京高教組など主流左派九組合の修正案を受け入れて、「総評の官公労小委員会発足に当たっては、全民労協連合体移行反対、総評系官公労全体の参加を前提とし」などを原案に追加した。

八六年九月一三日、大会が招集されたが、田中委員長は、一二日夜、社党協の意思が統一されていないとして、突然大会延期を宣言した。直接の理由は、田中委員長が西岡武夫自民党前衆院議員（当時）の「励ます会」に出席して激励した問題について、主流派の左派系からも責任追及の声が強かったからである。

田中委員長は、中央執行委員会の約三分の二の役員による再三の大会要求や、八七年八月二七日の北海道教組はじめ三一県・高教組

による「定期大会開催の申し入れ」も拒否しつづけた。

八七年一〇月二一日、主流左派と反主流派の中央執行委員が非常事態を打開するためとして、十一月一日に定期大会開催を決定した。これに反発した右派は、一〇月三一日「分裂大会反対集会」を開くなど分裂寸前の状態となった。

総評指導部は一〇月三一日、十一月四日、日教組の社党協に対し、「①党員協の機能が回復した上で運動方針および委員長人事を決める。②労戦については総評大会で決定した方針支持を基本とするものとする」などの「調停案」を示した。「党員協の機能回復」にはもともと『党員協での労戦問題についての意思統一』が含まれていた。主流左派が反主流派（共産党系）と組んで「連合反対」を叫ばないようという主張だ（『週刊労働ニュース』八七年十一月九日付）ということである。こうして「社党協の機能が回復」、二月一〜三日までの福島大会で、総評方針支持となったものである。

4 産業別組織の「再編」

全民労協から「連合」結成にいたる過程で、従来運動路線の相異などの理由で分裂あるいは分立していた同一業種・同一産業の労働組合が再統一・合同した例もある。また、これとは反対に、「全民労協―連合」の「基本構想」路線をめぐる意見が対立し、亀裂を深めているものもあり、ついには除名・分裂にいたった組織もある。以下これらの産別動向をみてみよう。

産業別再編成のケース

再統一・再編成の直接的な契機は、全民労協が加盟条件を産業別単位を原則としたことにあることはまちがいない。しかし、全民労協が、同一産業のなかの競合する組織が加盟申請をした場合、既加盟組合の同意を条件としていたことに見られるように、すでに競合組織の間に基本的問題での対立はなくなってきていた状況がその基礎にあったといえよう。

こうしたなかで、石炭、石油、紙パルプは、以下のような産別再編の動きをみせた。

- ① 石炭―炭労（総評、一万二〇〇〇人）と全炭鉱（同盟、四八〇〇人）を中心として、石炭労協を結成（八四年十一月一五日）。
- ② 石油―全石油（中立労連、二万三〇〇〇人）と石油同盟（同盟、三万五〇〇〇人）は、それぞれ組織を解体し、八七年一〇月二三日、石油労連に単組ごとの直接加盟とし、無所属組合も加わって再出発した。
- ③ 紙パルプ―紙パ労連（総評、二万五〇〇〇人）と紙パ総連合（同盟、二万五〇〇〇人）を中心に無所属単組も加えて紙パ労協を結成（八四年一〇月一五日）。八七年六月二三日の紙パ労協総会で、「八八年二月には連合体に移行する」と決定し、八八年二月五日、日本紙パルプ紙加工労働組合連合会（紙パ連合）が発足した。これに反対する中小労組の「一四組合・一ブロック（約一三〇〇人）」は、二月六日、全国紙パルプ産業労組協議会（紙パ協議会）を結成した。

分裂・除名のケース

他方、労戦統一をめぐって合化労連、全石油の二単産は、次のような分裂の危機にさらされている。

- ① 合化労連（総評、八万八〇〇〇人）は、八六年七月の定期大会で、労戦統一にかかわる修正案や役員人事をめぐって紛糾し、反主流派は「合化再建協議会」を結成した。これに対し主流派は、八七年二月二八日の合化労連臨時大会で、住友スリーエムなど三九組合の除名を決定した。合化労連を除名された組合が中心になって、八七年一〇月二〇日、全国化学労働組合協議会（略称「全国化学」）を結成した。組織人員は約二万七〇〇〇人。
- ② 全石油は、八七年七月の大会で、石油同盟と合同するため解散を決定したが、スタンダード石油など三組合が退場。一〇月二二日の「解散大会」にも三組合は欠席し、各単組が直接加盟することになった石油労連を「右翼再編」と批判して不参加を決めている。

対立を深めているケース

さらに全国一般（総評）は、八三年の大会（七月三十一日～八月一日）で全民労協加盟提案を否決以後、加盟方針を決定することができないうでいる。それは、組織内に有力な全民労協反対の「左派」と、「基本構想反対・全民労協不参加中小一般労組連絡会」に参加している組合が少なくないからである。

八七年大会（七月三〇～三十一日）では、加盟慎重派が役員に選出されたが、加盟促進の二〇地区が連絡会を結成して、八七年一〇月三十一日、臨時大会を要求している。

4 総評左派、反主流派の方針

総評傘下の組合でも、いわゆる左派および反主流派の組合の場合、「連合」を中心とする労働戦線再編・統一の動きに対しては、きわめて強い批判的態度を示している。ここでは、さしあたり国労・国公労連・新聞労連および金属機械労働組合連絡会の例をかかげておこう。

1 国労の方針と動向

全民労連反対・総評解体反対の方針

国労は、八七年六月一六日の第一四九回中央委員会で、総評が七七回定期大会に提出する「労働戦線の全統一の目標を一九九〇年とする」などの方針に反対し、総評大会では「修正案」を提出することを決定した。国労が総評の重要な方針や路線問題について、反対し修正案を提出することを決めたのは初めてであった。

国労の反対理由の主なものは次のとおりであった。

- ① 総評の方針では、「事実上『基本構想』の承認と統一労組懇

の排除を主張している同盟全官公に屈し、『連合』による吸収を認めることになる。」

② 「五項目補強見解と三つの問題点について放棄するなど、総評の全的統一方針を根本から修正『正』する内容をもっている。とくに総評が官民を問わずたたかってきた労働者の基本的権利と民主主義の発展、行政改革反対のたたかいなどについて、同盟は全く逆の立場にたっている。」

③ 「総評が主張すべき重要事項を放棄することは、労働運動はもとより平和と民主主義のたたかいに大きな禍根を残すことになる。したがって国労は、全民労協路線を継承する全民労連には反対し、総評の解体を許さず、総評路線の継承・発展を期すことを広く呼びかけ、真に労働戦線の全的統一を実現するために取り組みむこととする。」

そのため、国労は全力をあげるとして、次のことを決めた。

第一に、総評に対し、「五項目補強見解と三つの問題点に基づいて『進路と役割』および『基本構想』の修正を求める。第二に、排除の論理を排して、全的統一を名実共に実現するためにイニシヤチブを発揮する。第三に、国際労働運動では、今日までの積極的中立を堅持し、単産の自主性を尊重する。第四に、国民春闘路線をより発展させるために、中央・地方が一体となって、八八春闘を今から組織する。第五に、地方組織の強化などを積極的に提起していく」とした。

こうした方針に基づき、八七年九月二～五日の国労第五一回定期大会で、六本木敏委員長は、『連合』に行かない、行けない労働組合連絡会』の結成を呼びかけ、注目を集めた。また、八八春闘につい

ては、八七年二月二五日、国労・全港湾・新聞労連など二五単産・単組、三八八万人を結集し、『連合』とは別組織の「八八春闘懇談会」が発足した。

「交運労協」へは加入を決定

一方、交通運輸産業労働組合の「大同団結」を旗印として、既存のナショナル・センターの枠をこえ、八七年一〇月八日に結成された「全日本交通運輸産業労働組合（交運労協）」に関しては、国労本部は条件付きながら、これに「加入」の方針を打ちだし、賛否いずれにしても、大きな論議の的となった。そして結局、八八年三月六日の第一五一回中央委員会で、交運労協への加入を決定した。その際の労働問題との関係についての対処方針は、つぎのとおりであった。

交運労協加入に際し、その議論は連合との問題、一九九〇年総評解体、あるいは総評解体を許さない、「総評運動の階級的な伝統と歴史を継承・発展させる」運動の取り組みを行っていく。したがって、交運労協加入に当たり、国労として次の内容でその態度を明確にする。

(1) 労働戦線の分断・再編となる「連合」には参加しないという全国大会方針を堅持する。また、「連合」を基軸とする労働戦線の右翼的な再編に反対し、総評労働運動の階級的伝統と歴史を継承・発展させる運動を構築していく。

(2) 当面総評の解体を許さず、連合に「行かない、行けない」組合の総結集を図るため、多くの労働組合と連携を強める。

(3) 交運労協が「連合」の交運部会とならないよう全力をあげる。「連合」への加入は反対し、「連合」を軸とした再編にも反対するという態度を堅持する。その立場で国労としては交運労協についても出所進退を明らかにする。

(4) 地方交運および県交運においても、この三点の趣旨に沿って、交運労

協の地方組織でなく、地方における、あるいは都道府県における実情を十分考慮して、交運共闘の母体となるよう努力する。

なお、交運労協の発足にともない、これまで主に総評系の大産別協議会の役割をはたした全交運は、八七年二月八日、第四五回大会で、その解散を決定した。

2 国公労連、労戦統一反対

国公労連は、総評が前年度の大会で採択した「労働戦線の全的統一の実現をめざして―その目標とプロセス」(以下「目標とプロセス」とよぶ)に強く反対している。その理由として、これは「結局のところ、全的統一の名によって、官公労を含む各単産を反共・労資一体化路線と国際自由労連一括加盟の選別結集を旗印とした全民労協を母体とする労働戦線の右翼再編にまきこみ、さらには全民労協路線による総評解体に道を開くものである……全体として、総評自身の『労戦統一四原則・七方針』にも反し、支持できない」(「労働戦線問題をめぐる国公労連の意見」八七年七月一五日)としている。

さらに、八七年度の総評運動方針案が「『目標とプロセス』の具体化として、①一九九〇年を目標に統一ナショナル・センターの結成、②統一ナショナル・センターに『連合』にできる民間労組の大産別部会に対応した官公労部会を設定する、③これに備えて公務員共闘と公労協の統一などの討議に入る、④一致が困難と見られる政党支持問題や平和運動などについて総評路線継承の具体的措置を検

討する、⑤国際自由労連問題の検討に入る」としていることに反対している。国公労連は、「基本構想にもとづく全民労協(連合)との組織統一を前提としている限り、総評案に反対して、「一致する要求課題にもとづく共同行動の積み上げを重視する」など、官公労の統一問題について、その「意見」を公表し、その後の「官公労協」問題についてもこの方針で対処していくとしている。

国公労連は、官公労の統一問題についても次のような意見をもっている。

【労働戦線問題をめぐる国公労連の意見(八七年七月一五日)】

① 同一の利用者たる政府・各省当局にたいして、要求実現の効果的な闘争を展開するためにも、官公労の大同団結が重要であり、今日のような分散状況は克服される必要があること。

② しかし、それは「基本構想」のような特定の運動理念を前提とすることなく、「原則・基本的視点」を明確に、独自の課題として追求する必要がある。とりわけ、官公労の分散状況の主要な原因が、当局など同一体となった組織分裂攻撃によるものであるだけにその具体的とりくみにあたっては、「一致する要求課題にもとづく共同行動」の積み上げを重視する必要がある。

③ 国公労連は、こうした立場にたつて、国公戦線の統一に向けて全国公での共同行動の積み上げや、建設省内における組織統一などを追求してきている。また、今後とも、特定の路線を前提としない官公労の大同団結にむけての話し合いのテーブルづくりには積極的に対応するものである。

④ 総評は、公務員共闘と公労協の統一を提起しようとしている。公労協が公企業の民営化により現業国家公務員の部隊となっているだけに、その組織統一をめざすこと自体にあえて異論をはさむものではないが、公務員共闘にしても、総評未加盟単産を含む自主性をもった組織であり、その具体化は、自主性と自主的討議を尊重してすすめるべきである。

3 新聞労連、統一五原則をかかげて

「労戦統一」に反対

新聞労連は、一九八七年七月二三日の第七〇回定期大会で、「『基本構想』に基づく労働戦線統一には反対し、新聞労連の『統一五原則』に基づく統一をめざす」など、五項目の基本的態度を決定した。なお、新聞労連は、総評大会でも労働戦線統一問題については「新聞労連五原則」を強調するとともに、運輸一般・医労協・建設一般全日自労・国公労連など四単産の「修正案」に賛成し、総評原案に反対している。八八春闘では、国労など一六組合で「八八春闘懇談会」に参加している。

【新聞労連の労働統一五原則】

- ① 思想、信条、規模の大小によって選別せず、すべての労働組合が参加する統一
- ② 資本と政党からの独立という当然の原則をつらぬく統一
- ③ 特定の国際組織への加盟を条件にしない統一
- ④ 未組織労働者の組織化をめざす統一
- ⑤ 共通の要求・課題に基づく大衆的な共同行動を積み重ねる統一

〔たたかい方〕

- 1 言論・報道の自由を守り、その社会的責任を堅持し、「再び戦争のためにはペンを、カメラをとらない。輪転機を回さない」とのスローガンのもと、平和と民主主義、国民生活とその権利を守るため、「戦後政治の総決算」路線と対決して、政治反動とたたかう労働戦線の統一をめざす。

2 「基本構想」に基づく労働戦線の統一には反対し、「統一五原則」に基づく労働戦線の統一をめざす。

3 総評解体に反対し、総評運動の歴史と伝統を重視しつつ弱点を克服し、要求で一致する労働組合との幅広い共同行動を具体的に積み重ねる中で、たたかう労働運動の再構築をめざす。

4 そのため産業別統一組織の強化とマスコミ産業の大産別共闘の強化・発展を最優先させ、産業別統一闘争を軸に職場と地域の共同闘争を強化する。

5 職場を基礎に、組合民主主義の組織原則を守りながら、討議と実践をつうじて大胆かつ慎重に推進する。

4 右翼労戦不参加金属機械労働組合連絡会

「右翼労戦不参加金属機械労組連絡会」は、八七年八月五日、常任幹事会で、「金属機械産業における連合反対勢力の結集をめざす方針」を決め、全国金属の「連合加盟」を当面凍結し、左派結集に努力し、総評解体に反対する方針を決め、加盟組合に呼びかけた。全国金属は大会で「連合」加盟を多数で決定したが、これに反対は四七票（約二〇％）で、今後の同連絡会の動きが注目される。

同連絡会の方針の要点は以下のとおりである。

- ① 総評と全金のたたかう伝統を継続発展させる立場で労働統一問題に対処する。
- ② 「連合」はあまりにも同盟的であり、総評五項目も全金七項目も全く無視され、反共・労資協調・選別の露骨さは、とうてい職場の理解を得ることは不可能である。

③ 総評民間単産中一八単産は参加保留、あるいは反対し、参加しない方針であり、官公労を含めて連合による「全的統一」は事実上不可能である。

④ 総評労働運動の積極面を継承発展させようとする新しい動きが活発化している。全国金属はこれらの労働運動を進展させる上でもっともベターな対応を改めて追求する。

⑤ そのため「連合加盟」は、当面凍結し、いわゆる左派結集にむかって、中央・地方とも最大限の努力を行い、総評の解体に反対し、総評労働運動のすぐれた面を継承してたたかう。

⑥ 全国金属は、職場を基礎に徹底した大衆行動・大衆闘争を展開し、広く国民各層とも団結してたたかい、そのなかから「要求実現」に役立つ「全的統一」を展望する。

5 同盟

1 解散し、「連合」へ

解散大会と解体方針

同盟は、「連合」発足前日の八七年一月一九日、「解散大会」を

開催して組織を解体、各単産ごとに「連合」に加盟した。しかし、一方では従来の同盟加盟組合によって「友愛会議」を設け、「連合」でいまずぐには対応できない課題について共同してこれに当たることとして、一〇月二〇日「友愛会議」を発足させた。

同盟は、すでに八七年一月二二～二三の両日、東京・厚生年金会館で、第二三回年次大会を開催、「連合」の結成と同盟の解散ならびに『友愛会議』の設置について」の方針を決定していた。

「連合」結成にともなって、中央労働団体がその組織解散を決定したのは同盟が最初である。同盟は、八五年の大会でも、「新しいナショナル・センターが確立したときには、少なくとも同盟は解散すること、そして「同時に二つのナショナル・センターに加盟することは理論的にも現実的にもできないからである」としていた。これは「二重加盟も一時的にはやむを得ない」とする総評への反論でもあったが、また総評の決断をうながす役割もはたしたといえよう。

八七年度大会議案は、「同盟の力で新しい連合を」と題して提出された。方針は「連合体移行に対する基本姿勢」として、「①大正元年友愛会の創立以来の歴史の教訓は民主的労働運動の基本精神として受け継がれている。②戦後四〇年、日本はいま大きな転換期にあり……労働運動は新しい時代に対応する課題に直面している。③戦前・戦後を通じて、日本の労働運動は分裂と統合をくり返し……民主的労働運動と左翼労働運動はなお抗争をつづけている。しかし、全民労協は着実に前進し連合体へ移行。④同盟は一九八五年、労働戦線の再編統一に対応する態度として『六項目』を確認した。

⑤一九八六年の定期全国大会で、『六項目』が間違いなく実行され

ていることを確認し、『新しいナショナル・センターが確立したときは同盟は解体し、各構成組織は新しいナショナル・センターの構成員として、組織の充実発展のために努力する』と決定したが、『連合』結成は、その決議を実行に移すときと判断する。⑥しかし『連合』に結集する場合でも補完すべき余地は大いにある。自らの問題としても地方同盟や全官公との関係、政策や運動の『連合』への継承という課題を持っている」として、次のことを提案した。

①「連合」結成のとき、同盟は発展的に解散し、その運動理念と行動を新しい組織に継承する。②「連合」への加盟は産別単位とする。③同盟加盟の官公労も一日も早く「連合」に加盟できるように努力する。④「連合」を充実していくための過渡的措置として「友愛会議」を設置する。⑤地方同盟・地区同盟は「連合」の地方組織ができるまで、独立した地方同盟として現在の体制と活動を実質的に継続する。「連合」の地方組織ができて、ただちに継承できない活動を行うため、「地方友愛会議」を設置する。⑥そのため、「連合移行・友愛会議設置準備委員会」を設置する。

「方針」は、最後に、「戦後、総同盟・全労・全官公から同盟へと発展した民主的労働運動は、『連合』の中核として……二一世紀の労働運動の本流として生き続けねばならない」と強調した。

田中書記長の提案説明と質疑・要望の意見

解散決定という歴史的な大会の会場には緊迫感がみなぎった。同盟の大会では、あまり質問や反対がないのが通例であったが、「組織解体」については、地方から疑念や不安・反対意見が出された。

提案説明を行った田中書記長は、全官公の将来に関連して、総評

との「全的統一」問題についての話し合いの内容を説明した。総評の真柄事務局長から「『全的統一』に熱心に取り組んでいるのでよろしくといわれた。それに対して、私は第一の問題は統一労組懇とはっきり訣別をしてもらいたい、第二は全民労協の基本構想に全官公は賛成している、少なくともそういう立場で官公労の統一問題については臨んでもらいたいと強く主張した。同盟としても自由に民主的な官公労働組合の統一問題に前向きに取り組む方向を考えている」。

また、「友愛会議」については、「同盟の諸活動のなかで直ちに継承することのできない諸活動の遂行に努めるとともに、『連合』への活動継承のために最大限の努力をし、できるだけ早く『連合』にそれを継承してもらうことが目的である。もう一つは同盟の清算業務である」。友愛会議の任務については、第一は「政策についての調査・研究・教宣活動の推進ということで、まず行政改革、安全保障、教育改革、エネルギー政策、原子力対策、国際政策（韓国、台湾、香港等）、運動については北方領土、核禁会議、新護憲、インドシナ難民連帯活動、全文協、民社研等、佐々木研究所。政治については『民社党を強くする会』の中核として協力する」などをあげた。

田中書記長は、最後に「同盟の解散、そして『連合』結成に全力投球をして、一日も早く二一世紀に向けて力と政策が発揮できるナショナル・センターにしていくために、身を捨ててこそ浮かぶ瀬もある」という言葉もあるが、あえて同盟解散をもって『連合』強化にすべてを打ち込むことにした」と述べた。

大会直前まで、単産のなかでは「同盟だけの解体には反対」と公

式に発言していた全金同盟の代議員は、「最終的には肯定という立場で結論を導き出した」と発言したが、「ひさしを貸して母屋を取られぬように」と要望。また、「民社党を支える心棒がなくなる」と「への不安も表明された。さらに、栃木・青森・福島・長崎・静岡などの地方同盟から、地域活動や民社党との関係について不安や疑念をもつとの発言がつついた。

「議案」は挙手によって採決されたが、同盟としてはめずらしく反対・保留がそれぞれ数名あった。

以上のような経過をへて同盟解散が決定された(大会関係資料、速記録による)。

2 「友愛会議」の設立

同盟は、八七年一月の定期大会で決定した「友愛会議」の設立について、同年七月九日の第六七回拡大中央評議会で、その具体化の方針を決定し、一〇月二三日設立総会を開催、十一月二〇日から事務局体制を発足させた。「連合」にただちには引きつけない活動分野をになう組織として設けたものである。この方式は中立労連、総評などの先例となっている。

その内容は、大筋では大会での提案説明を基礎としているが、大会で不安と要望が強かった「政治活動」強化にかかわる措置が明確にされた。たとえば、①同盟の政治活動は、友愛会議政治部で継承し、選挙カンパは友愛会議で行う、②友愛会議発足後、将来課題と

して「友愛会議政治連盟(仮称)」について検討を行う、③民社党と協力して「民社党と語る会」を設立し、同党の支持基盤拡大に中心的役割をになうなど、民社党との関係の維持・強化が強調されていることである。会費は組合員一人当たり月一〇円、事務局専従者は一〇名とし、同盟書記局の専従者のなかから移ることにしている。

なお、「友愛会議」の役員は、次のとおりである。

議長Ⅱ宇佐美忠信(ゼンセン同盟)、副議長Ⅱ田中良一(全化同盟)、土井一清(海員組合)、本田廣市(全化同盟)、藤原巖(全金同盟)、有村利範(造船重機労連)、清水春樹(自動車労連)、松田義央(全郵政)、片山閑(電力労連)、瀬藤功(鉄労友愛会議)、藤原基司(交通労連)、前川一男(一般同盟)、今井鐘七(全食品同盟)、細川英香(紙パ給連合)、事務局長Ⅱ山口義男(自動車労連)

3 同盟、「発展的解散」で再出発

同盟は、八七年一月一九日、東京・厚生年金会館で開かれた同盟第二四回臨時全国大会で二三年の歴史の幕を閉じた。解散大会ではあったが、一月の「解体決定」大会と比べ、代議員の表情も明るく、提出された案件はすべて拍手で承認された。

宇佐美会長は、会長あいさつのなかで、「同盟が解散という不退换の決意をもって、『連合』結成に対応したことは重要な意義をもっている」とし、「同盟運動のかかげてきた自由にして民主的労働運動が、『連合』のなかで生かされ、継承されるものと判断したからである」と述べた。また、「わが国が、今日先進工業国になり得

たのには、色々な要因はあるが、その重要な要因の一つに、労働者の勤勉、良き労使関係があげられている。そのために同盟が果たしてきた役割は非常に大きいものがある」、「生産性向上に積極的に対応、経営参加と労使協議制の充実も進めてきた。労働条件の改善にあたっては、国民経済との整合性の関係を尊重してきた。国の制度・政策改善に対しても、審議会への積極参加と建設的提言を行ってきた」、「また、労働組合として堂々と日の丸の国旗もかかげてきた。左翼労働運動との対決も、明確にしてきた」と、同盟運動を回顧し、「今後もこの理念、方針を労働界に定着させよう」と発展的解散を強調した。

4 全官公、「連合」加盟に備え運動体に移行

旧同盟傘下の官公労組で組織していた全日本官公職労協議会（全官公＝松田義央会長、約二万人）は、八七年一月二六日、運動体へ移行するとして解散、翌二七日全日本官公労組連合会（略称「全官公」）第一回大会を開催、新たに綱領・規約、運動方針を決めた。これは、同盟解散、「連合」結成にともない、「連合」への早期加盟を実現することを目的としたものである。

全官公は、八八年度運動方針のなかで、「『連合』が結成され、そして全官公が運動体に移行した今日、あらためて『連合』に対し加盟・参加を積極的に働きかけ、その実現に向けての諸行動を展開する」としている。また、労戦統一問題に関する基本方針として次の

ように述べている。

① マルクス・レーニン主義に基づく階級闘争至上主義の労働運動など、個人や労働組合の自由を束縛する世界観・思想を断固排除する。

② その具体的措置として、個の尊厳を柱とする自由と民主主義と社会正義に裏打ちされた労働組合主義と国際自由労連加盟を労働戦線統一の話し合いの条件とする。

③ 全官公は、以上の条件に合致した労働団体とあらゆる機会を通じて提携共同行動を呼びかけ、組織の拡大・強化に傾注する。全官公は、国鉄の民営化以前は全郵政と鉄労、国税会議が主力であったが、鉄労の民間移行によって現在は全郵政が組織人員の半数に近い組織となっている。

全官公は、すでに一九八四年一月二八日の全官公全国会議で決めた八五年活動指針のなかで、全労協あるいは連合への加盟を求め、運動体に移行する方向を決定している。

八五年一月一二日の幹事会では、「民間先行労戦統一に対する具体的対応策」として、「全労協の連合体移行のさい、同盟が解散する場合は『独立』し、連合体へのオブ加盟あるいはブリッジ共闘を求めるが、①階級的官公労との対峙、②非階級的勢力との提携を基本とする」と決めた。

次いで、八六年一月二六日全国会議で決定した一九八七年度活動方針では、従来の方針を再確認。さらに「全官公が民主的官公労運動のセンターとして十分機能するため、運動体に発展させるよう規約・財政・書記局体制等について検討する」と決め、今日にいたったものである。

6 中立労連・新産別

1 中立労連解散し、「連合」へ

全民労協結成から「連合」発足にいたるまで総評と同盟の触媒役をはたしてきた中立労連は、九月二十九日、東京・赤坂東急ホテルで第一四回定期大会を開き、『連合』発足前日の十一月十九日、「中立労連解散」を決定した。そして残存任務をはたすものとして、中立労組連絡会が結成された。なお、「連合」未加盟組合（全建総連、映演総連）との連携、「連合」の地方組織の整備などもあり、一定の期間、現加盟組合間の連絡機関として、「中立労組連絡会（中連）」の設置（一〇月二十八日発足）もあわせて決めた。質問や意見保留・反対もなく、静かに一つのナショナル・センターの解散が決まった。

中立労連は、八六年九月の定期大会で、全民労連の連合体移行にともなう中立労連の発展的な解散を検討するために「中立労連あり方委員会」を設置し、八七年五月一四日、『連合』への移行にともなう中立労連の発展的解散と『中立労組連絡会』の設置について「がとりまとめられた。これを常任幹事会で承認、大会で決定したものである。」

「方針」は、「中立労連解散の意義」として、「勤労国民・組合員の願望を着実に実現していく労働組合の一大ナショナル・センターを構築していくための一つの脱皮であり、まさに『発展的解消』というべきものである」としている。また、『連合』においては、これまで各労働団体が長年の運動を通じて追求してきた理念を集大成するために、単に妥協するのではなく、各団体の理念・政策・活動を多角的に調整・補強しあうなかで、シンクタンクのオリジナルな研究成果と結合した政策を形成し、新たな運動の方向を見出し、いくことが重要である。そのことが労働運動を大きく転換する突破口を切り開くことになる」と、これを「連合」に求めている。

こうして、「中立労連は、壮大にしてかつ実行力のある『連合』の発展を期し、各加盟単産はこのために全精力を傾注していく決意を固め、今ここに中立労連三〇年の幕を閉じる」とした。

なお、「方針」の提案説明では、「逃げの解散ではなく、『発展的解消』を強調し、そのためにも、「中立労組連絡会（中連）」を設置して、活動に支障のないようにするとした。「中連」は、「加盟各組合間の連絡調整のための暫定的機関として位置づけるが、屋上屋を重ねるべきではないという観点から、できるだけ早く役割を終えて解散するものとする」としている（中立労連大会議案書による）。

〔注〕 中立労連が年次大会を始めたのは一九七四年。しかし、その歴史は古く一九五六年四月、中立労働組合懇談会として発足。同年九月、中立労働組合連絡会議と改称した。その『運営要綱』には「共通する目的のため相互援助と共闘を深め、労働戦線の統一をめざし労働者の経済的社会的地位の向上のためにたたかう」としている。発足直後には、総評・全労・新産別に対し、労働戦線統一懇談会の開催を申し入れたが実現できなかったこともある。その後、総評とともに「春闘共闘委員会」にも参加、一九七

四年、初めて定期大会を開催、「ナショナルセンターとしての機能を充実していく。そのうちに労働四団体の共闘を推進し、労働戦線の統一をめざしてあらゆる可能性を追求する」（豎山利文議長あいさつ）と、ナショナル・センターとして発足することを宣言。以来毎年定期大会が行われ、第一四回が閉幕大会となったものである。

2 新産別、八八年解散を決定

新産別は、一〇月二八・二九の両日、東京で第四〇回定期大会を開き、「来年度組織解散」の方針を満場一致で決定した。

新産別は、これまで、「労働界全体の統一を一九八〇年代中に達成することを目標」としてきたが、これを軌道修正したものである。その理由として、河合委員長は、総評が去る七月の大会で「一九九〇年に統一ナショナル・センターをつくり、総評解体」を決めたことなど、「統一への動きが一段と加速されようとしている」「向こう一年間、全的統一の展望を切り開くために全力を傾注しよう」と強調した。

新産別は、加盟五組織のうち、特別現業労組を除いて、民間四単産はすべて連合加盟を決定しているので、連合発足後はその機構も縮小される。

7 統一労組懇・労研センター、 「左派」の動向

1 統一労組懇

ナショナル・センター化をめざす

統一労組懇は、全民労協の連合組織移行、総評解散決定の方向の進展するなかで、「階級的ナショナル・センターの確立」と「左派との共同」に向けて活動を強めている。

八五年度年次総会（八月一〇～一二日）では、「労働戦線の右翼的再編は、戦前の大政翼賛会、産業報国会と同じ道を歩むもの」と強く批判、「左派」との連携強化を提起した。運動方針では、①国民春闘再構築、②右翼労戦反対、③革新統一の力量強化、④核兵器全面禁止の「四つの共同」を決めた。

八六年五月二一日、「ナショナル・センターあり方懇談会」が主催する「労働戦線統一問題パネルディスカッション」に、労研センターから太田薫・岩井章・市川誠・吉岡徳次の各代表委員、統一労組懇から引間博愛代表委員が出席。労研センターと統一労組懇の共同行動を引間氏が提起したのに対し、岩井氏も「政党支持問題はまた

残るが大筋で一致する」とし、両者の「共同」が一步進んでいることを示して注目された。

八六年度年次総会では、『四つの政策』にもとづいて、労働戦線の右寄り再編反対の共同を思い切ってすすめる」ことを決めた。四項目は、①右翼再編反対、②全民労協路線を前提にした官公労統一反対、③軍拡臨調反対、一致する要求での行動の統一、④資本・政党からの独立の原則である。また、ナショナルセンター機能などの研究をすすめるとの方向を示した。

八六年度臨時総会（八六年二月五～七日）では、「センター的機能」を全国的にも地域的にも体制的に強めること、「シンクタンク（政策集団）」「統一労組懇弁護団」の準備を強化することを提起した。八七春闘では、政策・戦術面でのイニシアチブ発揮を重視すること、単産・部会、地方統一労組懇がそれぞれにセンター的機能を強化することを強調した。

また、八七春闘では、①賃上げ、②人べらし「合理化」反対、③時間短縮、④軍拡・臨調「行革」とのたたかい、⑤反核・平和などの五本の柱での「右翼再編反対」の「共同」を強め、八六春闘における二四都道府県の「共同」を、三〇を越える広がりとすることを強調した。

「階級的ナショナル・センター確立の展望と骨格」を提起

八七年度年次総会（七月二六～二八日）では、「総評の一九九〇年解体決定、全民労協の連合体移行を前にした新たな段階」として、「綱領的文書ともいうべき『階級的ナショナル・センター確立の展望と骨格』（案）を提案」（引間博愛代表委員）、これを全員一致で確認

した。

「案」は、①いま労働組合に何が求められているか、②労働戦線の右翼的再編は、労働者をどこに導こうとしているか、③共通の要求・課題の実現をめざして、④「三つの原則」にもとづく階級的ナショナル・センターの確立の四項からなり、「ひろく労働者・労働組合での討論をよびかける」ものとしている。そのすすめ方について、春山事務局長は、「①大衆的な戦闘的民主的エネルギーを総結集してつくる。スケジュール的につくるものではない。②機が熟したときにはちゅうちょすることなく決断する。矛盾が激化しているもとで、その時期はもっと近いことも予測しておかなければならない」と述べた。また、「左派」との「共同」については、「左派」が結集体をつくり、「一日も早くわたしたちと同じ道を走るパスをつくられることを期待する」と、当面、二つの結集体の連携・共闘の方向を明確にして注目された。

八七年臨時総会（二月七～八日）では、「案」は七月の年次総会やその後出された意見を加えて補強し、再提出された。さらに「左派」や多くの労組の意見をきくために、臨時総会でも、「案」として確認した。なお、八八春闘については「左派」が初めて「春闘懇談会」を発足させることから、これとの連携を確認した。

八八年一月二一日の全国代表者会議では、「階級的ナショナル・センターの展望と骨格」案の討議が全国全単産で深まり、地方統一労組懇の事務局体制も強化され、地域統一労組懇も拡大したと報告された。

また、「いわゆる『左派』との交流も、中央・地方で不均等ではあるが前進し、……労働戦線の右翼的再編に反対し、要求実現、階

級的ナショナル・センター確立」「連合発足反対」の「左派」との「共同」の集会や行動が四十数都道府県で行われたこと、これを春闘での「共同」へ発展させることを強調した。

引間博愛代表委員は、冒頭あいさつのなかで、「総評は、一月一日の社会党黨員協議会で『反自民・非共産』の野党結集選挙を検討するとしたこと、総評解体は同盟路線への屈服、『連合』への吸収であり、また『総評センター』なるものは基本的には社会党の選挙を行うものであり、労働組合参加は政党による組合私物化の典型』で反対だと強調。会議は、総評解体が早まった今日、階級的ナショナル・センター像について早急に追求を開始する必要があることを確認した。

「統一労組懇交通労組連絡会」の発足

統一労組懇に加盟している交通運輸関係の五労組は、八七年一月二五日、東京で、「統一労組懇交通労組連絡会」を発足させた。加盟組合は運輸一般・自交総連・全動労・検数労連・全運輸（六万七〇〇〇人）である。

これは、「連合」ともかわりの強い「交運労協」の結成にともない、全交運が解散したため、「交通・運輸産業労働者の切実な要求実現と階級的労働組合運動の共同闘争の発展をめざす運動体」として発足したものであった。

当面、春闘で運輸・労働両省への申し入れや、「連合」にいろいろな「いけない」労組に呼びかけて実行委員会方式の「交通問題研究交流集会」、研究会、JR労働者を励ます交流集会などに取り組むとしている。

2 労研センター、「左派」の動向

労研センターの活動

総評三顧問（太田薫・市川誠・岩井章）と労働運動研究センター（労研センター）、代表委員（前記三氏など吉岡徳次、中黒忠仁氏ら八氏）、およびこれと関係の深いいわゆる「左派」は、全労協の連合体移行決定と総評の「全的統一」の方向づけに反対する動きを強めた。

八五年一月一〇日、「三顧問」は、総評が「五項目補強見解の整理」を決めたことに反対して、「総評の『五項目見解』の取り扱いに関する総評三顧問の見解」を総評に示し、大衆討議を求めた。三顧問は、「『五項目』は、総評が『基本構想』をそのままでは承認しないとの態度を最低条件を付すことよって大衆的に明らかにしたものの……『整理』とは全労協の現状を追認したうえで『五項目』を総評自らがタナ上げすることであり、実質的放棄ではないのか」「自らのたたかひの歴史を総括し真の労働戦線統一を」求めるとした。

八六年一〇月四～五日に開かれた第四回労研センター総会は、「総評解体・労戦右翼再編反対の声を単産、総評に反映させていくこと」「総評運動の階級的再生」「左派大結集の目標で一致する諸勢力との共闘」を確認した。

八七年六月四日、第二三回全国幹事会で、「労研センター及び全国活動家への呼びかけ」を発表、「総評解体を許さないたたかひ」

を訴えた。これは、五月二六日の総評拡大評議会の一九八七年度運動方針案で、「労働戦線の全的統一による統一ナショナル・センター結成の目標を一九九〇年とする」ことを内定したことに反対して行われたものである。

「呼びかけ」は、「官民すべての労働組合を結集する労働戦線の真の全的統一を従来から主張し、今後も支持するものであるが、総評が提案する方針案は真の全的統一を何ら保障するものではなく、逆に労働戦線の選別、右翼再編にくみするものであるばかりか、戦後日本の平和と民主主義の砦としてたたかってきた総評の解体を性急に急ぐものであって反対である」としている。

七月六日には、労研センターともかかわりの深い国労・全港湾や都労連の委員長三氏が呼びかけ人となって、「総評労働運動の歴史と伝統を守り、継承・発展をめざす七・六集会」を東京・九段会館で開催、三五〇〇人が参加した。集会は、「『連合』による右翼的再編に反対し、総評の運動理念を継承する全国的運動を展開する」とのアピールを採択、全国的な連絡会をめざしている。

次いで、十一月二二、二三の両日、東京で第五回総会を開催、基本的方針と当面のたたかい方を決めた。

基本方針としては、①総評解体に反対、②総評運動の長所と欠陥を正しく総括して教訓を運動に生かしていく、③国労・日教組をはじめ官民左派単産が連携を強めて、県評・地区労など地域運動を守る、④国民春闘の再構築のために、たたかう意志のある単産・組織が自主的に結集して八八春闘懇談会（仮称）を組織することを提唱する、などを提起した。

「八八春闘懇談会」については、「総評傘下にとどまらず、純中立

組合をも含めて、『連合』に行かない行けない単産に結集を呼びかけて、情報交換、連絡調整を中心に共闘の拡大に取り組むべきだ」とした。

なお、「共闘の推進」については、これまで「総評労働運動の階級的再生を通じて、日本労働運動の強化発展をめざす」ことにおいできた。また、「社会党は自ら基本政策である非武装中立、核廃絶、反原発、反独裁対韓政策の見直しに着手し……右傾化の一途をたどっている。党内左派勢力の活動を支持し、反自民・反独占・民主主義擁護の統一戦線の形成に努力する」としている。

岩井代表幹事は、「①労基法・労組法の改悪、首切りにはストでたたかうことを検討したい、②国労・日教組の左派激励、③総評が解体された場合の結集の問題、④春闘での統一労組懇との共闘の必要」などと集約した。また、新たに専従事務局長をおき中里忠仁代表幹事が就任した。なお、都道府県別の労研センターは現在一一、会員は約一三〇〇人である。

岩井章、「階級的・戦闘的ナショナル・センターの骨格」（私案）を提示

労研センターの代表であり、国際労働問題研究会会長の岩井章氏は、労研センターが「総評解体反対」の呼びかけを決めた直後の六月八日、「階級的・戦闘的ナショナル・センターの骨格」（私案）を提起した。これは、「総評解体の方向を総評自身が口にしてはいる以上、それに備えた心づもりは必要だ」として、「日本の階級的戦闘的労働運動をめざす同志に訴えたい」との趣旨から、主として「社会党左派、社民左派、無党派左派」の活動家に呼びかけたものである。

「骨子」は、①総評解体に反対する、②左派組合存立の必要性、③新生総評の路線、④組織と機構の補強、の四項から成り立っている。

【階級的・戦闘的ナショナル・センターの骨格（岩井私案）（要旨）】

① 一九八七年秋には全労連が発足する。結果的には総評解体に反対するいくつもの組合が主力となって、総評路線を継承発展させていくこととなるが、その形はかなり流動的である……この場合、総評の名称を継続して使うのか、新しい名称にするのかは、さらに検討する必要がある。

② 総評解体を断乎として拒否しつつ、総評を継承する新たな連合体を組織化しようとするわれわれの決断がなければ、日本の労働運動は労資協調路線の流れと統一労組懇との二潮流となってしまうことが想定される。だが、統一労組懇に戦闘的労働者のすべてを組織することはなかなか難しいと判断される。社会党左派、社民左派、無党派左派の労働者、少なくともこれらの思想をもった活動家は統一労組懇に参加することは難しい。したがって彼らによって立つべき拠点がなくなってしまうのである。ここに客観的にみて新しい左派連合組織の基盤があるのである。

③ この連合体（新生総評）の路線は、資本や権力とたたかかって労働者・勤労者の生活と権利を守り、職場抵抗と反合理化のとりくみを強め、平和と民主主義擁護のために努力することを基本とする。そのため、あらゆる労働者・勤労者の力を結集する統一戦線形成をめざす。さらに、あらゆる革新政党と固い協力関係をつくり、共闘するのは当然である。

④ この連合体は、当然大企業の近代的労働者を組織する。彼らは連合体の中核の一つである。同時に中小労働者、下請・孫請労働者の組織化を重視する。パート・派遣労働者や内職労働者に特別の注意を払わねばならない。また、青年労働者の教育と組織にも重点をおく。

さらに地区・県段階の組織を重くみる。

組織方針を機構の上で次のように生かすことを考えたい。

一定の組合員数に応じて選ばれる各組合選出の代議員をもって構成する決議機関を設ける。方針決定に当たっては諮問委員会の同意を得た上で決定されなければならない。諮問委員会は、各階層別に同数選ばれる者で構

成する——①大企業労働者、②中小・下請・孫請、③パート・派遣労働者、④婦人労働者、⑤青年労働者、など五つのグループをとりあえず設ける。

諮問委員会の目的は、組合民主主義と大衆路線を重視し、労働運動の活性化をはかるためのものである。（以下略）

以上、「連合」の発足過程、および発足にともなう諸反響、現存のナショナル・センター、傘下組合の動向、「連合」批判・対抗勢力の動向などについて概観した。

日本の労働戦線は現在まさに一大再編の過程そのものをたどっていることが、以上の概観を通じても見てとることができよう。そこで、すぐれて本質的に問われている問題は、古くして新しい問題、すなわち労働組合とは何か、労働組合運動はどうあるべきかという問題である。その問題が、二一世紀をも展望する歴史的転換期において、さまざまな政治的・経済的・社会的諸背景とその変動のなかで問われている。そうしたものとして、日本の労働戦線の一大再編の進行過程について、ひきつづいて、おおいに注目視することが必要であろう。

【参考資料】

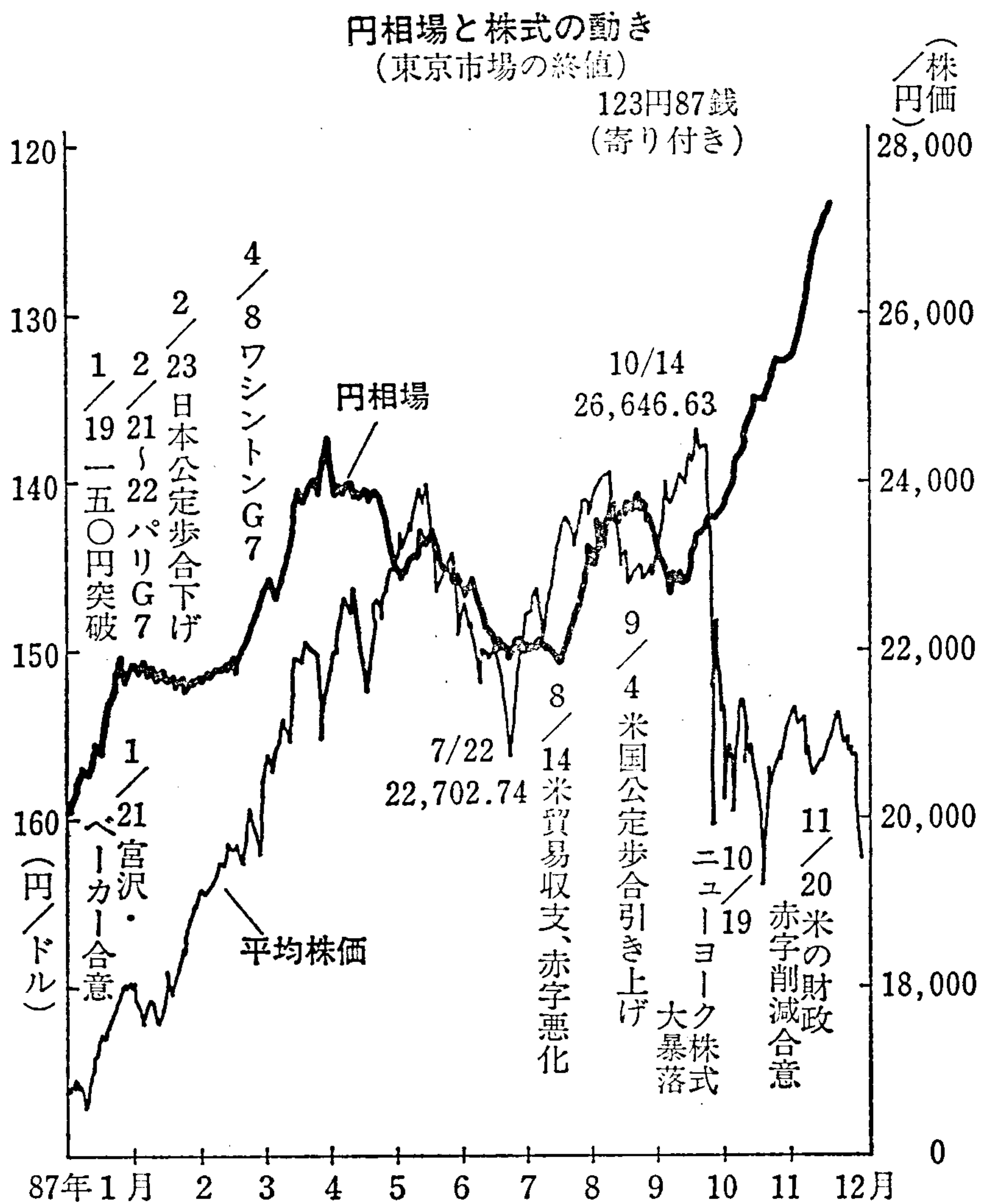
- ① 総評、同盟、中立労連、全労協、統一労組懇、各大会・総会資料、②『総評新聞』、『全労協ニュース』、③『週刊労働ニュース』、『連合通信』、『朝日新聞』、④『連合結成大会報告書』、⑤氏原正治郎監修『資料労働戦線統一』（労働教育センター、一九八八年）、⑥芦村庸介『連合同令部』（第一書林、一九八七年）、⑦矢加部勝美編著『全労協の研究』（日本生産性本部、一九八〇年）、⑧『日本労働年鑑』各年版

第一部

労働経済と労働者生活

I 労働経済の動向

内需拡大・景気回復基調のもとでも、
 改善されない雇用状況
 停滞する賃金、短縮されない労働時間
 労働経済の実勢をさぐる



〔出所〕『朝日新聞』1987年12月28日付夕刊

概況

☆ 八六年の実質経済成長は前年にひきつづき落ち込み、二・六%の低水準となった。しかし、八七年に入ると個人消費の拡大や住宅投資の増加など内需が拡大し景気回復の動きがみられた。

☆ 学卒を除く一般の労働力需給を有効求人倍率でみると、景気動向を反映し、八六年には〇・六二と低水準を記録したが、八七年に入ると、一月の〇・六一倍のあと毎月上昇をつづけ、九月には〇・七四倍と、今回の景気後退期がはじまる前のピークである八五年六月の〇・七〇倍を上回り、八七年の有効求人倍率は、〇・七〇倍となった。

☆ 八七年前期の労働移動状況では前年より入職者が減少し、他方で離職者が増加した。この結果、入職者のうちから転職入職者を差し引き離職者を加えた労働移動者数は、八七年前期には前年同期よりも一・〇%増加し、三五二万九〇〇〇人となった。

☆ 八七年の完全失業者数は一七三万人と、前年より六万人増加し、完全失業率は八六年と同率の二・八%となり、高度成長期以降最高を記録した。

☆ 製造業において常用労働者が過剰であるとする事業所は、八六年に急増したが、八七年に入ると減少しはじめ、八七年二月二四%、五月二二%、八月一九%と漸減しつつある。この背景に

は内需拡大による景気回復の動きがある。

☆ 八七年の労働力人口は、前年より六四万人増加して六〇八四万人となった。対前年増加率は一・一%である。生産年齢人口は九七二〇万人で、労働力率は六二・六%と、前年を〇・二ポイント下回った。八四年から連続して労働力率が減少している。

☆ 八七年の就業人口は五九一一人で、前年より五八万人増加し、対前年増加率は一・〇%であった。また、八七年の就業人口を、自営業主、家族従業者、雇用者という従業上の地位別にみると、自営業主は九一五万人(全体の二五・五%)、家族従業者は五四九万人(九・三%)、雇用者は四四二八万人(七四・九%)である。前年とくらべると、自営業主は三万人増(〇・五%)、家族従業者は三万人増(〇・五%)、雇用者は四九万人増(二・一%)と、就業上のすべての地位で増加がみられた。

☆ 八七年の名目賃金は、調査産業計では対前年比の伸び率が鈍化し、製造業では横ばいであった。実質賃金の八六年と八七年の対比では、調査産業計で横ばい、製造業で微増であった。

☆ 八七年の月平均総実労働時間は、調査産業計・製造業とも微増にとどまった。ただ、所定外労働時間だけをみると、月平均総実労働時間よりも伸び率は大きい。

概況

Ⅰ 労働力需給と雇用調整

内需拡大で景気回復の動き

日本経済は、一九八五年前半には八四年からの景気回復の軌道上にあったが、八五年秋以降の急激な円高と原油価格の低下のもとで、物価はきわめて安定したものの、景気の足どりは非常にゆるやかなものとなった。八五年の実質経済成長率は八四年の五・一%から四・九%へ、八六年にはさらに二・六%と大きく落ち込んだ。しかし、八七年に入ってから個人消費の拡大や住宅投資の増加などにより内需が拡大し、景気回復の動きをみせた。

各需要項目別の推移をみると、八五年秋以降、輸出が急激な円高によって減少をにつげ八六年は対前年比五・二%減となった。一方、輸入は完成品などを中心に大きく伸び、八六年度の輸入は前年比二・八%増となった。この輸出減を背景として製造業の設備投資を中心とする民間企業設備投資の伸びが弱まり、八六年の前年比伸びは八五年の一二・七%に対して六・一%と低い伸びとなった。しかし、八七年に入ると、民間設備投資も内需拡大を背景にゆるやかな回復の動きをみせている。また、民間最終消費支出、民間住宅投資、公的固定資本形成などの国内需要は、物価の安定や外国製品の価格低下もあり堅調に推移した。とりわけ民間住宅投資は、八六年

に対前年比八・四%増を記録し、さらに八七年に入っても高い伸びを記録している。

八四年に対前年比一一・一%と高い伸びを示した鉱工業生産指数は、八五年は四・六%、八六年はマイナス〇・四%を記録した。しかし、八七年は内需の回復を背景に、前年比四・〇%の回復をみせた。

八六年の企業収益は、製造業では輸出の減少や製品価格の下落等を反映して全体として減益傾向で推移していたが、他方、非製造業は建設投資・住宅投資の好調、比較的堅調に推移した個人消費などによって、売上高が増加し、収益も比較的堅調に推移した。八七年に入ってから企業収益は、非製造業ではひきつづき堅調な動きを示している一方、製造業でも回復しつつある。大蔵省「法人企業統計季報」で製造業の経常利益の動きをみると、八七年の四月以降から回復傾向にあり、その背景には営業利益の増加がある。

労働省「労働経済動向調査」によって、製造業の生産判断D・I（増加事業所から減少事業所の割合を引いた値）を取り上げると、八七年四―六月期実績は前期比マイナス一ポイントであったが、その後七―九月期はプラス二ポイントと大幅な増加に転じた。その後も、一〇―一二月期実績見込みでプラス一八ポイント、八八年一―三月の見込みでもひきつづきプラス五ポイントと増加の見通しとなっている（第1表）。

業種別と同様の生産判断をみると、八七年七―九月期実績では、これまで好調であった消費関連業種のほか、鉄鋼・非鉄・金属、一般機械、電気機器でも大幅な拡大となった。一〇―一二月期の実績見込みでは、さらに化学・石油・プラスチック、輸送用機器でも増

第1部・I 労働経済の動向

第1表 製造業における生産，所定外労働時間および雇用の判断D. I.の推移
(季節調整値)(ポイント)

時 期	生 産			所定外労働時間			雇 用		
	見 込	実績見込	実 績	見 込	実績見込	実 績	見 込	実績見込	実 績
82年1～3月	10	△ 2	△ 7	1	△ 11	△ 9	2	△ 3	△ 5
4～6	5	△ 10	△ 9	△ 2	△ 14	△ 9	4	△ 1	△ 4
7～9	2	△ 6	△ 10	△ 5	△ 13	△ 7	△ 3	△ 7	△ 8
10～12	0	△ 14	△ 8	△ 6	△ 17	△ 7	△ 2	△ 7	△ 10
83年1～3月	△ 2	△ 3	3	△ 8	△ 10	0	△ 5	△ 8	△ 9
4～6	1	4	11	△ 10	△ 6	7	△ 6	△ 6	△ 10
7～9	9	10	21	△ 3	3	19	△ 6	△ 6	△ 3
10～12	12	15	23	0	6	19	△ 3	2	△ 2
84年1～3月	14	17	27	4	5	20	2	0	△ 3
4～6	14	13	22	5	2	17	△ 1	△ 3	△ 4
7～9	9	12	20	3	3	14	3	3	△ 1
10～12	15	12	22	6	6	14	3	3	1
85年1～3月	13	7	12	4	3	11	3	4	△ 1
4～6	11	11	9	4	5	6	3	4	△ 1
7～9	11	0	0	5	△ 6	△ 4	2	△ 1	△ 7
10～12	6	△ 2	△ 6	1	△ 8	△ 8	△ 1	△ 3	△ 6
86年1～3月	6	△ 6	△ 9	△ 1	△ 12	△ 14	△ 1	△ 4	△ 8
4～6	3	△ 9	△ 13	△ 2	△ 12	△ 11	4	△ 3	△ 6
7～9	△ 3	△ 14	△ 18	△ 7	△ 15	△ 17	△ 2	△ 7	△ 14
10～12	△ 11	△ 18	△ 19	△ 12	△ 20	△ 15	△ 6	△ 12	△ 18
87年1～3月	△ 8	△ 16	△ 19	△ 13	△ 17	△ 9	△ 10	△ 11	△ 17
4～6	△ 17	△ 14	△ 1	△ 17	△ 10	3	△ 14	△ 11	△ 15
7～9	△ 9	4	21	△ 11	1	23	△ 5	△ 8	▽ 9
10～12	△ 3	18		△ 6	9		△ 5	0	

〔備考〕 労働省『労働経済動向調査』

第2表 一般職業紹介状況¹⁾²⁾

年 月	新 規 求 人 数 (A)	新 規 求 職 件 数 (B)	新 規 求 人 倍 率 (A)/(B)	有 効 求 人 数 (C)	有 効 求 職 者 数 (D)	有 効 求 人 倍 率 (C)/(D)	就 職 件 数 (E)	充 足 率 (E)/(C)
	千人	千件	倍	千人	千人	倍	千人	%
1980年平均	390	364	1.09	1,128	1,507	0.75	119	10.50
1981年平均	372	289	0.96	1,108	1,637	0.68	120	10.80
1982年平均	351	404	0.87	1,055	1,730	0.61	115	10.90
1983年平均	363	407	0.89	1,068	1,791	0.60	118	11.00
1984年平均	398	415	0.96	1,164	1,797	0.65	127	10.90
1985年平均	401	412	0.97	1,161	1,707	0.68	130	11.20
1986年平均	381	420	0.91	1,086	1,740	0.62	128	11.80
1987年平均	4,311	403	1.08	1,197	1,719	0.70	132	11.03

〔備考〕 1) 学卒をのぞきパートをふくむ一般労働者。
2) 労働省『職業安定業務統計』による。

加が見込まれている。また、卸売・小売業、飲食店、サービス業でも増加基調となっている。

■ 一般職業紹介、増加に転じる

学卒を除く一般の労働力需給を労働省「職業安定業務統計」の有効求人倍率でみると、八六年は年間を通じて緩和した状態で、有効求人倍率が〇・六二と低水準を記録した。その後、八七年一月の〇・六一倍の後、毎月上昇をつづけ、九月には〇・七四倍と、今回の景気後退期がはじまる前のピークである八五年六月の〇・七〇倍を上回った。そして八七年の有効求人倍率は〇・七〇倍となった。

新規求人倍率は、八四年の〇・九六倍、八五年の〇・九七倍から、八六年には〇・九一倍へと低下に転じたが、八七年は一・〇八倍と一倍を上回るまで増加に転じた(第2表)。

■ 技能労働者不足は中小規模ほど高率

労働省「技能労働者需給状況調査」によると、八六年一月現在の技能労働者の不足数は、五二万人で景気後退を背景にして五万五六〇〇人不足数が減少した。在職技能労働者(二二三万九〇〇〇人)に対する不足率は四・二%で前年の四・九%を〇・七ポイント下回った。

技能労働者の不足率は企業規模が小さいほど高い。事業所規模別では、一〇〇〇人以上規模〇・三%、五〇〇〇~九九九人規模一・一%、三〇〇〇~四九九九人規模一・四%と不足率が低いのに対して、三〇〇~九九九人規模では四・一%、五~二九人規模では七・四%と高くなっている。不足数の九五・五%が二九九人以下の中小規模事業所

によるものである。なお、三〇〇~九九九人および五~二九人規模では八三年以降年々不足率が上昇していたが、八六年はやや不足率が解消した。

また、産業別にみた技能労働者の不足率は、サービス業七・〇%、建設業六・六%、卸・小売業五・四%で相対的に高い。他方、製造業や運輸・通信業では不足率が低下した。

不足数を職種別にみると、システムエンジニア、プログラマーが五万六四〇〇人で第一位となっている。

■ 新規学卒者の需給状況、比較的好調

八七年三月の新規学卒者に対する求人倍率は、「職業安定業務統計」によれば、高校卒の場合一・五倍であった。八六年には、一・六倍であったことから、八七年は〇・一ポイント前年を下回った。八五年の求人倍率が一・八倍であり、二年連続の低下である。

大卒者への求人倍率は不明であるが、就職者数および卒業生に対する就職者の比率を文部省「学校基本調査」によってみると、短大・大学の合計で、八六年三月卒の場合、就職者が四四万九〇〇〇人、就職率が七八・三%であり、景気後退にもかかわらず八六年の大卒者の就職状況は比較的好調であった。ちなみに、八六年三月の中学卒の就職者数は四万八〇〇〇人で就職率は三・六%、高校卒の就職者数は六四万人、就職率は三九・五%であった。

八六年の新規学卒者の就職先の産業別構成は、中学卒で第二次産業五四・四%、第三次産業四一・六%、高校卒で第二次産業四三・六%、第三次産業五七・三%、大学・短大卒で第二次産業三三・五%、第三次産業六五・五%となり、高学歴層になるほど第三次産業

の比重が高くなっている。

■ 入・離職率の推移

労働省「雇用動向調査」によって労働者の移動状況をみると、八七年度上期の入職者数は二五〇万八〇〇〇人で、前年同期よりも〇・四％減少した。八六年度上期につづく減少である。パートタイム労働者以外の一般労働者の入職者は二〇七万四〇〇〇人（前年同期比一・三％減）で全体の八二・七％を占め、パートタイム労働者は四三万三〇〇〇人（前年同期比四・二％増）で全体の一七・三％を占めた。入職者に占めるパートタイム労働者の割合は、前年同期の一七・〇％より拡大している。

一方、八七年度上期の離職者数は二二四万人で、前年同期より三・九％増加した。一般労働者の離職者は一七六万四〇〇〇人で全体の八二・四％であり、パートタイム労働者は三七万六〇〇〇人で、一七・六％であった。この結果、入職者のうちから転職入職者を差し

引き離職者を加えた労働移動者数は、八七年度上期には前年同期よりも一・〇％増加し、三五二万九〇〇〇人となった。

労働省「毎月勤労統計」によって常用労働者の年間の入職と離職の状況をみると、八七年度の常用労働者の入職率は一・五％、離職率は一・六％となった。入職率は前年同月比を〇・〇六ポイント下回り、離職率も前年を〇・〇四ポイント下回った。製造業では、入職率は一・三％で前年を〇・〇七ポイント下回り、離職率は一・四％で〇・〇二ポイント下回った。

■ 常用雇用指数、前年比減

労働省「毎月勤労統計調査」によって、非農林業の常用雇用の水準につき八五年を一〇〇とした常用雇用指数によってみると（第3表）、八七年度の常用雇用指数は一〇〇・三で、八七年度の常用雇用の伸びはマイナス〇・四％と減少した。

八七年度の常用雇用指数を産業別にみると、製造業では九八・八、

第3表 産業別常用雇用指数 (1985年平均=100) (事業所規模30人以上)

年 月	調査産業計	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸業	卸売業・小売業	金融業	不動産業	サービス業
1983年平均	98.1	106.1	103.8	96.8	105.4	102.8	99.1	100.4	95.2	94.7
1984年平均	98.9	102.7	102.5	98.1	102.5	101.4	99.5	100.2	98.1	96.9
1985年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1986年平均	100.7	94.7	99.5	100.7	99.7	97.6	100.8	101.2	100.2	102.5
1987年平均	100.3	87.3	99.5	98.8	100.0	94.3	101.8	104.1	102.2	104.4

【備考】 1) 常用雇用指数は毎年中間補正がおこなわれる。
2) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

サービス業一〇四・四、卸・小売業・飲食店一〇一・八、建設業九・五、運輸・通信業九四・三となり、サービス業と卸・小売業・飲食店で増加しているのに対して、運輸通信業、製造業、建設業で減少している。

■ 完全失業者、高度成長期以降最高を記録

完全失業者数は、総務庁「労働力調査」によれば、八三年以降の景気回復を反映して八五年には一五六万人と八四年より五万人の減

少をみせたが、円高による製造業の業況停滞のため八六年、八七年と増加に転じ、八七年は一七三万人と前年より六万人の増加を示した(第4表)。完全失業率も八六年と同率の二・八%と高度成長期以降最高を記録した。このように円高による不況の様相が失業率にはつきりと現われた。

八七年の完全失業者を男女別にみると、男子は一〇四万人で前年を五万人上回った。女子の完全失業者数は六九万人で前年を二万人上回った。完全失業率は男子が前年を〇・一ポイント上回って二・

第4表 労働力状況¹⁾

年 月	満 15 歳 以上人口	労働力 人 口	従業上の地位別就業者数				完全失業者	失業率 ²⁾	非労働力 人 口	労働力率 ³⁾	雇用者比率 ⁴⁾
			全 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者					
1980年平均	万人 8,932	万人 5,650	万人 5,536	万人 951	万人 603	万人 3,971	万人 114	% 2.0	万人 3,249	% 63.3	% 71.7
1981年平均	9,017	5,707	5,581	943	592	4,037	126	2.2	3,279	63.3	71.9
1982年平均	9,116	5,774	5,638	943	587	4,098	136	2.4	3,309	63.3	72.7
1983年平均	9,232	5,889	5,733	938	574	4,208	156	2.6	3,305	63.8	73.4
1984年平均	9,347	5,927	5,766	919	565	4,265	161	2.7	3,373	63.4	74.0
1985年平均	9,465	5,963	5,807	916	559	4,313	156	2.6	3,450	63.0	74.3
1986年平均	9,587	6,020	5,853	912	546	4,379	167	2.8	3,513	62.8	74.8
1987年平均	9,720	6,084	5,911	915	549	4,428	173	2.8	3,584	62.6	74.9

- 【備考】 1) 総務庁統計局「労働力調査」による。
 2) 失業率=完全失業者/労働力人口
 3) 労働力率=労働力人口/満15歳以上人口
 4) 雇用者比率=雇用者数/就業者数

八%、女子は前年と同率の二・八%となった。

■ 雇用保険の受給実人員増加

雇用保険制度による受給資格決定者数は、八七年に一四万七〇〇〇件と前年より六〇〇〇〇件減少したが、受給者実人員は八六年の六六万人から六七万二〇〇〇人へと増加した(第5表)。

また、基本手当受給者を含めた被保険者に占める基本手当受給者の割合である基本受給率は前年と同率の二・四%であった。

■ 雇用過剰状況・雇用調整、八六年末をピークに減少傾向

労働省「労働経済動向調査」によると、製造業において常用労働者が過剰であるという事業所が八六年に入って急速に増加した(第6表)。八五年には二月時点で九%、十一月時点で一二%にすぎなかった過剰状況の事業所割合が、八六年に入ると、五月時点で一七%となり、十一月時点では二六%まで増加した。しかし、八七年に入ると過剰とする企業が減少しはじめ、八七年二月が二四%、五月が

第5表 雇用保険業務取扱状況

年	雇 用 保 険		
	受給資格決定者数	受給者実人員	基本受給率
1970年平均	千件 144	千人 496	% 2.3
1975年平均	188	871	3.2
1980年平均	125	648	2.6
1981年平均	140	731	2.8
1982年平均	152	811	3.1
1983年平均	156	865	3.2
1984年平均	156	850	3.1
1985年平均	148	639	2.3
1986年平均	153	660	2.4
1987年平均	147	672	2.4

〔備考〕 労働省『雇用保険事業月報』による。

第6表 労働者の過剰状況の事業所割合の推移(常用労働者)

産 業	85年		86年					87年				
	11月調査	2月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月		
製 造 業	12	13	13	17	20	26	24	22	19	13		
消費関連業	9	8	8	11	13	16	15	13	11	10		
素材関連業	12	14	14	16	21	27	26	22	19	15		
機械関連業	13	15	15	21	23	31	29	27	23	14		

〔備考〕 1) 労働省「労働経済動向調査」による。

(%)

第7表 雇用調整等の方法別実施事業所割合

(%)

時期・産業	計	小計	雇用調整を実施する(M.A.)										特は別とならぬ措置
			残業規制	休業日の増 夏休日の振替、 日休等の増加	労働者の 臨時・季節、 パートの再雇	削減・停 中途採用の止	配置転換	出向	一時(帰休) 休業	募集・解 希望退職者の雇			
87年 4～6月実績	製業 消費関連業種 素材関連業種 機械関連業種 卸売・小売業、飲食店 サービス業	100	34 (28)	24 (18)	3 (4)	2 (4)	8 (10)	9 (9)	10	4 (1)	2 (1)	66 (72)	
		100	15 (17)	8 (10)	2 (3)	1 (3)	4 (7)	2 (3)	1 (1)	2 (1)	85 (83)		
		100	30 (24)	20 (14)	2 (1)	1 (3)	6 (6)	9 (10)	12	5 (1)	1 (1)	70 (76)	
		100	48 (37)	36 (27)	5 (5)	4 (5)	12 (15)	13 (11)	14	4 (1)	3 (2)	52 (63)	
		100	13 (11)	8 (5)	1 (1)	1 (1)	3 (4)	2 (2)	1	0 (0)	1 (0)	87 (89)	
		100	11 (11)	5 (4)	1 (1)	1 (2)	3 (3)	4 (3)	1	1 (0)	1 (1)	89 (89)	
87年 7～9月実績	製業 消費関連業種 素材関連業種 機械関連業種 卸売・小売業、飲食店 サービス業	100	26 (36)	17 (24)	4 (4)	2 (5)	6 (12)	8 (11)	8 (9)	3 (1)	1 (1)	74 (64)	
		100	14 (19)	5 (10)	3 (5)	3 (4)	1 (5)	3 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	86 (81)	
		100	24 (31)	13 (19)	1 (4)	0 (3)	6 (9)	8 (11)	9 (10)	3 (1)	2 (1)	76 (69)	
		100	34 (49)	27 (36)	6 (4)	2 (7)	8 (19)	11 (15)	10 (11)	3 (2)	1 (2)	66 (51)	
		100	10 (10)	5 (5)	2 (3)	1 (0)	1 (2)	2 (2)	2 (0)	0 (—)	1 (0)	90 (90)	
		100	10 (10)	5 (5)	3 (2)	0 (1)	1 (2)	2 (4)	1 (0)	1 (—)	0 (1)	90 (90)	
87年 10～12月実績	製業 消費関連業種 素材関連業種 機械関連業種 卸売・小売業、飲食店 サービス業	100	23 (40)	15 (26)	2 (4)	1 (6)	6 (12)	8 (11)	9 (9)	1 (3)	0 (3)	77 (60)	
		100	11 (16)	5 (6)	2 (3)	1 (3)	1 (4)	3 (4)	3 (2)	1 (2)	0 (2)	89 (84)	
		100	20 (36)	12 (22)	0 (2)	0 (3)	6 (10)	7 (11)	9 (11)	2 (4)	0 (2)	80 (64)	
		100	32 (56)	23 (41)	3 (6)	1 (10)	8 (18)	11 (16)	11 (13)	1 (3)	1 (5)	68 (44)	
		100	8 (9)	5 (6)	0 (0)	1 (1)	1 (3)	1 (2)	1 (1)	— (—)	1 (0)	92 (91)	
		100	10 (12)	4 (5)	1 (1)	2 (2)	1 (2)	3 (4)	1 (2)	1 (0)	0 (1)	90 (88)	

〔備考〕 1) 数値は集計事業所数を100とした実施事業所数の割合である。

2) ()内は前年同期の実施事業所割合である。

3) 配置転換(86年7～9月実績以降)の()内は、出向を含んだ数値である。

4) 労働省「労働経済動向調査」による。

二二%、八月が一九%、十一月が一三%と漸減した。常用労働者が過剰であるとする事業所の八六年における増加は、製造業のなかでも機械関連業種でとくに著しかったが、八七年に入ると機械関連業種でも過剰事業所が減少しつつある。

雇用過剰の急増によって、八六年には雇用調整を実施する事業所も増加したが、八六年一〇月―一二月期実績の四〇%をピークとして、八七年に入ると次第に減少してきている(第7表)。製造業で八七年四―六月になんらかの雇用調整を実施した事業所は三四%であったが、一〇―一二月期実績見込みでは二三%と低下してきている。また、先行きの八八年一―三月期見込みは二三%の横ばいとなっている。それぞれ前年同期に比べ実施率が減少している。製造業を業種別にみると、機械関連業種では八七年一〇―一二月期実績見込みで三二%と八六年一〇―一二月期実績五六%に比べ大幅な減少となっている。

さらに、雇用調整の方法では、残業規制や中途採用の削減・停止の実施率が減少している。

2 就業・雇用構造

■ 労働力人口、六〇八四万人

総務庁「労働力調査」によれば労働力人口は八五年に前年より三六万人増加し五九六三万人に、八六年には五七万人増加して六〇二

〇万人に、八七年には六四万人増加し六〇八四万人となった。対前年増加率は八五年〇・六%、八六年一・〇%、八七年一・一%であった(第4表)。

生産年齢人口は八六年が九五八七万人、八七年が九七二〇万人であり、その結果、生産年齢人口に占める労働力人口の割合である労働力率は、八六年が六二・八%で前年より〇・二ポイント下回り、さらに八七年には六二・六%と前年を同じく〇・二ポイント下回った。八四年から連続して労働力率が減少している(第4表)。労働力人口の増勢は、八〇年代冒頭にはほぼ六〇万人前後の増加を示していたが、八四年三八万人、八五年三六万人といくぶん鈍化がみられたものの、八六年と八七年には再び八〇年代冒頭の増勢に戻った。八七年の労働力人口を男女別にみると、男子労働力人口は三六五五万人で、前年よりも二九万人増加し、対前年増加率は〇・八%であった。女子の労働力人口は二四二九万人で、三四万人増加し、対前年増加率は一・四%であった。女子の労働力参加傾向が男子を上回るという最近の傾向が八七年にもひきつづきみられる。八七年の男女別の労働力率は、男子七七・三%、女子四八・六%である。

■ 就業人口、五九二一万人

就業人口は八六年は五八五三万人で前年より四六万人増加し、八七年は五九二一万人で前年より五八万人増加した(第4表)。対前年増加率は八六年が〇・八%、八七年が一・〇%であった。

八七年の就業人口を男女別にみると、男子就業人口は三五五二万人で、前年より二五万人増加し、対前年増加率は〇・七%であった。女子の就業人口は二三六〇万人で、前年より三三万人増加し、

第8表 第1次・第2次・第3次産業別就業者数¹⁾

(年平均) (単位:万人)

	第1次産業 ²⁾			第2次産業 ³⁾			第3次産業 ⁴⁾			構成比 (%)			
	実数	対前年 増減	増減率	実数	対前年 増減	増減率	実数	対前年 増減	増減率	総数	第1次業 ²⁾	第2次業 ³⁾	第3次業 ⁴⁾
男女計	1980年 577	-	9.5	1,926	+	2.4	3,033	+	1.6	100.0	10.4	34.8	54.8
男	1981 557	-	3.5	1,939	+	0.7	3,085	+	1.7	100.0	10.0	34.7	55.3
女	1982 548	-	1.6	1,931	-	0.4	3,159	+	2.4	100.0	9.7	34.2	56.0
計	1983 531	-	3.1	1,957	+	1.3	3,245	+	2.7	100.0	9.3	34.1	56.6
	1984 512	-	3.6	1,973	+	0.8	3,261	+	0.5	100.0	8.9	34.3	56.8
	1985 509	-	0.6	1,992	+	1.0	3,306	+	1.4	100.0	8.8	34.3	56.9
	1986 495	-	2.8	1,986	-	0.3	3,372	+	2.0	100.0	8.5	33.9	57.6
	1987 489	-	1.2	1,966	-	1.0	3,432	+	1.8	100.0	8.2	33.3	58.1
男	1980年 294	17	5.5	1,322	+	1.9	1,778	+	1.3	100.0	8.7	39.0	52.4
	1981 288	6	2.0	1,323	+	0.1	1,808	+	1.7	100.0	8.4	38.7	52.9
	1982 282	6	2.1	1,315	-	0.6	1,841	+	1.8	100.0	8.2	38.2	53.5
	1983 276	6	2.1	1,319	+	0.3	1,874	+	1.8	100.0	8.0	38.0	54.0
	1984 265	11	4.0	1,326	+	0.5	1,880	+	0.3	100.0	7.6	38.2	54.2
	1985 265	0	0	1,340	+	1.1	1,898	+	1.0	100.0	7.6	38.3	54.2
	1986 259	6	2.3	1,338	+	0.1	1,929	+	1.6	100.0	7.3	37.9	54.7
	1987 256	3	1.2	1,327	-	0.8	1,952	+	1.2	100.0	7.2	37.4	55.0
女	1980年 283	19	6.3	605	+	3.6	1,254	+	1.9	100.0	13.2	28.2	58.5
	1981 269	14	4.9	615	+	1.7	1,278	+	1.9	100.0	12.4	28.4	59.1
	1982 267	2	0.7	616	+	0.2	1,317	+	3.1	100.0	12.1	28.0	59.9
	1983 256	11	4.1	637	+	3.4	1,370	+	4.0	100.0	11.3	28.1	60.5
	1984 246	10	3.9	647	+	1.6	1,382	+	0.9	100.0	10.8	28.4	60.7
	1985 244	2	0.8	651	+	0.6	1,409	+	2.0	100.0	10.6	28.3	61.2
	1986 236	8	3.3	648	+	0.5	1,443	+	2.4	100.0	10.1	27.8	62.0
	1987 233	3	1.3	639	-	1.4	1,479	+	2.5	100.0	9.9	27.1	63.7

〔備考〕 1) 総務庁統計局「労働力調査」による。

2) 第1次産業: 農業, 林業, 狩猟業, 漁業水産養殖業

3) 第2次産業: 鉱業, 建設業, 製造業

4) 第3次産業: 上記以外の産業

対前年増加率は一・四%であった。労働力人口の場合と同様に、就業人口においても、女子の増勢が男子を上回るという最近の傾向が継続していることがわかる。

■ 就業構造、第三次産業だけが増加

八七年の就業人口を、第一次産業、第二次産業、第三次産業の産業部門別にみると、第一次産業は四八九万人（全体の八・二%、以下同じ）、第二次産業は一九六六万人（三三・三%）、第三次産業は三四三二万人（五八・一%）であった（第8表）。前年と比べると、第一次産業が六万人（対前年比マイナス一・二%）減少し、第二次産業も二〇万人（マイナス一・〇%）減少したのに対して、第三次産業だけが六〇万人（プラス一・八%）増加した。

第一次産業は年々減少をつづけているが、第二次産業は八〇年代に入って年平均一%程度の増加をつづけていたのが、八六年には減少に転じ、八七年も八六年以上に減少した。第三次産業は八四年を除いて、年五〇万人前後の増加となっており、八七年は平均を上回る増加テンポを示した。

就業人口の構成を男女別にみると、男子では第一次産業七・二%、第二次産業三七・四%、第三次産業五五・〇%、女子では第一次産業九・九%、第二次産業二七・一%、第三次産業六三・七%となり、女子では第一次産業および第三次産業就業者の割合が高くなっている。

■ 就業者の従業上の地位別構成、全地位で増加

八七年の就業人口を、自営業主、家族従業者、雇用者という従業

上の地位別にみると、自営業主は九一五万人（全体の一五・五%）、家族従業者は五四九万人（九・三%）、雇用者は四四二八万人（七四・九%）であった。前年と比べると自営業主は三万人の増（〇・五%）、家族従業者も三万人増（〇・五%）、雇用者は四九万人の増（一・一%）と、すべての就業上の地位で増加がみられる（第4表）。

これを非農林業部門についてみると、自営業主は七〇三万人（非農林業全体の一二・九%）、家族従業者は三四三万人（六・三%）、雇用者は四三九九万人（八〇・八%）であった（第9表）。前年と比べると、自営業主は四万人の増（対前年比〇・六%）、家族従業者は五万人の増（一・五%）、雇用者は四九万人の増（一・一%）となった。このため、就業者に占める雇用者の割合である雇用者比率は、前年〇・一ポイント上回って七四・九%となった。雇用者比率の上昇という傾向は七〇年代末以降一貫してつづいている。

このように非農林業就業者の地位別構成では雇用者が大幅に増加し、自営業者と家族従業者が減少する傾向がみられた。しかし、八六年に自営業者が増加に転じ、さらに、八七年には家族従業者も増加に転じた。

八七年の雇用者人口四四二八万人のうち、非農林業部門雇用者は四三九九万人で、雇用者全体の九九・三%を占めている。この非農林業雇用者の雇用形態別の構成を常雇、臨時、日雇の三種に分けてみると、常雇が三九四四万人で前年より三二万人の増加（前年比〇・八%増）、臨時が三四二万人で二三万人増（七・二%増）、日雇が一一三万人で五万人減（マイナス四・二%）であった。常用雇用者に比べ、臨時の増加率が高い。

第9表 就業者の従業上の地位別構成

(単位：万人)

従業上の地位別	従業者数	農 林 業				非 農 林 業			雇 用 者				
		総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者	総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者				
									総 数	常 雇	臨 時	日 雇	
1980年	5,536	532	253	249	30	5,004	698	354	3,941	3,567	252	123	
1981	5,581	510	244	236	30	5,071	698	356	4,008	3,626	261	120	
1982	5,638	502	240	232	30	5,136	702	355	4,068	3,672	275	121	
1983	5,733	485	231	222	32	5,247	707	352	4,176	3,751	302	124	
1984	5,766	468	220	219	28	5,299	699	346	4,236	3,807	308	121	
1985	5,807	464	218	218	28	5,343	698	341	4,285	3,847	317	120	
1986	5,853	450	213	208	29	5,403	699	338	4,350	3,913	319	118	
1987	5,911	446	211	206	29	5,465	703	343	4,399	3,944	342	113	
うち													
男子	3,511	224	172	33	19	3,327	458	61	2,795	2,650	92	53	
女子	2,360	222	39	173	10	2,138	245	282	1,604	1,295	250	60	

【備考】 1) 従業上の地位の区分は、つぎのようになっている。

- 「自営業主」—個人経営の事業を営んでいる者。
 - 「家族従業者」—自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。
 - 「雇 用 者」—会社、団体、官公庁あるいは自営業主や個人の家族などに雇われて給料・賃金を得ている者、および会社団体の役員。
 - 「常雇」—雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年をこえる期間を定めているもの、および会社団体の役員。
 - 「臨時」—1カ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者。
 - 「日雇」—日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。
- 2) 総務庁統計局「労働力調査」による。

雇 用 者 の 産 業 別 推 移 と 企 業 規 模 別 構 成

八七年の非農林業雇 用 者 の 産 業 別 推 移 を み る と、 製 造 業 は 一 二 一 五 万 人 で 前 年 よ り も 一 四 万 人 減 少 し た。 八 六 年 の 六 万 人 に つ づ い て 減 少 し て い る。 円 高 に よ る 製 造 業 の 不 況 が 雇 用 者 数 に も 現 わ れ て い る。

製 造 業 以 外 で は、 サ ー ビ ス 業 が 一 〇 〇 八 万 人 で 前 年 よ り 三 九 万 人 増 (四 ・ 〇 %)、 卸 小 売 ・ 飲 食 店 が 九 六 二 万 人 で、 前 年 よ り 二 四 万 人 増 (二 ・ 六 %)、 他 方、 建 設 業 が 四 一 二 万 人 で 三 万 人 減 (マ イ ナ ス 〇 ・ 七 %)、 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 運 輸 通 信 業 は 三 六 〇 万 人 で 四 万 人 減 (マ イ ナ ス 一 ・ 一 %) と な っ た (第 10 表)。

3 賃金と労働時間

■ 名目賃金の上昇率鈍化

一九八七年の名目賃金の水準は、労働省「毎月勤労統計調査」の現金給与総額によってみれば、調査産業計で月平均三万五九〇一円、製造業で三万三〇一五円であった。対前年上昇率は、調査産業計で二・八%、製造業で二・五%であった。名目賃金の上昇率は、八六年には調査産業計で三・五%、製造業で二・四%であり、調査産業計では八七年に入って鈍化、製造業では横ばいといえる。だが製造業の場合、八五年に四・〇%、八六年に二・四%であるから、調査産業計にくらべ一年早く、鈍化していることがわかる（第11表、第12表）。

名目賃金上昇率の調査産業計における鈍化、製造業における横ばいの要因としては、春季賃上げ率が、八七年の場合、春闘史上最低を記録したこと、それと関連して所定内給与の伸びが弱かったことなどがあげられる。

■ 春季賃上げ率、春闘史上最低

八七年春闘における賃上げ妥結結果を、労働省調べによつてみると（第61表）、賃上げ額は民間平均で八二七五円（加重平均）、率では三・五六%であった。

額では八六年の一万一四六円を一八七一円下回り、率でも八六年

の四・五五%を〇・九九ポイント下回ったばかりでなく、春闘史上最低の賃上げ率を記録した（詳しくは、本年鑑第三部Ⅲ「賃金要求と賃金闘争」の項を参照）。

■ 実質賃金は三%増

労働省「毎月勤労統計調査」によつて、実質賃金の推移を八五年を一〇〇とした実質賃金指数によつてみると（第11表）、調査産業計で八六年には前年より三・一%増、八七年は三・〇%増であった。製造業では八六年が二・〇%増、八七年二・七%増であった。八六年と八七年の対比では、調査産業計で横ばい、製造業で〇・七ポイント増となっている。

■ 労働生産性と労働分配率

日本生産性本部の統計によつて、労働生産性の動向をみると、産業計で八〇年を一〇〇とした場合、八五年一二四・一から八六年一二六・八へと推移している。対前年上昇率では、八五年四・三%、八六年二・二%と、伸び率は低下している。

他方、労働分配率の動向を、日銀「主要企業経営分析」によつてみると、全産業計で八五年度四四・三%、八六年度四五・七%、製造業で八五年度四九・五%、八六年度五二・二%となっている。賃上げは伸びないものの、円高による企業実績の悪化なども作用し、労働分配率は低下していない。

■ 産業別賃金格差

次に賃金構造を把握するため、まず産業別賃金格差からみていく

第10表 雇用者の産業別推移（非農林業）

年	建設業	製造業	電気ガス熱供給・水通業，運輸通信業	卸売・小売業，飲食店	サービス業
1970年	305万人	1,144万人	340万人	610万人	558万人
1975	377	1,138	346	711	659
1980	427	1,135	362	825	788
1985	414	1,235	357	912	940
1986	415	1,229	364	938	969
1987	412	1,215	360	962	1,008

〔備考〕 総務庁統計局『労働力調査』による。

第11表 名目賃金および実質賃金指数の推移

（現金給与総額 1985年=100）（規模30人以上）

年 月	調査産業計				製造業計			
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率
1975年平均	55.5	14.8	87.1	2.7	53.7	11.5	84.3	△ 0.3
1980年平均	81.2	6.3	92.9	△ 1.6	80.0	7.5	91.5	△ 0.4
1985年平均	100.0	3.6	100.0	1.5	100.0	4.0	100.0	2.0
1986年平均	103.5	3.5	103.1	3.1	102.4	2.4	102.0	2.0
1987年平均	106.3	2.8	106.2	3.0	105.0	2.5	104.8	2.7

〔備考〕 1) 1985年に調査対象事業所の抽出替えをおこない、指数を過去にさかのぼって改訂した。
2) 労働省『毎月勤労統計調査』による。

第12表 産業別平均月間現金給与支給額

（規模30人以上）

産業別	年 別	1970年	1975年	1980年	1985年	1987年
調査産業計		75,670	177,213	263,386	317,091	335,901(107.3)
鉱業		79,209	197,301	281,478	342,339	346,274(110.6)
建設業		71,727	158,045	251,579	306,244	331,117(105.8)
製造業		71,447	163,729	244,571	299,531	313,015(100.0)
卸売・小売業		68,647	164,958	239,478	272,692	291,428(93.1)
金融・保険業		85,260	206,979	324,108	408,124	437,248(139.7)
不動産業		98,173	190,701	291,315	332,666	361,639(115.5)
運輸・通信業		84,825	198,669	281,573	343,923	369,529(118.1)
電気・ガス・水道業		106,648	241,039	337,047	427,171	463,418(148.0)
サービス業		82,856	202,465	287,153	338,361	357,015(114.1)

〔備考〕 1) 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。
2) 1975年より沖縄県をふくむ。
3) 1987年のカッコ内は、製造業を100とした場合の産業別指数を表わす。

第13表 製造業規模別賃金格差

(指数, 500人以上=100)

年	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
1970年	100.0	81.4	69.6	61.8
1975年	100.0	82.9	68.7	60.2
1980年	100.0	80.5	65.4	58.0
1985年	100.0	77.1	62.9	54.9
1986年	100.0	77.7	64.6	57.2

〔備考〕 1) 労働省『毎月勤労統計調査報告』より算出。

2) 現金給与総額を比較したもの。

と(第12表)、八七年の場合、製造業を一〇〇とすると、電気・ガス・水道業が一四八・〇ともっとも高く、ついで金融・保険業一三九・七、運輸・通信業一一八・一とつづいている。製造業を下回るのは卸売・小売業の九三・一だけである。

■ 規模別賃金格差、やや縮小

企業規模別賃金格差を製造業についてみてみると(第13表)、八六年の場合、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇とすると、一〇〇~四九九人規模は七七・七(前年七七・二)、三〇~九九人規模は六四・六(前年六二・九)、五~二九人規模は五七・二(前年五四・九)となっている。いずれの規模でも、前年にくらべ、格差はやや縮小している。

■ 地域別賃金格差、さらに拡大

八六年の地域別賃金格差を、全国を一〇〇とした指数でみると(第14表)、調査産業計の場合、もっとも低いのは秋田の七六・七、ついで山形七六・九、青森七七・六となっている。もっとも高いのは、東京一一九・〇、ついで神奈川一〇八・五、大阪一〇七・八の順になる。

製造業の場合、調査産業計とくらべ、地域間格差はさらに拡大する。もっとも低いのは、秋田六二・五、ついで青森六三・三、鳥取六七・〇とつづく。もっとも高いのは、東京一二〇・七、ついで神奈川一一二・六、大阪一〇九・二の順になる。東京を一〇〇とすると、もっとも低い秋田は五一・八で、約半分にすぎない。

■ 労働者種類別賃金格差、生産労働者は事務の三分の二

労働者の種類別に賃金格差をみると(第15表)、八六年の場合、現金給与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇とすれば、生産労働者は製造業で六八・八となり、約三分の二である。同じく、管理・事務・技術労働者を一〇〇として、製造業生産労働者の「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」をみると、前者は七三・三、後者は五六・六となり、「特別に支払われた給与」の格差のほうが大きくなっている。

■ 男女別賃金格差、製造業で格差拡大傾向

八六年の男女別賃金格差をみると、男子を一〇〇とした場合、女子の調査産業計で、現金給与総額五二・一、きまって支給する給与

第14表 都道府県別賃金指数
(全国=100.0)

都道府県	調査産業計	製造業
全	100.0	100.0
北海道	94.4	83.9
青森	77.6	63.3
岩手	80.6	68.6
宮城	93.1	72.8
秋田	76.7	62.5
山形	76.9	68.9
福島	80.9	75.7
茨城	94.9	98.1
栃木	92.9	96.4
群馬	91.0	93.3
埼玉	94.7	97.5
千代田	101.8	104.7
東京都	119.0	120.7
神奈川県	108.5	112.6
新潟	82.2	76.8
山梨	89.2	88.0
川崎	90.7	89.3
長野	88.9	84.3
石川	92.6	87.9
福山	87.3	84.5
山長	89.8	87.0
岐阜	94.7	97.5
静岡	104.6	107.6
愛知	95.6	94.5
三河	95.8	101.5
滋賀	106.4	104.5
京都	107.8	109.2
大阪	103.3	107.0
兵庫	91.9	93.3
奈良	98.7	108.2
和歌山	78.6	67.0
鳥取	87.2	74.7
島根	94.3	91.4
山口	97.9	99.9
徳島	91.6	102.1
香川	87.1	84.4
愛媛	89.3	83.0
高松	81.9	81.0
福岡	80.3	75.0
佐賀	96.5	99.9
長門	79.4	73.1
熊野	86.4	80.7
大宮	83.2	73.4
宮崎	82.0	86.3
鹿児島	79.8	72.8
鹿儿	79.1	67.5
沖縄	88.2	98.4

*資料出所

- 1) 労働省『毎月勤労統計調査年報』
- 2) 対前年増加率は、標本事業所の抽出替えによるギャップを修正したうえで計算してあるので、表中の金額から計算したものと必ずしも一致しない。
- 3) 事業所規模30人以上、きまって支給する給与で1人平均月額による。

五三・四、特別に支払われた給与四八・五であった。製造業では、同じく男子一〇〇とした場合、現金給与総額四二・五、きまって支給する給与四四・三、特別に支払われた給与三七・〇であった。調査産業計よりも、製造業で男女別賃金格差は大きくなっている(第16表)。

■ 年齢別賃金格差

八六年の製造業、男子労働者の年齢別格差をみると(第17表)、二〇〜二四歳を一〇〇とした場合、一〇〇〇人以上規模では五〇〜五四歳が一八七で頂点に達するのに対し、一〇〇〜九九九人では四五〜四九歳が一八〇、一〇〜九九九人では四〇〜四四歳が一六五で頂点に達し、それぞれ五歳年齢階級ずつ、頂点が若くなっている。

すなわち、大企業に対し、中小企業のほうが、高年齢層になるほ

ど賃金上昇カーブがゆるやかになる。そして、相対的に若い年齢で頂点に達し、以後はむしろ賃金上昇カーブが下降している。

■ 労働時間の推移、所定外時間が増える

労働省「毎月勤労統計調査」によると、一九八七年の月平均総実労働時間は、調査産業計で一七五・九時間で、前年にくらべ〇・四%増とほとんど変わらない(第18表)。増加分は所定外労働時間であり、対前年比二・五%増となっている。製造業でも傾向は同じであり、八七年の月平均総実労働時間は、対前年比〇・五%増であるのに対し、所定外労働時間は二・八%増となっている。

■ 規模別労働時間の動き

製造業における労働時間の動きを企業規模別にみると(第19表、第

第15表 常用労働者の種類別・給与内訳1人平均1カ月現金給与額

(規模30人以上, 1986年)

産業別	合計			生産労働者			管理・事務・技術労働者		
	現金給与総額	きまってる支給する給	特別に支払われた給	現金給与総額	きまってる支給する給	特別に支払われた給	現金給与総額	きまってる支給する給	特別に支払われた給
調査産業計	327,041	244,216	82,825	*	*	*	*	*	*
鉱業	340,705	269,266	71,439	311,651	259,940	51,711	385,191	283,545	101,646
製造業	305,414	230,986	74,428	263,762	205,009	58,753	383,361	279,599	103,762

〔備考〕 1) 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。
2) *印は労働者の種類別の調査をおこなっていない。

第16表 常用労働者の性別1カ月平均現金給与額

(規模30人以上, 1986年)

産業別	現金給与総額		きまってる支給する給与		特別に支払われた給与	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
調査産業計	388,899	202,664	288,985	154,201	99,914	48,463
鉱業	358,481	185,903	288,932	141,547	69,549	44,356
製造業	373,324	158,550	280,372	124,183	92,952	34,367

〔備考〕 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。

第17表 企業規模別にみた年齢別賃金格差
(製造業, 男子生産労働者)

(1986年, 20~24歳=100)

年齢階級	1,000人以上	100~999人	10~99人
18~19歳	87	86	86
20~24	100	100	100
25~29	121	120	121
30~34	145	142	138
35~39	164	161	155
40~44	181	177	165
45~49	186	180	162
50~54	187	177	157
55~60	179	164	143

〔備考〕 労働省『賃金構造基本統計調査報告』による。

20表)、八七年の総実労働時間は、五〇〇人以上規模で一七五・一時
間、対前年比で〇・三%増、一〇〇~四九九人規模で一七八・九時
間、〇・四%増、三〇~九九九人規模で一八四・七時間、一・二%増
であった。五〇〇人以上を一〇〇とした場合、一〇〇~四九九人で
一〇二・二、三〇~九九九人で一〇五・五と、企業規模が小さくなる
ほど総実労働時間が長くなるという傾向に変わりはない。
だが、八七年の場合、所定外労働時間の対前年比をみると、五〇
〇人以上で〇・二%減であるのに対し、一〇〇~四九九人で二・四
%増、三〇~九九九人で八・八%増と、企業規模が小さいほど、所定
外労働時間の伸びが目立っている。

第18表 労働時間の推移

(規模30人以上)

		調査産業計			製造業		
		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
実数(時間)	1970年	186.6	169.9	16.7	186.4	168.4	19.0
	1975年	172.0	161.4	10.6	167.8	158.7	9.1
	1980年	175.7	162.2	13.5	178.2	161.8	16.4
	1985年	175.8	161.0	14.8	179.7	161.3	18.4
	1987年	175.9	161.1	14.8	179.1	161.6	17.5
対前年同期増減率(%)	1970年	—	—	—	△ 1.2	△ 0.7	△ 4.4
	1975年	△ 1.9	△ 0.8	△ 16.7	△ 3.0	△ 1.3	△ 24.2
	1980年	△ 0.3	△ 0.5	1.8	0.3	△ 0.4	6.8
	1985年	△ 0.8	△ 0.9	1.6	△ 0.7	△ 0.9	1.1
	1987年	0.4	0.2	2.5	0.5	0.3	2.8

〔備考〕 1) 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。
 2) 対前年同期増減率は指数から算出し、調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済み。

第19表 製造業規模別にみた月平均労働時間数と格差

(単位：時間)

		500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
総実労働時間	1970年	185.0 (100.0)	187.0 (101.1)	191.5 (103.5)	195.1 (105.5)
	1975年	163.3 (100.0)	166.8 (102.1)	175.6 (107.5)	180.6 (110.6)
	1980年	176.0 (100.0)	176.3 (100.2)	182.9 (103.9)	184.4 (104.8)
	1985年	177.3 (100.0)	179.0 (101.0)	183.5 (103.5)	182.7 (103.0)
	1987年	175.1 (100.0)	178.9 (102.2)	184.7 (105.5)	—
所定外労働時間	1970年	22.4 (100.0)	17.7 (79.0)	15.8 (70.5)	—
	1975年	9.7 (100.0)	8.6 (88.7)	9.0 (92.8)	—
	1980年	20.0 (100.0)	15.5 (77.5)	13.3 (66.5)	—
	1985年	21.9 (100.0)	17.8 (81.3)	14.9 (68.0)	—
	1987年	19.4 (100.0)	17.2 (88.7)	15.5 (79.9)	—

〔備考〕 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。

第20表 規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）（%）

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1978年	0.3	1.0	0.7	0.2
	1979年	1.4	1.1	0.7	0.6
	1980年	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.5
	1985年	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.9
	1987年	0.3	0.4	1.2	—
所定外労働時間	1978年	1.8	9.3	5.9	—
	1979年	17.9	13.5	9.4	—
	1980年	13.4	4.1	1.1	—
	1985年	2.2	0.9	0.0	—
	1987年	△ 0.2	2.4	8.8	—

【備考】 1) 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。
 2) 3年ごとに標本抽出替えがおこなわれるさい（最近は85年4月）、ギャップを生じるため、ギャップ修正済指数により算出している。

【参考資料】 ①総務庁統計局『労働力調査』、②労働省『職業安定業務統計』、③同『雇用保険業務月報』、④同『毎月勤労統計調査報告』、⑤同『技能労働者需給状況調査』、⑥同『昭和六十二年版 労働白書』、⑦同『労働経済動向調査』、⑧同『賃金構造基本統計調査』

II 労働者生活の実態

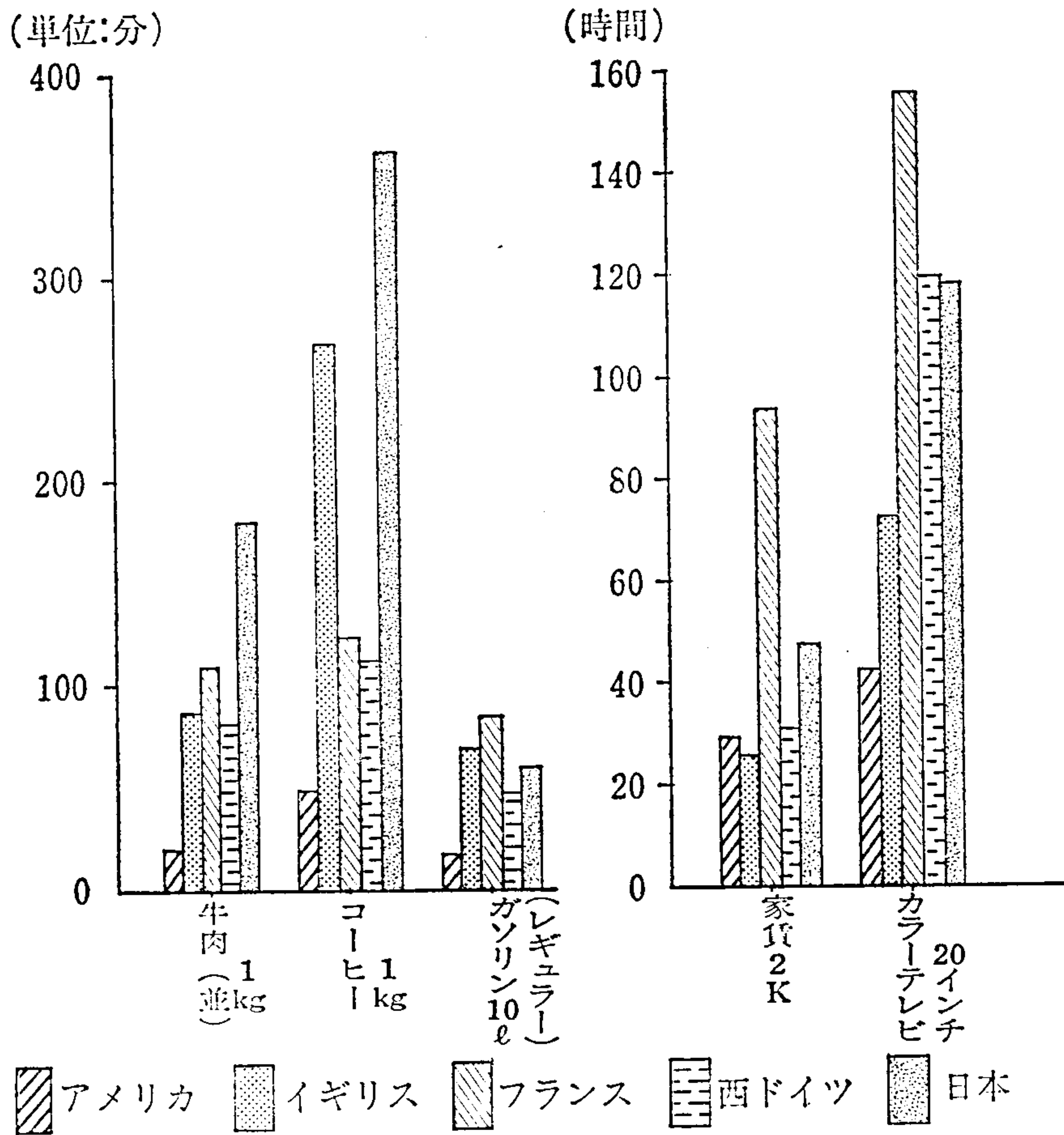
すすむ円高、すすまぬ差益還元

賃金「世界最高水準」で、

豊かな労働者生活は実現したのか？

各種調査をもとにその実像をさぐる

労働時間でみた賃金購買力
——国際比較・1986年——



〔出所〕 IMF・JC『労働時間でみた賃金購買力』(1987年)
〔注〕 比較サンプルは電機産業労働者。

概況

☆ 八六年の全国消費者物価指数は、前年比〇・六％上昇、八七年は〇・一％上昇で、五八年以来二九年ぶりの低い上昇率となった。物価動向を費目別にみると、円高差益還元策によって光熱・水道、食料がマイナスとなった。他の品目もほとんど動きがないなかで、教育、住居の上昇率がやや高くなった。

☆ IMF・JCの『労働時間でみた賃金購買力』の国際比較調査によると、円高により日本の賃金水準は名目上は大幅に上昇したが、食料品・家賃などの必需的品目は欧米と比較して割高であり、「高賃金」によって購入しうる財・サービスはそれほど増加していない。

☆ 総務庁統計局の『家計調査』によると、全国勤労者世帯の八六年一カ月の実収入は四五万二九四二円で、対前年比名目一・八％、実質一・四％、可処分所得は三七万九五二〇円で、実質一・二％の低い伸びであった。非消費支出の実収入に対する割合は、七五年八・七％から八六年一六・二％と年々増加し一二年間一貫して拡大基調にあり、非消費支出の伸びが可処分所得の伸びを抑えている。労働省の家計調査分析によると、勤労者世帯で一番所得の高い第五分位階級は、実収入・消費支出の双方で、他の所得階級と比べて対前年同期比の伸び率が高く実収入三・六％、消費支出四・六％増であった。

☆ 昭和六二年度『国民生活白書』は、円高・貿易摩擦などの国際環境変化を背景に、生活関連社会資本を整備し、内需拡大の必要性と生活重視を強調している。

概況

1 消費者物価の動向と賃金購買力

■ 消費者物価、五八年以来の低い上昇

一九八五年を一〇〇とした総務庁統計局の全国消費者物価指数（総合指数）でみると、八六年一〇〇・六、八七年一〇〇・七であった。八六年度は前年平均に比べ〇・六％上昇であるが、八七年度は〇・一％上昇にすぎない（第21表）。

この総合指数の対前年上昇率の動きをみると、八二年二・八％、八三年一・九％、八四年二・三％、八五年二・〇％と二％前後の安定した動きをみせていたが、八六年は一％を下回った。さらに八七年は、〇・一％と、二九年ぶりに五八年のマイナス〇・四％以来の低い上昇率となった。

消費者物価が八六〇八七年と安定基調にあるのは、円高と原油安などで輸入原材料価格が下落したことに加え、天候に恵まれて生鮮食品が下落したことなど食料価格が安定したことによる。

■ 費目別物価、輸入関連大幅下落、教育・住居比較的上昇

一〇大費目別にみた消費者物価の動向（第22表）をみると、教育が八六年三・六％、八七年三・四％と比較的高い対前年上昇率であったほか、住居（八七年二・八％）、保健医療（同一・九％）とつづいて

第 21 表 全国消費者物価指数

(1985年平均=100)

費 目	総合	食料	住居	光熱・ 水道	家具・ 家事用品	被服お よび履 物	保健 医療	交通 通信	教育	教養 娯楽	諸 雑費	生鮮 食品
品 目 数	543	207	24	7	58	85	20	36	13	64	29	59
ウ エ イ ト	10,000	3,293	1,376	649	469	804	276	1,157	413	1,103	460	601
1975平均	63.3	67.0	58.7	54.1	79.4	65.5	65.7	60.6	42.5	66.9	57.4	59.9
1976	69.3	73.1	64.6	59.5	80.5	70.9	71.1	66.6	50.1	71.2	69.4	68.8
1977	74.9	78.0	70.7	65.1	83.6	75.2	74.6	78.8	57.2	75.6	73.6	75.0
1978	78.1	80.7	76.2	64.7	85.2	77.9	81.9	79.8	64.3	79.1	75.7	76.3
1979	81.0	82.4	80.5	67.7	86.7	81.7	83.7	84.6	70.1	81.7	77.9	79.8
1980	87.3	87.4	85.5	90.4	92.9	86.1	85.1	90.0	76.6	87.6	87.3	87.6
1981	91.5	92.0	89.3	97.4	97.1	89.6	87.5	93.1	82.4	92.0	91.3	93.1
1982	94.1	93.7	92.5	100.8	97.9	92.2	90.0	97.8	87.4	93.8	92.9	91.7
1983	95.8	95.6	95.4	100.5	98.5	94.3	91.2	97.0	91.7	96.1	96.5	94.1
1984	98.0	98.3	97.5	100.4	99.3	96.7	94.5	97.9	95.7	98.0	98.7	97.6
1985	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1986	100.6	100.2	102.5	95.0	100.0	102.2	101.9	99.3	103.6	101.5	102.0	97.5
1987	100.7	99.3	105.4	88.0	99.4	103.3	103.8	100.0	107.1	102.0	103.1	95.0

〔備考〕 総務庁『消費者物価指数』

第 22 表 消費者物価の費目別対前年上昇率および寄与度

区 分	対前年上昇率 (%)			寄 与 度		
	1985年	1986年	1987年	1985年	1986年	1987年
総 合	2.1	0.6	0.1	2.1	0.6	0.1
食 料	1.7	0.2	- 0.9	0.7	0.1	- 0.2
住 居	2.7	2.5	2.8	0.1	0.3	0.4
光 熱・水 道	- 0.4	- 5.0	- 7.4	0	- 0.3	- 0.5
家 具・家 事 用 品	0.7	0.0	- 0.6	0	0.0	- 0.0
被 服 お よ び 履 物	3.4	2.2	1.1	0.3	0.2	0.1
保 健 医 療	5.9	1.9	1.9	0.2	0.1	0.1
交 通 通 信	2.1	- 0.7	0.7	0.2	- 0.1	0.1
教 育	4.5	3.6	3.4	0.2	0.1	0.1
教 養 娯 楽	2.1	1.5	0.5	0.2	0.2	0.1
諸 雑 費	1.3	2.0	1.2	0.1	0.1	0.1
(生 鮮 食 品) ¹⁾	2.4	- 2.5	- 2.6	0.2	- 0.1	- 0.1

〔備考〕 1) 生鮮食品は食料のなかから抜き出し再掲したもので、食料のなかにも生鮮食品がふくまれている。

2) 総務庁統計局『昭和61年消費者物価指数年報』1987年3月。

いる。教育は、新学年の授業料引き上げや学習塾の値上がりによるものであり、住居は家賃の値上がりによるものである。

一方、光熱・水道は、八六年マイナス五・〇%、八七年マイナス七・四%と大幅な下落をつづけた。これは円高と原油安の差益還元策として、八六年六月と八七年一月の二度にわたって電気・都市ガスの料金引き下げが実施されたほか、灯油も値下がりしたからである。八七年度の食料は、五八年以来二九年ぶりの下落となった。これは生鮮食品の下落以外に、円高の影響により輸入牛肉や乳・卵類、油脂・調味料等が下落したからである。

交通通信は、八六年九月の国鉄運賃改定、バス・私鉄運賃値上げで二・三%上昇したが、ガソリンの大幅値下がりや自動車等関係費がマイナス二・六%の下落であったため、費目全体としてはマイナスとなった。

次に、特殊分類に組み替えた指数で動きをみると、商品は八六〇八七年と二年連続して下落している。内訳をみると、農水畜産物と、ガソリン・電気・ガスなどの工業製品が下落、出版物は人件費コストが高いため一・九%の上昇である。サービスの対前年上昇率は八五年三・二%、八六年二・三%、八七年二・二%である。五〇年の二・二%以来の低い上昇率であるが、商品が物価を押し下げたのに比べ、総合指数を押し上げる要因となっている。

■ 国民春闘共闘会議の生計費指数、対前年比二・一%増

国民春闘共闘会議は、八六年一〇月、首都圏の傘下組合員で一般世帯二六三世帯、共働き世帯三二世帯の約三〇〇世帯について家計調査を実施し、その結果と源泉徴収票を基礎資料として生計費指数

第23表 生計費指数と消費者物価指数の比較 (86年平均)

項目	ウエイト		国民春闘共闘会議		総務庁	
	春闘共闘会議生計費指数	総務庁消費者物価指数	生計費指数	寄与率	消費者物価指数	寄与率
総合	10,000	10,000	2.1%	100.0	0.9%	100.0
食料	2,809	3,088	0.1	1.0	0.1	3.4
住居	596	1,736	5.2	15.1	2.1	40.5
光熱・水道	398	626	- 5.1	- 9.8	5.0	-34.8
家具・家事用品	266	406	0.7	0.9	0.4	1.8
被服	562	832	2.5	6.7	3.0	27.7
医療・保健・衛生	266	290	2.8	3.6	2.0	6.4
交通・通信	769	962	- 0.5	- 1.7	- 0.2	- 2.1
教育	710	529	2.2	7.5	3.8	22.4
教養娯楽	410	1,098	2.8	5.6	1.9	23.2
社会的活動費	242	—	5.1	6.0	—	—
その他の消費支出	1,524	433	1.2	8.5	1.8	8.7
小計	8,552	—	1.0	43.3	—	—
非消費支出	1,448	—	8.1	56.7	—	—

〔備考〕 国民春闘共闘会議「第13回・家計調査・生計費指数の報告」『総評調査月報』1987年6月号

を試算した(第23表)。総務庁統計局の消費者物価指数では、土地・家屋の購入費が財産の購入であること、また、税・社会保障費などの非消費支出には反対給付が行われていることを理由に、これらは指数の算定対象にとりあげられていない。これに対して生計費指数は生活実感をより反映するよう、土地・家屋購入費や非消費支出、さらに、こづかい、社会的活動費としての労働組合費などを含めて算出されている。

国民春闘共闘会議による八六年の生計費指数は、対前年上昇率二・一%となった。これは、総務庁統計局の東京都部消費者物価指数の対前年比上昇率〇・九%を上回る。生計費指数二・一%上昇の内訳は、指数全体に占めるウェイトが八五・五二%の消費支出の対前年比一・〇%増、そのウェイトが一四・四八%の非消費支出の対前年比八・一%増である。すなわち、非消費支出の著しい上昇が生計費指数全体を上押し上げていることがわかる。

非消費支出の各項目では、所得税は対前年比一二・七%増、地方税も同じく一二・八%増であり、また八五年一〇月以降実施された厚生年金の保険料率の引き上げにより、対前年上昇率一七・二%となった。これら非消費支出の上昇分の指数全体に対する寄与率は五六・七%であり、八五年の寄与率四〇・四%をさらに上回った。

■ 労働時間でみた賃金購買力の国際比較——IMC・JC調査

八六〇八七年は、円高が国民生活に大きな影響をおよぼした。その一つは、円高差益還元によって光熱・水道や食料品などの基礎的費目が値下がりし、物価全体も安定基調を維持したことである。また、収入面で、円高は国際比較上日本の賃金水準を大幅にアップさ

せた。しかし、消費購買力平価(同じ内容、同じ量の消費財、サービスが購入できる各国通貨単位の比較値)からみて、現在の為替レートは勤労者には高すぎる感を否めず、国際比較上、賃金は上昇しても、その賃金によってあがなえる財・サービスは向上していない。

IMF(国際金属労連)本部は、毎年二月に、世界各国の加盟組合に購買力調査を依頼し、賃金購買力の比較調査を実施している(調査対象は鉄鋼・造船・機械金属・電機・自動車の五つの産業である)。国際比較はデータの均一性を保持することが困難であるが、各国の生活水準を数量的に比較し一目で理解できるというメリットがある。

調査は、時間当たり賃金、総賃金に占める勤労者の社会保障支出の割合、小売価格調査の三部から構成されている。小売価格調査の対象は二九品目で、IMF・JC調査では総務庁統計局の小売価格調査統計・東京都部・一二月の数値が使用され、賃金については労働省『毎月勤労統計』から生産労働者男女計・年平均の数値が使用されている。八六年の鉄鋼産業の時間当たり賃金は二二二八円、社会保障に対する支払い推定分を控除すると一九六四円となる。

まず時間あたり賃金は、スイス・フランで換算したものを比較すると、アメリカについて二番目、社会保障支出の割合は七・六%で西ドイツ、イギリスよりも下回り、アメリカを若干上回る。食料品は一五品目が調査されており、日本はアメリカよりきわだって高いが、西ヨーロッパ諸国よりもさらに高い。家賃は三六時間三〇分の労働時間であるが、広さの指定がないので、坪あたり単価では日本はもっと高くなる。冷蔵庫・テレビ・乗用車などの耐久消費財は、日米欧でそれほどの差はない。食料品など他の品目では日本が割高であったのと比較すると、安く入手できる物品になろう(第24表)。

第24表 6カ国の小売価格調査(1986年・金属産業平均)

	日本	アメリカ	西ドイツ	イギリス	韓国	タイ
食料品	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
パン 1kg	15	7	13	14	32	2.23
牛肉(並) 1kg	2.19	15	1.11	1.13	3.33	41.01
豚肉 1kg	58	20	46	47	2.08	3.01
鳥肉 1kg	43	11	21	27	1.14	2.09
牛乳 1ℓ	8	6	5	7	34	1.06
魚 1kg	2.38	24	1.00	1.03	1.16	1.32
バター 1kg	1.05	27	36	32	—	7.34
植物油 1ℓ	20	—	17	14	48	2.09
卵 1コ	0 ³ / ₄	0 ² / ₅	1	1	2	6
ばれいしょ 1kg	8	3	3	4	15	58
米 1kg	19	5	26	16	25	30
砂糖 1kg	10	4	8	10	28	52
紅茶 1kg	3.24	—	2.47	3.24	—	77.13
コーヒー 1kg	4.40	40	1.38	3.46	18.54	38.30
オレンジ 1kg	12	6	10	11	45	48
衣料品(中質のもの)						
紳士毛織スーツ 1着	35.42	12.39	22.00	19.15	41.27	251.09
ワイシャツ 1枚	2.30	1.51	2.48	4.03	3.03	10.03
紳士ものコート 1着	23.36	12.12	15.36	16.27	24.24	87.03
紳士もの靴 1足	5.51	2.33	6.48	7.00	10.42	23.27
婦人服(秋もの) 1着	23.57	3.00	20.03	7.54	21.15	38.54
ガソリン						
レギュラー 1ℓ	5	1	4	6	18	43
家賃(月額)						
2K(バス付)	36.30	24.54	26.54	21.39	79.51	133.57
耐久消費財						
冷蔵庫(200~250ℓ)	112	23	38	24	191	536
テレビ(20インチ・カラー)	91	36	105	61	181	753
乗用車(一般向き)	579	892	—	1,444	1,702	18,083
時間あたり賃金 (勤労者の社会保障支出控 除後 (スイス・フラン)	16.17	18.15	12.46	9.52	3.65	0.97
勤労者の社会保障支出の割合 (%)	7.6	7.15	18.10	8.64	—	4.00

〔備考〕 1) 金属産業平均は、鉄鋼、造船、機械金属、電機、自動車の5産業の単純平均。
 2) 資料出所：IMF
 3) IMF・JC『金属』1987年10月号。

2 労働者家計の収入と支出

総務庁統計局の『家計調査』——可処分所得、低い伸び

総務庁統計局の『昭和六一年平均の家計調査報告』によると、全国勤労者世帯の可処分所得（実収入から税・社会保障費などの非消費支出を差し引いたもの、いわゆる手取り収入）は、消費者物価の上昇分を除いた実質で、対前年比一・二%増であった。八四年二・二%増、八五年一・九%増の伸びを下回っており、消費者物価も安定したが、実収入もほとんど増加していないことが、こうした可処分所得の低い伸びとなっている。

『家計調査報告』によって、勤労者世帯（世帯人員三・七八人、有業人員一・五七人、世帯主年齢四三・四歳）の八六年平均の収入と支出の動向は、第25表のようになる。

八六年の勤労者世帯の実収入は、月平均四五万二九四二円で、八年に比べ名目で一・八%、実質で一・四%の伸びであった。近年では第二次石油危機の影響があった八〇年の実質減少（マイナス〇・六%）、八一年の実質横ばい（〇・一%増）につづく実質の低い伸びである。

収入の内訳では、世帯主収入のうち定期収入は前年比名目二・六%増であるが、臨時収入・賞与が名目一・四%減、実質一・八%減であり、これが影響して世帯主収入の伸びが低下した。他の世帯員

収入も実質三・〇%の減少を示したなかで、妻の収入は三万七三九三元で、実質四・四%増の伸びを示した。

実収入に占める妻の収入の割合は、八六年八・三%であり、八四年の八・二%、八五年の八・〇%とほぼ同じ割合である。

可処分所得は三七万九五二〇円で、実質一・二%増であった。税金・社会保障費などの非消費支出は七万三四二二円で三・二%増であり、実収入の伸びが低迷しているにもかかわらず、非消費支出の伸びはそれを上回っており、非消費支出の拡大が可処分所得の伸びを抑えているといえる。その結果、実収入に対する非消費支出の割合は、非消費支出が前年比一〇・〇%増となった八五年の一六・〇%をさらに上回る一六・二%に拡大した。実収入に対する非消費支出の割合は、七五年の八・七%以降、一貫して拡大基調である。

消費支出は月平均二九万三六三〇円で、対前年比名目で一・四%、実質で一・〇%の増加となった。消費支出は八三年以降ゆるやかな伸びを示しており、可処分所得の実質増加率を一貫して下回っている。

消費支出の中身を一〇大費目別（第26表）にみると、実質ベースでみて教育、光熱・水道、交通・通信が四%前後増加した。電気・ガス料金の八六年六月以降の引き下げや灯油の大幅値下げが光熱・水道の実質増加に影響しているよう。教育は学習塾・予備校などの増加によるところが大きい。一方、減少費目は家具・家事用品と被服および履物の二品目であった。後者では、とくに子ども物の減少がめだっている。食料は四年ぶりにわずかな実質増加となった。これは、調理食品や外食の増加傾向がみられたためである。

平均消費性向は八六年が七七・四%で、ほぼ前年並み（七七・五

第25表 勤労者世帯の家計所得動向（1世帯当たり年平均1カ月）

	対前年増加率 (%)		実質									
	名目					実質						
	83年	84年	85年	86年	83年	84年	85年	86年				
実収入	405,517 ^円	424,025 ^円	444,846 ^円	452,942 ^円	3.2	4.6	4.9	1.8	1.3	2.3	2.7	1.4
経常収入	396,183	413,690	433,906	443,322	3.3	4.4	4.9	2.2	1.4	2.2	2.7	1.8
勤め先収入	384,760	401,195	419,610	427,110	3.5	4.3	4.6	1.8	1.6	2.1	2.4	1.4
世帯主収入	337,395	351,413	369,036	373,267	3.1	4.2	4.4	1.7	1.2	2.0	2.3	1.3
定期収入	263,155	273,846	284,330	291,751	3.7	4.1	3.8	2.6	1.8	1.9	1.7	2.2
臨時収入・賞与	74,239	77,567	82,705	81,517	1.3	4.5	6.6	-1.4	-0.6	2.3	4.4	-1.8
妻の収入	31,960	34,698	35,677	37,393	7.4	8.6	2.8	4.8	5.4	6.3	0.7	4.4
他の世帯員収入	15,405	15,084	16,897	16,450	3.5	-2.1	12.0	-2.6	1.6	-4.2	9.7	-3.0
事業・内職収入	5,732	5,808	6,388	6,014	-3.5	1.3	10.0	-5.9	-5.3	-0.9	7.7	-6.3
他の経常収入	5,691	6,686	7,907	10,198	-5.2	17.5	18.3	29.0	-7.0	15.0	15.9	28.5
特別収入	9,334	10,335	10,940	9,620	0.2	10.7	5.9	-12.1	-1.7	8.3	3.7	-12.5
実収入以外の収入	160,877	184,554	212,976	225,696	5.2	14.7	15.4	6.0	-	-	-	-
可処分所得	344,113	359,353	373,693	379,520	2.6	4.4	4.0	1.6	0.7	2.2	1.9	1.2
非消費支出	61,404	64,671	71,153	73,422	6.8	5.3	10.0	3.2	-	-	-	-

【備考】総務庁統計局『家計調査年報』による。

第26表 勤労者世帯の家計消費動向（1世帯当たり年平均1カ月）

消費支出	1983年	1984年	1985年	1986年	対前年増加率(%)							
					名目				実質			
					83年	84年	85年	86年	83年	84年	85年	86年
出料	272,199	282,716	289,489	293,630	2.3	3.9	2.4	1.4	0.4	1.7	0.3	1.0
食住	72,099	73,669	74,369	74,889	1.5	2.2	1.0	0.7	-0.6	-0.6	-0.7	0.5
居住	12,929	13,551	13,748	14,215	2.6	4.8	1.5	3.4	-0.4	2.1	-1.2	1.3
光熱・水道	15,774	17,044	17,125	16,912	3.6	8.1	0.5	-1.2	3.9	8.3	0.9	4.0
家具・家事用品	11,216	11,666	12,182	11,888	1.4	4.0	4.4	-2.4	0.7	3.2	3.7	-2.4
被服および履物	18,910	19,236	20,176	20,554	0.0	1.7	4.9	1.9	-2.2	-0.9	1.5	-0.3
保健医療	6,436	6,878	6,814	6,985	3.0	6.9	-0.9	2.5	1.7	3.3	-6.4	0.6
交通通信	25,729	27,239	27,950	28,819	7.3	5.9	2.6	3.1	8.2	5.0	0.5	3.8
教育	10,414	11,729	12,157	13,118	4.3	12.6	3.6	7.9	-0.6	8.0	-0.9	4.2
教養娯楽	23,462	24,628	25,269	26,142	3.1	5.0	2.6	3.5	0.7	2.9	0.5	2.0
その他の消費支出	75,230	77,077	79,699	80,109	1.3	2.5	3.4	0.5	-	-	-	-
平均消費性向(%)	79.1	78.7	77.5	77.4	-	-	-	-	-	-	-	-

【備考】総務庁統計局『家計調査年報』による。

％)である。八三年以降低下してきた傾向が、ここで変化しなくなっている。

平均消費性向と表裏をなす黒字率(可処分所得に占める黒字の比率)は、平均消費性向と逆の動きを示し、八三年以降やや上昇したが、八五年二二・五％、八六年二二・六％とほぼ一定である(第28表)。

黒字額は八万五八九〇円で、前年比二・〇％増である。黒字の伸びは、八四年六・六％、八五年九・九％であるから、八六年に入ると伸びが鈍化した。黒字のうち、金融資産純増額は五万一七八八円で、可処分所得に占める割合は一三・六％である。黒字の内訳を可処分所得に対する割合で見ると、過去の契約にもとづいて支払いが

第27表 可処分所得・非消費支出の実収入に占める割合および対前年増加率の推移
 全国，勤労者世帯（％）

年次	対前年名目増加率						実収入に 対する比
	実収入	可処分 所得	非消費 支出	勤労 所得税	他の税	社 会 保 障 費	非 消 費 支 出
1971	10.3	10.3	10.1	8.6	12.5	10.1	8.2
72	11.3	10.8	15.9	21.7	18.1	10.0	8.6
73	19.7	19.1	25.6	37.7	21.9	17.9	9.0
74	24.1	24.4	20.4	0.5	24.5	37.5	8.7
75	14.8	14.7	14.9	3.1	21.2	19.2	8.7
76	9.4	8.3	20.0	26.7	21.2	16.0	9.6
77	10.8	9.8	19.9	14.6	17.0	25.2	10.4
78	6.5	5.4	15.3	12.2	18.8	15.8	11.2
79	7.0	6.1	14.4	18.6	17.1	10.9	12.0
80	7.3	6.5	12.6	19.1	10.8	10.5	12.6
81	5.0	3.8	12.9	12.9	14.0	12.5	13.6
82	7.1	5.8	15.4	18.2	19.3	10.7	14.6
83	3.2	2.6	6.8	8.2	8.5	5.2	15.1
84	4.6	4.4	5.3	5.0	6.9	4.6	15.3
85	4.9	4.0	10.0	9.5	9.0	11.2	16.0
86	1.8	1.6	3.2	4.3	4.9	1.3	16.2

〔備考〕 総務庁統計局『家計調査年報』による。

固定している性格の強い黒字（契約性黒字）である保険純増（保険掛金―保険受取り）と土地家屋借金純減などの割合が高まっている。他方、比較的出し入れ自由な黒字（随意性黒字）である貯金純増（貯金―貯金引き出し）や有価証券純購入などの割合は低下する傾向にある。

■ 労働省の『家計調査分析』——階級格差拡大

労働省は八七年一月から九月の総務庁『家計調査』をもとに勤労者世帯の家計動向を細かく分析し、八七年一二月に発表した。これによると、一番所得の高い第五分位階級は、対前年同期比実収入が三・六％増、消費支出が四・六％増であるのに対し、他の所得階級の実収入の伸びは、第一分位が〇・五％、第二分位〇・八％、第三分位〇・一％、第四分位一・一％にとどまった。また、消費支出はそれぞれ〇・二％増、一・八％減、〇・九％減、〇・二％増で、第五分位とは異なった傾向を示した（第4図）。

高所得層の収入・消費の両面における高い伸びは、世帯主収入の伸びよりも、妻の収入、家賃等の事業収入、利子配当等の財産収入などが寄与している。八七年秋までの株式の暴騰などが、株式・有価証券保有の多い高所得層の財産収入を拡大させる要因となった。

一方、中・低所得層については、八六年春闘の賃上げが史上最低の三％台にとどまって収入が伸び悩んだ。また消費の低迷は、教育支出や住宅ローン返済の負担が重くなっていることも一因であろうと分析された。

■ 首都圏労働者の家計——春闘共闘第一三回『家計調査』

一九八六年一〇月に国民春闘共闘会議が実施した家計調査は、一

第28表 勤労者世帯の家計黒字の動向

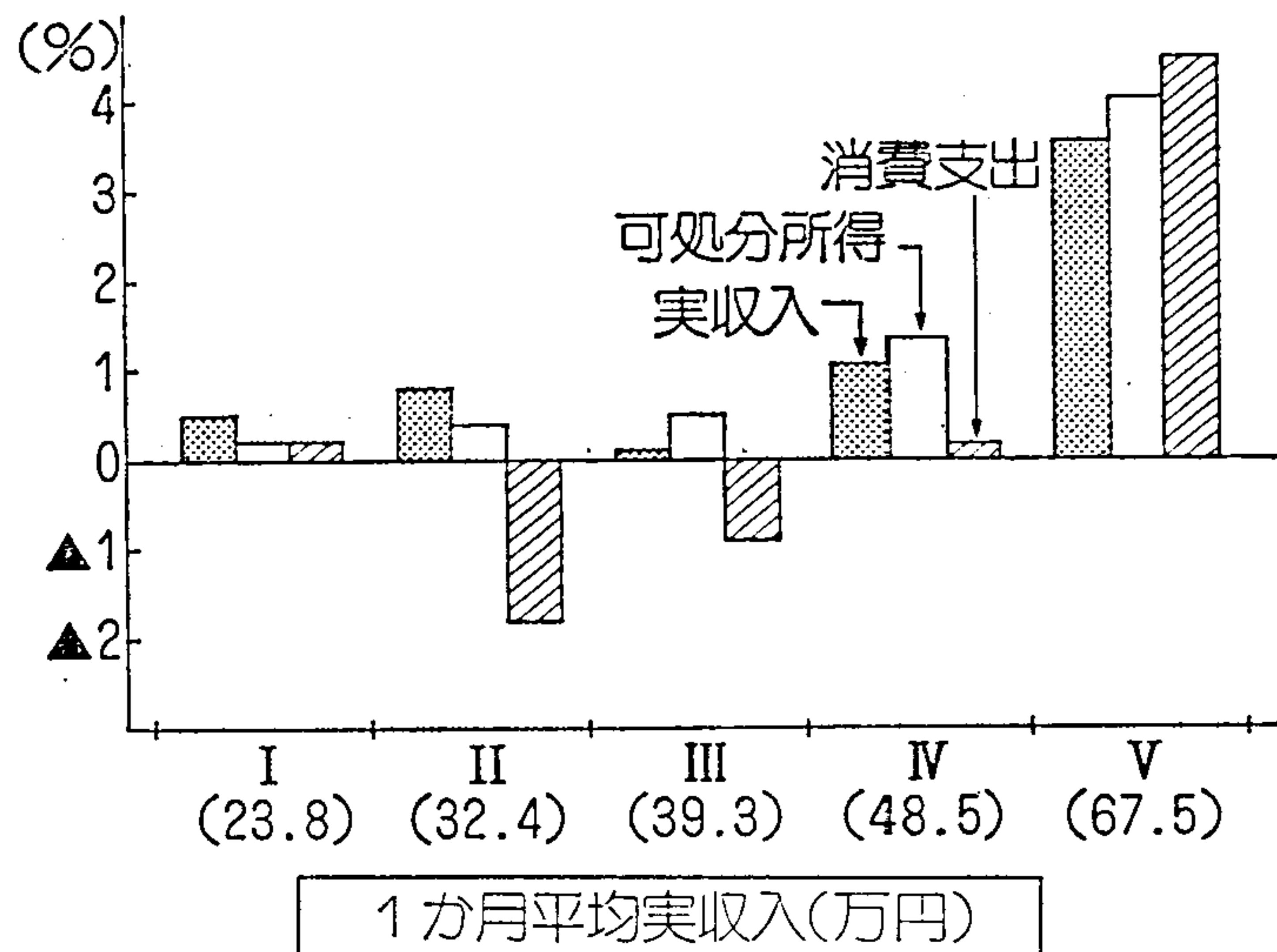
可処分所得 黒字	83年	84年	85年	86年	対前年名目増加率(%)				対可処分所得比率(%)			
					83年	84年	85年	86年	83年	84年	85年	86年
					円	円	円	円				
金融資産純増	42,694	42,899	49,507	51,788	6.3	0.5	15.4	4.6	12.4	11.9	13.2	13.6
貯蓄純増	41,401	41,463	48,181	51,241	7.8	0.1	16.2	6.4	12.0	11.5	12.9	13.6
貯蓄純増	21,849	20,600	25,482	26,377	8.8	-5.7	23.7	3.5	6.3	5.7	6.8	7.0
保険純増	19,552	20,863	22,699	24,864	27.2	6.7	8.8	9.5	5.7	5.8	6.1	6.6
有価証券純購入	1,293	1,436	1,326	546	1.8	11.1	-7.7	-58.8	0.4	0.4	0.4	0.1
土地家屋借金純減	14,759	16,436	13,784	16,683	20.5	11.4	-16.1	21.0	4.3	4.6	3.7	4.4
他の借金純減	2,054	2,124	2,506	2,613	2.9	3.4	18.0	4.3	0.6	0.6	0.7	0.7
月賦純減	2,393	3,033	2,862	2,626	-23.0	26.6	-5.5	-8.2	0.7	0.8	0.8	0.7
掛買純減	-100	3	-390	-232	-	-	-	-	-	-	-	-
財産純増	6,116	7,962	12,223	9,125	8.5	30.2	53.5	-25.3	1.8	1.8	3.3	2.4
その他の他純増	196	160	79	452	0.3	-18.4	-50.6	472.2	0.1	-	0.0	0.1
繰越純増	3,803	4,021	3,632	2,836	5.3	5.7	-9.7	-21.9	1.1	1.1	1.0	0.7

【備考】 総務庁統計局『家計調査年報』による。

般世帯二六三世帯(民間一三六世帯、官公労一二七世帯)、共働き世帯三二世帯を対象とした。そのうち一般世帯(平均年齢三七・四歳、平均勤続年数一五・九年、平均世帯人員三・九人、平均有業人員一・二人)における家計収支の内容は第29表のとおりである。

実収入は、三五万五三四九円で、対前年比六五九五円、一・九%増(名目)となった。八〇年代に入って最も低い伸び率である。妻の収入は一六八〇円のマイナスだが、それは他の世帯員収入と他の実収入で補てんされている。実収入以外の収入では、借入金が一四

第4図 年間収入5分位階級別家計主要指標(名目)の動き
(1987年1~9月期の対前年同期比)



【備考】 資料出所：総務庁『家計調査』

一三円と前年より一三一五円増加した。実収入から非消費支出を除いた可処分所得は二九万七六八六円で、前年比二・三%増加した。非消費支出が対前年比二一八円マイナスであったからである。

実支出は、三二万六八三六円で、対前年比二・五%増であった。消費支出は二六万九一七四円で対前年比三・二%であるが、非消費支出がマイナスであったためこうした結果となった。

可処分所得、消費支出の双方とも伸び率が低かったため、平均消費性向も九〇・四%と、八五年の八九・七%とほぼ同水準であった。

た。貯蓄は対前年比一四・五%増で、八五年の一四・二%にひきつづき伸び率が高い。この内訳は、貯金よりも保険の積み立てによってもたらされている。借入金は一三一五円(一八・五%)増で、他方借入金返済は四七五八円(一四・四%)減であるから、低金利を反映してか借金返済のペースが遅くなっている。

3 昭和六二年版『国民生活白書』

「円高の活用と豊かな資産の創造」という副題をもつ『国民生活白書』が八七年一〇月二三日に発表された。八五年の五カ国蔵相・中央銀行総裁会議(G5)以降、一貫して大幅な円高が続行し、かつ貿易摩擦が惹起された経済環境を踏まえて、同白書は円高をより積極的に活用し、かつ内需拡大のためにも住宅・生活関連社会資本等のストックの整備の必要性をうたっている。そして円高に示されるような国際環境の変化のなかで、日本の経済構造を従来の海外市場依存型から国民生活充実型に転換していくべきことを主張した。

第一章・円高経済下の家計

第一章は「円高経済下の家計」と題され、円高が国民生活におよぼした影響を、家計、物価、雇用、所得、消費等の側面から分析している。これによると物価は安定したものの、①東京が国際金融都市として変貌しつつあり、かつ②金融緩和によって土地に対する投機

第 29 表 家計収支の対前年比較

区 分	1985 年	1986 年	前年比上昇額	前年比上昇率
収入総額	545,812円	562,633円	16,821円	3.1%
実収入	348,753	355,349	6,596	1.9
組合員収入	331,137	337,307	6,170	1.9
配偶者収入	9,038	7,358	- 1,680	-18.6
他の世帯員収入	267	1,070	803	300.7
他の実収入	8,311	9,614	1,303	15.7
実収入以外の収入	128,275	138,930	10,655	8.3
貯金引出	120,840	129,676	8,836	7.3
借入金	7,098	8,413	1,315	18.5
財産売却	0	0	0	-
その他実収入以外の収入	337	840	503	149.3
繰入金	68,784	68,355	- 429	- 0.6
支出総額	545,812	562,633	16,821	3.1%
実支出	318,709	326,836	8,127	2.5
消費支出	260,827	269,174	8,347	3.2
食料	83,566	82,198	- 1,368	- 1.6
住居	13,203	14,234	1,031	7.8
光熱・水道	13,287	13,927	640	4.8
家具・家事用品	9,688	9,908	220	2.3
被服	16,012	19,858	3,846	24.0
医療・保健・衛生	6,908	6,729	- 179	- 2.6
交通・通信	25,426	23,971	- 1,455	- 5.7
教育	24,374	24,872	498	2.0
教養娯楽	11,669	14,585	2,916	25.0
社会的活動費	6,634	6,893	259	3.9
その他の消費支出	50,061	51,999	1,938	3.9
非消費支出	57,881	57,663	- 218	- 0.4
実支出以外の支出	161,361	175,029	13,668	8.5
貯蓄	127,696	146,172	18,476	14.5
借入金返済	33,014	28,256	- 4,758	-14.4
財産購入	156	168	12	7.7
その他	496	434	- 62	-12.5
繰越金	65,742	60,767	- 4,975	- 7.6
可処分所得	290,872	297,686	6,814	2.3

〔備考〕 国民春闘共闘会議「第13回・家計調査・生計費指数の報告」『総評調査月報』1987年6月号。

的需要が高まったため、地価・株価の暴騰（もともと株価は白書発表以降の八七年一〇月に暴落した）が起こった。白書中にはふれられていないが、この地価の暴騰にともなう「地上げ屋」の横行はしばしば新聞の社会面ににぎわした。消費動向ではサービス支出の比率が高まり、輸入品価格が円高で低下した結果、輸入数量が増加した。

また、鉄鋼業など輸出型製造業は円高により経常利益が減少する一方、食料品製造業などの内需型製造業と非製造業は堅調に推移し、雇用・所得面で業種間格差が拡大した。これはとりも直さず経済活力の地域格差が拡大したことで、企業城下町を典型とする地域で雇用調整が進展する一方、金融・情報サービスの集中する大都市圏には人口が集中し、ここでは資産の効率的運用を求めて「財テク」等も活発化した。

第二章・国民生活と資産

第二章は、「国民生活と資産」と題され、フローの面では所得水準も向上し、かなりの水準の生活を営めるようになったが、ストックの面では未整備であるがゆえに、国民の充実感はそれほどではないとしている。家計資産は、金融資産、実物資産、人的資産に分けて分析された。

金融資産の蓄積は増加しているが、五五歳以上の中高年層で格差が拡大してきており、また地域間のばらつきが大である。名目金利の低下で生命保険・有価証券の割合が高まっているものの、欧米諸国と比較して預貯金のウェイトが依然として高い。日本では私的年金の普及が進んでいないことがその原因の一端で、長寿化にともなう老後の備えのために貯蓄を取り崩せないでいることがうかがわ

れる。

実物資産も年々増加し、日本では土地・住宅の資産に占めるウェイトが高い。だが住宅資産額の上昇は、他方で住宅取得を困難なものにしている。持家率・住宅の広さでは地域差が大きく、耐久消費財の普及も年間収入よりは住宅の広さに左右されている。一戸建て住宅の価格は八六年度東京圏で五〇七四万円、地方都市では二四一七万円となった。人的資産のうえでは、七四年以降一貫して家計の消費支出に占める教育費の割合が上昇した。しかし生涯賃金の観点からは、教育投資効率は低下してきている。

また、生活関連社会資本の整備の必要性は毎年のことながら主張され、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教、公共賃貸住宅の普及率の上昇と水準の向上が必要とされている。もともと、し尿処理、ごみ処理、水道整備率などが一〇〇％に近づいたものは、地域間格差が縮小した。

以上のように家計資産や生活関連社会資本を充実させてゆくに、生産重視から生活重視へと社会システムやライフスタイルを転換させることも考えられるべきであり、年次有給休暇の取得が容易な職場環境が望まれるとされた。

4 標準生計費と生活保護基準

人事院の「標準生計費」

国家公務員は労働基本権を制約されていることの代償措置とし

て、人事院の給与改定勧告の対象とされている。この勧告の参考資料として算出されるのが「標準生計費」であり、国民一般の標準的な生活水準を表わすものとして、国家公務員のみならず、組織労働者や最低賃金法の適用を受ける未組織労働者の賃金決定に影響を与えている。一九八七年四月の世帯人員別生計費は、全国の四人世帯で二三万九六七〇円となる(第30表)。

厚生省の「生活保護基準」

生活保護法の適用を受ける場合、その基準となる生計費を「生活保護基準」といい、この生活保護基準を下回るものに対して所得補充が行われることになっている。

一九八六年度から生活扶助基準の標準モデル世帯が、従来の四人世帯から三人世帯(三三歳男、二九歳女、四歳子)へ変更された。これは一般世帯、被保護世帯の平均世帯人員の減少にともなう措置である。また、八七年度から生活水準・生活様式の地域間格差の拡大を考慮し、級地制度の細分化が実施された。従来の一級地、二級地、三級地が各々二区分され、六区分となった。

東京都区部の一級地Ⅰの標準三人世帯に対する生活扶助基準は、八六年度一二万六九七七円、八七年度一二万九一三六円で対前年比一・七%増である。民間最終消費支出の伸び率等が総合勘案された結果となっている。住宅扶助九〇〇〇円の加算は据え置かれた。

第30表 費目別・世帯人員別標準生計費(1987年4月)

その1(全国)

費目	世帯人員 1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,030円	49,650円	68,940円	84,520円	96,410円
住居関係費	18,980	31,640	37,970	39,190	39,480
被服・履物費	4,880	8,750	11,600	13,440	14,270
雑費Ⅰ	16,510	31,370	44,590	56,170	66,110
雑費Ⅱ	19,810	35,200	43,790	46,350	42,910
計	88,210	156,610	206,890	239,670	259,180

その2(東京)

費目	世帯人員 1人	2人	3人	4人	5人
食料費	31,270円	55,450円	74,900円	88,820円	97,220円
住居関係費	21,680	37,100	46,270	49,190	49,530
被服・履物費	4,770	8,730	11,870	14,200	15,720
雑費Ⅰ	18,470	35,800	51,990	67,040	80,940
雑費Ⅱ	23,890	42,400	53,260	57,210	54,260
計	100,080	179,480	238,290	276,460	297,670

- 〔備考〕 1) 食料費は、マーケット・バスケットにより、食料費以外は家計調査(総務庁統計局)における1987年4月の費目別平均支出金額(日数 $\frac{365}{12}$ 日、世帯人員4人)に、費目別、世帯人員数別換算乗数を乗じて算定したもの。なお、平均支出額でなくそれより低額の「並数階層」の支出金額であることに注意。
- 2) 世帯人員、1人欄の額は、独身男子(18歳程度)の額である。
- 3) 雑費Ⅰは保健医療、交通通信、教育、教養娯楽で、雑費Ⅱはその他の消費支出(諸雑費、小遣い、交通費、仕送り金)をさす。
- 4) 『人事院月報』1987年9月による。